月三十一日までとなつていたので、政府原案は同審議会を、期間を付けずに、引き続き存続させることとしていたが、審査中にその存続期間を経過したので、衆議院において同審議会は本法施行の日に新たに置かれるものとする旨の修正がなされた。

四、規定の整備

臨時しよう脳事業審議会は、昭和三十七年九月三十日で存続期間がきて、既に廃止されたので、今回その規定削除を行なう。その他北九州市発足に伴い、門司税関の位置を北九州市と改める。

第四、本法律案施行に要する経費

関税中央分析所の新設	五四五万七千円
定員の増加	三、六四六万円
計	四、一九一万七千円

文部省設置法の一部を改正する法律案

第一、審査経過

衆議院……委員会、本会議とも全会一致で原案通り可決。

参議院……委員会、本会議とも全会一致で原案通り可決。

委員会における主なる質疑は、国立青年の家と地方青年の家との関係、国立青年の家増設計画の有無、大学の附属病院附置研究所の定員外無給職員に対する措置、文部省の各種協議会と国家行政組織法第八条との関係等である。

第二、本法律案の改正点

1. 国立青年の家の増設に伴ない、その設置規定を整備する。
2. 本省の管理局の所掌事務に関する規定を整備する。
3. 文部省職員の定員を改正する。

第三、本法律案の内容

一、国立青年の家設置規定の整備

文部省では三十四年健全な青年の育成をはかる団体訓練の施設として静岡県富士山麓に国立中央青年の家を設置したが、今回さらに九州阿蘇山麓に国立青年の家を設置するためその設置規定を整備しようとするものである。

すなわち国立中央青年の家を国立青年の家に改め、国立青年の家の名称、位置等は、文部省令で定めることとする。

○ 国立青年の家（九州）

三十八年度予算	二億円
職員数	四十人
建坪	二千百五十坪
収容人員	四百人

（参考）

国立中央青年の家は、青少年が宿泊して共同生活をしながら教養をたかめたり研究討議をした

り、各種の技術の習得、体育・レクリエーション活動をする施設として三十四年九月静岡県御殿場市に設置された。ここでは、宿舎のほか食堂、研修室、講堂、体育館、談話室、音楽美術教室、運動場等の設備があり、宿泊定員は五百十八人、一泊の宿泊費は、二百五十円である。

二、管理局所掌事務の整備

文部省の所掌する防災に関する事務についての連絡調整を管理局において行なうこととするとともに、その事務ならびに教育用品に関し基準を設定する等の事務を教育施設部の所掌事務とする。

そのため教育施設部の教育用品主任官を廃止し、契約課を設置する予定である。

三、文部省定員の改正

文部省の定員を八三、一五九人から、八六、四六五人に改める。

その内訳は次の通りである。

区分	改正前定員	増員	改正後定員
本省	八二、五七六	三、二九七	八五、八七三
（うち国立学校職員）	（八〇、四三六）	（三、二三九）	（八三、六七五）
文化財保護委員会	五八三	九	五九二
計	八三、一五九	三、三〇六	八六、四六五

(1) 新規増員の内訳

(イ) 本省関係（国立学校を除く）

○ 内部部局　三人

管理局　五人（国立文教施設整備に関する事業量増大に伴うもの）

減二人（文化財保護委員会に振替）

○ 大臣官房　五十五人

附属機関等

国立科学博物館　八人（自然科学研究部門拡充）

国立近代美術館　二人（京都分館管理業務）

統計数理研究所　二人（電子計算機管理要員）

国立遺伝学研究所　三人（微生物遺伝部第2研究室）

国立青年の家（九州）　四十人

小計　五十八人

(ロ) 国立学校関係

○ 国立学校　二千六百八十六人（学年進行・高等専門学校の創設、学部学科の新設整備等）

○ 大学附属病院　二百六人（診療業務の整備、診療所の新設整備等）

○ 大学附置研究所　三百四十七人（研究所の創設（注）、研究部門の増設等）

小計　三千二百三十九人

(ハ) 文化財保護委員会関係

○ 文化財保護委員会事務局　二人（国有財産事務担当本省より振替）

○ 東京国立博物館　一人（守衛）

○ 奈良文化財研究所　六人（平城宮跡発掘調査）

小計　九人

合計　三千三百六人

（注）
新設の大学附属研究所は次の三つである。
原子炉実験所（京大）
数理解析研究所（京大）
内分泌研究所（群馬大）

(2) 定員増に伴う予算

文部本省		一百万円
附属機関等		七百万円（うち青年の家増設分四百万円）
国立学校等		一、二一一百万円
内訳	国立学校	一、〇五九百万円
	附置研究所	一〇五百万円
	附置病院	四七百万円
文化財保護委員会		二百万円
計		一、二二一百万円

厚生省設置法及び国立光明寮設置法の一部を改正する法律案

第一、審査経過

衆議院……委員会、本会議とも全会一致で原案通り可決。
参議院……委員会、本会議とも全会一致で原案通り可決。

委員会における主なる質疑は、機能回復訓練施設の現況と訓練内容、機能回復訓練に従事する者の養成所の概要、社会福祉施設及び児童福祉施設の職員の給与問題等である。

第二、本法律案の要点

1. 厚生省設置法の一部改正

一、国立療養所に、心身に障害のある者に対して医学的管理の下に行なわれる機能回復訓練又は職能訓練に従事する者の養成所を附置することができることとする。

二、国立精神薄弱児施設に、精神薄弱児の保護及び指導の事務に従事する職員の養成所を附置することができることとする。

三、医務出張所の名称を地方医務局に改める。

四、厚生省本省の定員を改める。

2. 国立光明寮設置法の一部改正

国立光明寮を北海道に設置する。

第三、本法律案の内容

1. 厚生省設置法の一部改正措置

一、国立療養所に附置する機能回復訓練及び職能訓練に従事する者の養成所の概要

イ 設置の理由

心身に障害のある者に対する機能回復訓練及び職能訓練は、心身に障害のある者の社会復帰（リ

ハビリテーション）に最も重要な役割をになうものであるが、わが国においては、その技術の水準が諸外国に比し著しく遅れているので、これらの業務に従事する者の養成機関を設置し、専門家の養成に着手しようとするものである。

ロ　開設年月日　昭和三十八年四月一日

ハ　開設場所　国立療養所東京病院（東京都北多摩郡清瀬町）に附置する。

ニ　職員　所長（併任）一人、併任職員、講師等若干名。養成所設置のための新規増なし

ホ　修業部門及び生徒

機能回復訓練コース	二〇人
職能回復訓練コース	二〇人

ヘ　修業期間　三ケ年

ト　入所資格　高等学校卒業者

チ　予算

諸謝金	二六六（千円）
生徒旅費	四〇（千円）
庁費	四、九〇七（千円）
	五、二一三（千円）

（参考）

一、国立療養所は、全国に一八一ケ所、職員二六、八七二人（昭和三十七年度）である。なお、国立療養所東京病院の職員数は三七六人である。

二、国立精神薄弱児施設（秩父学園）附属職員養成所の概要

イ　設置の理由

精神薄弱児の保護及び指導に当る職員の確保と資質の向上を図るため、これらの職員の養成所を設置し、その養成を行なおうとするものである。

ロ　開設年月日　昭和三十八年十月一日

ハ　開設場所　国立精神薄弱児施設秩父学園（埼玉県所沢市）に附置する。

ニ　職員　所長（併任）一人、専任職員二人（純増）併任職員、講師等、若干名。

ホ　修業部門及び生徒

養成部（一年間）	二〇人	将来、精神薄弱児の保護、指導に従事しようとするもの
現任訓練部（二月間）	二〇人	精神薄弱児施設、精神薄弱児通園施設において、現に精神薄弱児の保護指導に従事している指導員、保母等の職員

ヘ　予算

設備費	一二、五〇九（千円）
初度調弁費	一、九四五（千円）
運営費	四六七（千円）
計	一四、九二一（千円）

（参考）

国立精神薄弱児施設は現在、秩父学園（収容人員一五二人、職員四四人）一ケ所である。

三、医務出張所の名称変更

全国八ケ所の医務出張所の名称を地方医務局に改める。

なお、昭和三十七年度における医務出張所の人員及び内部組織は左の通りである。

名称	職員数	名称	職員数
北海道医務出張所	二八人	近畿医務出張所	三三人
東北〃	二九人	中国〃	二九人
関東信越〃	四五人	四国〃	二〇人
東海北陸〃	三三人	九州〃	三六人
		計	二五三人

所長―次長
- 管理課
- 経理課（関東信越、東海北陸、近畿、九州のみ）
- 業務指導室
- 地方管理官
- 庶務課（北海道、東北、中国、四国のみ）

四、定員の改正

厚生省の定員を左の通り改める。

区分	三十七年度未定員	三十八年度定員	増員数
本省	四九、〇八一人	四九、五二〇人	四三九人
社会保険庁	五六九人	五六九人	〇
合計	四九、六五〇人	五〇、〇八九人	四三九人

増員の内訳

厚生省内部部局	二人
国立予防衛生研究所	一一人
検疫所	五人
国立病院	四九八人
国立療養所	△二三四人（病院転換のため）
国立らい研究所	五人
国立がんセンター	一一三人
国立衛生試験所	一〇人
国立光明寮	五人
国立ろうあ者更生指導所	一人
国立教護院	一人
国立精神薄弱児施設	四人
医務出張所	五人
地区麻薬取締官事務所	一三人
差引増	四三九人

2. 国立光明寮設置法の一部改正措置

国立函館光明寮の概要

一、設置の理由

現在、北海道東北地区については、失明者を収容する更生援護施設がなお十分とはいえない状態で

あるので、北海道函館市に、国立光明寮を設置し、その整備を図ろうとするものである。

二、開設年月日　昭和三十九年一月一日

三、開設地　北海道函館市

四、職員　室長一人、庶務課長一人、係長一人、係員二人　計五人（純増）

五、収容人員　初年度六〇人（昭和三十九年四月一日から収容）

あん摩科　二年コース

施設整備費　九七、八三三（千円）

（うち昭和三十七年度予算三〇、〇〇〇千円）

六、予算　運営費　六、九三二（千円）

計　一〇四、七六五（千円）

（参考）

1. 国立光明寮一覧表

名称	収容人員	職員数
国立東京光明寮（杉並区馬橋）	三〇〇人	六二人
国立塩原光明寮（栃木県塩原町）	二一〇人	四六人
国立神戸光明寮（兵庫県神戸市）	二一〇人	四五人
	七二〇人	一五三人

2. 厚生省所管の主なる特別会計の昭和三十七、八年度における政府職員の予算定員は左の通りである。

特別会計別	昭和三十七年度定員	昭和三十八年度定員	増員数
厚生保険特別会計	八、五八八人（八、〇六七）	八、七七二人（八、三〇七）	一八四人（二四〇）
船員保険特別会計	四〇八人（　三四二）	四〇八人（　三五二）	〇（一〇）
国民年金特別会計	五、三八四人（五、三〇二）	五、四二五人（五、三七七）	四一人（七五）

（注）（　）内の数字は、定員の内地方自治法附則第八条による定員である。

通商産業省設置法及び中小企業庁設置法の一部を改正する法律案

第一、審査経過

衆議院……委員会、本会議とも全会一致で原案通り可決。

参議院……委員会、全会一致本会議多数で原案通り可決。

委員会において全会一致をもつて次の附帯決議を行つた。

附帯決議

特許庁における工業所有権に関する事務の迅速適確なる処理を図るため、審査官、審判官その他の職員の増員及び待遇の改善等については、本委員会においても従来より強く要望してきたところであり、政府もまた順次その措置を講じつゝあるが、特に最近、特に貿易の自由化、技術革新等の影響により、特許等の出願件数は急激に増加し、その審査未処理件数は三十六万件を超え、また、審判の未処理件数も一万

五千件に及ぶ実情にある。

政府は、この事態に対処するため、産業発展の根幹をなすこれらの事務処理について、万全の措置を講ぜられたい。

右決議する。

委員会における主なる質疑は、札幌及び福岡の両鉱山保安監督局のみを通商産業局から独立させた理由、特許庁における審査、審判の状況、特に膨大な未処理件数を解消するための対策、審査官、審判官その他の職員の定員、待遇改善の問題、中小企業対策、石炭産業対策、金属鉱業対策等である。

第二、本法律案の改正要点

一、通商産業省設置法の一部改正

1. 本省に附属機関として、臨時石炭対策本部及び石炭対策連絡協議会を新設する。
2. 札幌及び福岡の鉱山保安監督局の通商産業局への附置を廃止するとともに、所要の地に鉱山保安監督署を置くことができるものとする。
3. 本省内部部局の所掌事務の変更を行なう。
4. 化学工業生産技術審議会を改組する。
5. 本省、四十四名、特許庁、四十一名、中小企業庁、十一名、合計、九十六名の定員を増加する。

二、中小企業庁設置法の一部改正

1. 中小企業庁に次長一人を置く。
2. 振興部を計画部に改組するとともに、所掌事務の変更を行なう。

第三、改正の理由及び内容

一、通商産業省設置法の一部改正

㈠ 臨時石炭対策本部及び石炭対策連絡協議会の新設

石炭鉱山の終閉山にともなつて生ずる雇用対策、産炭地域振興対策、鉱害復旧対策、その他の石炭対策等の諸問題について、現地の実情に即した処理方針を迅速かつ適確に策定し、その実施を計画的かつ円滑に推進するため、昭和三十七年十一月二十九日の閣議決定はよる「石炭対策大綱」にしたがつて、本省の附属機関として福岡市に臨時石炭対策本部および石炭対策連絡会議を新設する。

臨時石炭対策本部の内部組織は、通商産業省令で定められることとなつているが、本部長は福岡通産局長、本部員は、関係省の現地出先機関の職員がそれぞれ併任される予定。

石炭対策連絡協議会は、委員二十四人からなり、石炭関係事業団、政府関係金融機関、地方公共団体関係等から選任される予定。

なお、臨時石炭対策本部、石炭対策連絡協議会は、昭和四十三年三月三十一日まで設置する。

（予　算）

臨時石炭対策本部　　三二七万八千円

内訳

一般管理費　　五三万四千円

旅費　　一六六万四千円

庁舎借料　　一〇八万円

石炭対策連絡協議会　　五七万六千円

委員手当

委員旅費　一三万八千円
庁　費　一三万八千円
計　八五万二千円

(二) 地方鉱山保安監督機構の整備

(a) 鉱山保安の確保については、鉱務監督官の増員による巡回監督の強化、石炭鉱山保安臨時措置法の制定等の対策を講ずる一方、多数の石炭鉱山が集中している札幌および福岡の両鉱山保安監督部を昨年（第四十回国会）局に昇格せしめる等の措置を講じてきたが、この両監督局は局昇格後一年を経過し、独立機関としての実態を備えてきたので、この際、通商産業局への附置を廃止する。

（参　考）

監督局	所在地	管轄	定員	組織
札幌	札幌市	北海道	九一名	管理課、鉱山課、石炭課 機電課、会計課（新設予定）
福岡	福岡市	福岡、佐賀、長崎、熊本 大分、宮崎、鹿児島各県	一六六名	管理課、鉱山課、石炭一課、 石炭二課、機電課、会計課 （新設予定）

(b) 北海道および九州の炭鉱密集地区に派遣している現地監督班を鉱山保安監督署（札幌四、福岡五）として法制化し、鉱山保安監督局の局務の一部を分掌させ、責任体制の明確化を図る。

(三) 本省内部部局の所掌事務の変更

(a) 大臣官房において、輸出保険特別会計その他の特別会計に関する事務を総括しうるよう所要の条文整備を行なう。

(b) 特定物資輸入臨時措置法および特定物資納付金処理特別会計法の廃止に伴ない、法に基づく事務を通商局の所掌事務から削除する。

(c) 企業局の所掌事務を大臣官房に、賠償及び特需関係事務を通商局に移管する。

(d) 企業局の所掌事務に通商産業省の所掌に係る事業の工場排水の規制に関することを明記する等所要の条文整備を行なう。

(四) 化学工業生産技術審議会の改組

化学工業生産技術審議会は、昨年（第四十回国会）、従来の工業生産技術審議会が改組されて設けられたものであり、化学工業における生産技術の向上及び製品の品質改善に関する事項を調査審議しているが、今回、同審議会に化学工業のほかに、雑化工業及び土木建築材料工業に関する事業をも調査審議させることとするため、その名称を改めて、軽工業生産技術審議会とする。

委員手当　三一万一千円
委員旅費　一一万二千円
庁　費　一万一千円
計　四三万四千円

(五) 定員の増加

石炭対策の強化充実、中小企業行政の推進、特許審査審判の促進等のため、九十六名の定員を増加する。

（内　訳）

本　省		四九名
	本省内部部局	（一五名）
	臨時石炭対策本部	（　三名）
	北海道工業開発試験所	（一〇名）
通商産業局		（二一名）
特許庁		四一名
中小企業庁		一一名
計		一〇一名
外務省への振替減（在外勤務職員）		△五名
差引		九六名

（予　算）

定員増に要する経費

本　省	一、七六五万八千円
特許庁	一、五八五万八千円
中小企業庁	四七五万二千円
計	三、八二六万八千円

二、中小企業庁設置法の一部改正

(一)　次長の新設

今国会に提案されている中小企業基本法及び関連諸法案の実施に伴ない事務が激増し、その処理は長官のみをもつてしては不可能であるので、次長一名を新設し、長官を補佐せしめる。

(二)　振興部の計画部への改組と、長官官房、計画部及び指導部間の事務の合理的配分

(a)　中小企業基本法の制定に伴ない、中小企業行政の一体的運用を期するため、長官官房の機能を強化する。

(b)　振興部を計画部に改組し、計画部は、中小企業近代化促進法に基づき、業種別近代化計画を策定し、これを実現するため、補助金、金融、税制、下請関係調整、労働対策等政府のとり得る諸施策を企画、実施する業務をつかさどるものとする。

(c)　指導部は、中小企業の経営の合理化及び技術の向上に関する法律を中心として、個々の中小企業に対する経営、技術等の指導の総括業務をつかさどるものとする。

中小企業庁の長官官房、計画部、指導部の機構は左の如く予定されている。

改正前

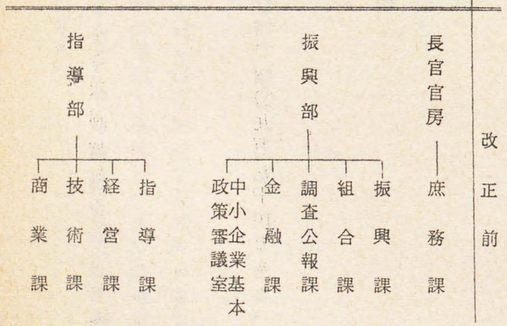

改正後（予　定）

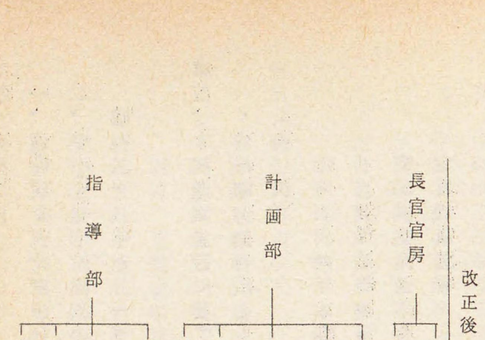

第四、施行期日

一、通商産業省設置法の改正は、昭和三十八年四月一日から施行する。

二、中小企業庁設置法の改正は、中小企業基本法の施行にともなう体制整備を待つて実施するため、昭和三十八年七月一日から施行する。

第五、本法律案施行に要する経費

本法律案施行にともなう、昭和三十八年度所要経費は、合計四、四〇九万五千円である。

（内　訳）

臨時石炭対策本部	三二七万八千円
石炭対策連絡協議会	八五万二千円
軽工業生産技術審議会	四三万四千円
定員増員関係	三、八二六万八千円

運輸省設置法の一部を改正する法律案

第一、審査経過

衆議院……委員会、本会議とも全会一致で原案通り可決。

参議院……委員会、本会議とも全会一致で原案通り可決。

委員会における主なる質疑は臨時鉄道法制調査会設置の理由及び委員の人選、航空局の定員特に航空管制官の勤務条件及び待遇改善、陸運事務所の定員、都市交通の緩和問題等である。

第二、本法律案の内容

一、大臣官房に統計調査部を設置すること。

二、鉄道監督局の所掌事務のうち、都市交通に関する基本的な計画に関する事務を大臣官房に移管すること。

三、運輸技術研究所を船舶技術研究所に改組すること。

四、船員教育審議会を海技審議会に改組すること。

五、臨時鉄道法制調査会を設置すること。

六、伊勢湾港湾建設部の次長を二人とすること。

七、捕獲審検再審査委員会の廃止に伴い関係の規定を整理すること。

八、定員を改正すること。

第三、改正内容の説明

一、統計調査部の設置

1.　設置の理由

現在、運輸省においては、一〇個の指定統計をはじめ、各種の輸送統計が各局に分掌されており、これがため更に統計事務を強化し、能率化するためには、統計機構を整備し、各局に分掌されている事務を集約し、統一的な企画、集計、解析を行なう必要があるため、今回大臣官房に統計調査部を設置しようとするものである。

2.　統計調査部の機構及び定員

統計調査部は管理課、調査解析課（現行大臣官房統計調査課を改称移管する）統計第一課及び統計第二課（現行海運局調査課を改称、移管する）の四課、定員七九人で構成されるが、定員は総て他部局よりの振替えで行ない、部設置のため新規増はない。

（参　考）

現在、厚生省、農林省、通産省及び労働省に統計調査部がおかれている。

二、鉄道監督局の所掌事務の改正

最近における都市交通問題の重要性にかんがみ、これが施策を樹立実施する必要があるため、現在鉄道監督局が所掌している都市交通に関する基本的計画に関する事務を大臣官房に移管し、現在大臣官房企画課で所掌している都市における交通調整等に関する事務と一環して行なうことにする。なおこの改正により鉄道監督局民有鉄道部都市交通課は大臣官房に移管される。

三、運輸技術研究所の改組

1.　改組の理由

運輸技術研究所は、昭和二十五年鉄道、自動車、航空、船舶、港湾の各部門の総合研究所として発足したが、従来の研究実績よりみて、更に能率的運営、研究を行なう必要があるため、これを改組し、従来行なつてきている鉄道、自動車、航空の各部門に関する開発研究は、これを運輸技術研究所より外し、国鉄の鉄道技術研究所及び科学技術庁の航空技術研究所にそれぞれ委託することとし、本研究所においては船舶に関する部門に重点をおいて研究を行なうこととし、併せて鉄道、自動車、航空部門のうち、保安行政に密接な関係をもつ試験調査を行なう研究所とする。この改組に伴い運輸技術研究所の名称を船舶技術研究所と改称する。

（参　考）

港湾部門については、昨年（第四〇回国会）の法改正により、運輸技術研究所より独立し、港湾技術研究所が設置された。

2.　船舶技術研究所の機構及び定員

船舶技術研究所の機構は、船舶部門、電子航法部門及び運輸試験部門の三部門よりなり、船舶部門は従来の運輸技術研究所の船舶部門一〇部（管理部、共通工学部、溶接部、原動機部、構築部、船舶性能部、船舶構造部、船舶ぎ装部、船舶機関部、船舶推進部）を拡大整備し、船型試験部及び原子力船部を新設し一二部とし、電子航法部門は従来の電子航法試験室を強化して電子航法部を新設、また鉄道、自動車、航空に関する試験、調査を行なう運輸試験部門には交通技術部がおかれることになつており、本研究所は合計一四部で構成される。定員については、船舶部門が三三一人で二六人増、電子航法部門は一四人で六人増、運輸試験部門は二七人となつており、合計三七二人となるが、従来の運輸技術研究所の定員四〇八人に比し、この改組により三六人が減員される。また運輸技術研究所には次長三人がおかれているが、この改組に伴つて二人減員となり、船舶技術研究所の次長は一人となる。

（参　考）

船舶技術研究所の予算は昭和三十八年度において総額五億四千三百二十一万七千円（うち試験研究予算額三億一千七百七十八万七千円）であり、昭和三十七年度における運輸技術研究所の予算総額三億六千百七十二万八千円（うち試験研究予算額一億五千四百四十八万三千円）に比し、約五〇％増（試験研究予算については約九九％増）となつている。

四、船員教育審議会の改組

船員教育審議会は昭和二十四年に設置され、船員労働団体、船舶所有者、関係行政機関の職員、船員教育機関の長、学識経験者よりなる一四人の委員で構成し、船員教育全般に関する重要事項について調査審議し、答申、建議を行なつてきているが、最近船舶についても新しい科学技術が導入され、それによつて船舶の自動化、船舶運航技術の革新が行なわれてきているのに伴い新しい船内就労体制、船舶職員制度等海技制度全般にわたり検討を行なう必要があるため、船員教育審議会を海技審議会に改組し、従前からの船員教育問題に併せて、これらの問題についても調査審議することとする。海技審議会は委員二〇人以内で組織し、海技制度部会及び船員教育部会を設置する予定であり、また委員は学識経験者を主とし、そのほか船主団体、船員労働団体、造船界の代表者、関係行政機関及び船員教育機関の職員をもつて構成する予定である。なおこの審議会に要する経費は、昭和三十八年度において委員手当、庁費等総額八十九万六千円であり、また庶務は船員局で行なう。

（注1）

海技審議会については、四月一日海技審議会令（政令第百十五号）が公布され、委員は五月十五日学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから次の通り任命された。なお審議会令第四条により学識経験のある者のうちから任命された委員の任期は一年となつている。

会長　大和田悌二（日本ソーダ社長）、浅井栄資（東京商船大学長）、伊東猪六（大日本水産会副会長）、江幡清（朝日新聞論説副主幹）、岡本悟（運輸事務次官）、菊植鉄三（商船大学名誉教授）、小山亮（旭海運社長）、佐々木周一（日本海難防止協会会長）、児玉忠康（日本船主協会会長）、関谷健哉（横浜海洋科学博物館長）、高田正夫（日本船舶機関士協会会長）、高橋百千（日本船舶機関士協会組合長）、内藤誉三郎（文部事務次官）、長岡信捷（日本海事振興会理事長）、中地熊造（全日本海員組合長）、西巻敏雄（全日本海員組合顧問）、古谷綱武（評論家）、山県昌雄（日本海事協会会長）

米田富士雄（日本船主協会理事長）、佐藤尚（日本造船工業会会長）

五、臨時鉄道法制調査会の設置

鉄道に関する基本法規は明治、大正年間に制定され、その後時代の変遷に伴い、現状に即さない不合理な点が多く、根本的に再検討の必要があるため、今回臨時に鉄道に関する法制に関する重要事項を調査審議する本審議会を設置する。本審議会は学識経験者を中心に二〇人程度の委員をもつて構成し、最初は鉄道営業法の全面改正案作成について審議し、更に地方鉄道法について調査審議する予定である。本審議会は昭和四十年三月三十一日までの二年間の期限で設置され昭和三十八年度に要する経費は委員手当、庁費等総額八十九万九千円であり、またその庶務は鉄道監督局で行なう。

（注2）

臨時鉄道法制調査会については、四月二十二日臨時鉄道法制調査会令（政令第百三十九号）が公布され、委員は五月二十三日学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、次の通り任命された。

会長　鈴木竹雄（東大教授）、石井昭正（日本通運常務取締役）、植田純一（鉄道貨物協会事務局長）、遠藤鉄二（国有鉄道常務理事）、岡本悟（運輸事務次官）、小町谷操三（東北大名誉教授）、権田良彦（日本交通公社監事）、高辻正巳（内閣法制局次長）、高橋秀雄（運輸調査会専務理事）、田上穣治（一橋大教授）、竹原精太郎（法務事務次官）、古谷善亮（私鉄経営者協会専務理事）、渡辺三樹男（評論家）

六、伊勢湾港湾建設部の次長増員

伊勢湾港湾建設部は昭和三十六年四月伊勢湾地区の港湾整備を円滑に実施するため、臨時に設置されたが、同部の業務量が増大してきたため、同部の次長を一人増員して二人とする。なお他の港湾建設局

（全国四ケ所）の次長は総て二人となつている。

（参　考）

各港湾建設局の事業量（予算額）は次の通りである。

局別	昭和三十七年度	昭和三十八年度
第一港湾建設局（新　潟）	二、〇九八、〇三五千円	二、六九七、八七〇千円
第二港湾建設局（横　浜）	五、四一三、〇四三	六、六五三、一二七
第三港湾建設局（神　戸）	七、二二〇、一九六	七、七一〇、四〇〇
第四港湾建設局（下　関）	四、〇九八、八〇五	四、五〇六、八八〇
伊勢湾港湾建設部（名古屋）	四、四二九、二八一	五、九八六、二三二
計	二三、二五九、三六〇	二七、五五四、五〇九

七、捕獲審検再審査委員会の廃止に伴う整理

捕獲審検再審査委員会は、日本国との平和条約第十七条(a)項に規定する義務を履行するため、「捕獲審検所の検定の再審査に関する法律」により運輸省の外局として設置され、連合国の要請のあつた場合に、当該連合国の国民の所有権に関係のある事件に関する捕獲審検所のした捕獲の検定を国際法に従つて再審査を行なう機関である。委員会設置以来、英、仏、オランダより各一隻、ギリシャより二隻の船舶につき、それぞれ再審査の要請があつたが、ギリシャ船一隻を除き既に審査を終り（いずれも捕獲検定を容認）ギリシャ船一隻についても三十七年度中に審査を終る予定であり、その終了とともに捕獲審検所の検定の再審査に関する法律附則第二項により本委員会は廃止されることとなるため、運輸省設置法に規定されている本委員会関係規定もこの際整理する。

（注3）

ギリシャ船に対する捕獲審検再審査委員会の審査は、同船の捕獲を容認する旨の決定書が三月三十一日同委員会告示第一号により告示された。これにより同委員会は同日廃止された。

八、定員の改正

運輸省の定員を一四三人増加する。その内訳は次の通り。

区分	改正前定員	新規増	新規減	差引増減	改正後定員
本省	一四、七七二人	一二三	四二	八一	一四、八五六
船員労働委員会	五四	○	○	○	五四
捕獲審検再審査委員会	五	○	五	△五	○
海上保安庁	一一、一五五	三二	○	三二	一一、一八七
海難審判庁	二三五	二	○	二	二三七
気象庁	五、九三三	九〇	五七	三三	五、九六六
合計	三二、一五四	二四七	一〇四	一四三	三二、二九七

1. 新規増減の内訳

(1) 本省

自動車損害賠償責任再保険事務等の増大に伴う増　五人

国立ユースホステルセンターの運営強化等に伴う増　四人

船員教育機関の養成規模拡充に伴う増　六人
国際空港、国内空港の維持運営に伴う増　七〇人
航空交通管制要員増　二五人
航空交通管制本部の施設新営等に伴う増　一三人
○
運輸技術研究所の改組に伴う減　△三六人
航空機整備の外注に伴う減　△六人
(ロ)　海上保安庁
第十管区海上保安本部の整備に伴う増　一〇人
保安部署及び信号所等の整備に伴う増　二二人
(ハ)　海難審判庁
海難審判の迅速処理をはかるため理事官の増　二人
(ニ)　気象庁
気象観測業務の整備に伴う増　九〇人
（防災気象、航空気象、測候所の新設等）
マーカス島における観測業務の廃止に伴う減　△五七人

2.　定員増減に伴う予算
昭和三十八年度における定員の増減に伴う人件費は差引千六百四十一万四千円の増となる。

労働省設置法の一部を改正する法律案

第一、審査経過

衆議院……委員会全会一致、本会議多数で原案通り可決。
参議院……委員会全会一致、本会議多数で原案通り可決。

委員会における主なる質疑は、労働省の毎月勤労統計と人事院の民間給与調査の指数の相違する理由、今国会に別途提出された炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案により認められている増員と本法律案による増員との関係及び労働省の労働問題懇談会等について、国家行政組織法第八条にてらしこれを法制化するか又は廃止すべきものと考えが如何等である。

第二、本法律案の改正要点

労働本省の現在の定員は二三、七二二人であるが、附則第四項により、就職促進指導官一八六人、職業安定事務所三八人計一八九人の増員が認められており、その合計二三、九一一人を前提としてさらに本法律案による二二九人の増員を行なおうとするものである。

第三、本法律案の内容

一、本省（一般会計）

参事官	一人
一般職員	四人
庁務職員	二人
研究員	三人
	一〇人
大臣官房	
職業訓練局三、婦人少年室一	
産業安全研究所	

二、都道府県労働基準局
検査業務（一般会計）　九人
労災保険業務（労災保険特別会計）　五人
三、労働基準監督署
産業災害防止、検査業務（一般会計）　四人
労災保険業務（労災特別会計）　一〇五人
四、婦人少年室（一般会計）　一〇人
五、公共職業安定所
就職促進業務（一般会計）　九五人
中高年令層の再就職促進業務等　五人
失業保険業務（失業保険特別会計）　一〇〇人
ボイラーの検査　三五人
六五人

第四、本法律施行に要する経費
定員二二九人増員に伴う経費は、約四〇〇〇万円である。

自治省設置法の一部を改正する法律案

第一、審査経過
衆議院……委員会全会一致、本会議多数で原案通り可決。
参議院……委員会全会一致、本会議多数で原案通り可決。

委員会における主なる質疑は、固定資産の新評価基準作成の進行状況、全国知事会等地方自治関係諸団体職員の共済制度の問題、地方公務員共済組合の運用、消防団の現状等である。

第二、本法律案の内容
職員の定員を十七人増員すること。

第三、内容の説明
1. 定員の改正は次の通りである。

区分	改正前の定員	新規増	改正後の定員
本省	三四九	一三	三六二
消防庁	一四七	四	一五一
計	四九六	一七	五一三

2. 増員の内訳
(1) 本省関係
(イ) 地方公務員制度の運営に要する増　九人
現在、行政局公務員課（定員二十三人）で所掌している事務のうち、地方公務員の給与、共済組合等に関する事務量の増大に伴い、公務員課を改組し、新たに給与課を設置し、同課（定員十九人）

で給与、共済関係事務を、改組後の公務員課（定員十三人）で地方公務員制度の企画、立案、調査等の事務をそれぞれ所掌する予定となつており、そのための増員である。

（注1）

自治省組織令の一部を改正する政令（政令第二百二十九号）により、本年七月一日行政局に給与課が新設された。給与課においては従来公務員課において所掌していた事務のうち地方公務員の給与その他の勤務条件、厚生福利及び公務災害補償に関する制度の企画、立案、地方職員共済組合等に関する事務処理等の事務を所掌する。

(ロ) 固定資産税評価制度の運営に要する増　四人

固定資産評価制度の改正に伴う新しい評価基準の作成、実施に関する事務処理に必要なため、税務局に固定資産鑑定官二人、一般職員二人を増員する。

(2) 消防庁関係

(イ) 防災体制の整備強化に関する増　三人

地方防災会議の指導等災害対策基本法関係の事務の円滑な遂行のために必要な職員増である。

(ロ) 特殊火災対策の整備強化に要する増　一人

危険物等の特殊火災に対する指導強化のための増員である。

（注2）

今国会において成立した消防法の一部を改正する法律により日本消防検定協会が設置され、本年十月発足する予定になつておるが、消防庁の定員のうち一七人が、検定業務が開始される昭和三十九年一月一日に同協会に転出するため、消防庁の定員は同日より一三四人となる。

第四、本法律案に伴う予算

定員十七人増員に伴う経費は、昭和三十八年度予算においては九ケ月分が計上されており、六百七十五万二千円である。

○農林省設置法の一部を改正する法律案

第一、審査経過

衆議院……提案理由説明聴取したのみで審査終了。

参議院……提案理由説明聴取。

第二、本法律案の主なる内容

一、本省の附属機関として、植物ウイルス研究所を新設する。

二、農業土木試験場に水産土木部を置く。

三、輸出品検査所に輸入に係る農林畜水産物、飲食料品、及び油脂の依頼検査を行なうことができることとする。

四、農山漁村振興対策中央審議会は廃止する。

五、食糧庁の内部部局の所掌事務を整理する。

六、日光養魚場を水産研究所の支所に改組する。

七、定員について所要の改正を行う。

建設省設置法の一部を改正する法律案

第一、審査経過

衆議院……委員会、本会議とも多数で修正可決。

修正の内容……施行日につき、地方建設局に関する改正については、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日、その他については公布の日に改める。

参議院……提案理由説明を聴取したのみで、審査未了となつた。

第二、本法律案の内容

1. 建設省の所掌事務のうち、地方建設局の分掌する事務の範囲を大巾に拡大し、都市計画、住宅関係をも含めた一般行政事務並びに補助金関係事務についても、できるかぎり地方建設局に実施させることとし、これに伴い地方建設局に計画管理部を新設し、企画室を廃止する。
2. 建設省の附属機関である建設研修所を建設大学校に改める。

首都建設問題調査会設置法案

第一、審査経過

衆議院……提案理由の説明を聴取したのみで、審査未了となつた。

参議院……提案理由の説明を聴取したのみである。

第二、本法律案の内容

本法律は、衆議院議員中島巌君（社）外十二名より提出されたものであり、東京都の過大都市化により、わが国の政治、経済、文化及び教育の中心としての機能がまひしている現状にかんがみわが国のこれらの中心としてふさわしい首都を建設するため、これに関する重要事項を検討することを目的として、内閣に、会長（内閣総理大臣）、副会長二人（経済企画庁長官及び建設大臣）並びに関係大臣、国会議員及び学識経験のある者のうちから内閣が任命する委員五十人以内で組織する首都建設問題調査会を設置する。

中小企業省設置法案

第一、審査経過

衆議院……本会議において社会党より提出された中小企業基本法案等と一括して趣旨説明、質疑が行われたが、委員会においては提案理由の説明を聴取したのみで審査未了となつた。

参議院……提案理由を聴取したのみである。

第二、本法律案の内容

本法律案は、衆議院議員永井勝次郎君（社）外三十一名より提出されたものであり、中小企業者の事業の育成及び発展を図るため、新たに中小企業省を設置しその機構の整備を図ろうとするものである。

中小企業省の任務は、中小企業者の事業の育成及び発展を図るための基本方策の樹立、中小企業者の組織、経営の近代化、事業の助成及び振興等に関する事務を一体的に遂行するものであり、その組織は内部部局として大臣官房及び振興局、組合局、経営指導局、商業局の四局とし、地方支部分局として全国八ケ所に中小企業局を設置し、また外局として中央企業調整委員会を設置する。

行政機関の主なる機構改組一覧表

行政機関名	外局の廃止	部の設置	地方支部分局の設置	附属機関		その他の設置
				審議会等	附属機関の改組	
総理府本府				近畿圏整備審議会		近畿圏整備本部
				中小企業政策審議会		
				沿岸漁業等振興審議会		
					観光事業審議会を観光政策審議会に改める。	
官内庁		臨時皇居造営部				
経済企画庁				国民経済計算審議会		
科学技術庁			水戸原子力事務所		航空技術研究所を航空宇宙技術研究所に改める。	国立防與科学技術センター
法務省			入国管理事務所出張所(4)			
外務省		国際資料部				
						大使館 (6) 総領事館 (2)
大蔵省				金融機関資金審議会		関税中央分析所
文部省						国立高等専門学校（17校うち5校は昭39.4発足）
厚生省						国立函館光明寮
					社会福祉審議会を中央社会福祉審議会に中央身体障害者福祉審議会を身体障害者福祉審議会に改める。	

関係法律名
近畿圏整備法
中小企業基本法
沿岸漁業等振興法
観光基本法
総理府設置法等の一部を改正する法律
経済企画庁設置法の一部を改正する法律
科学技術庁設置法の一部を改正する法律
法務省設置法の一部を改正する法律
外務省設置法の一部を改正する法律
在外公官の名称及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改する法律
大蔵省設置法の一部を改正する法律
国立学校設置法の一部を改正する法律
厚生省設置法及び国立光明寮設置法の一部を改正する法律
老人福祉法

〔附Ⅰ〕　第43回国会において成立した法律にもとずく各

行政機関名		外局の廃止	部の設置	地方支部分局の設置	附属機関 審議会等
通商産業省	本省			鉱山保安監督(7)	石炭対策連絡協議会
	中小企業庁				
運輸省		捕獲審検再審査委員会	統計調査部		臨時鉄道法制調査会
労働省					失業対策事業賃金審議会
建設省					不動産鑑定土審査会

（参考）

昭和３８年度新設（第43回国会において法案成立）の事業団は下記の通り

1. 日本原子力船開発事業団
2. 金属鉱物探鉱融資事業団
3. 海外移住事業団

の設置 その他	附属機関の改組	附属機関の廃止	関係法律名
臨時石炭対策本部	化学工業生産技術審議会を軽工業生産技術審議会に改める。		通商産業省設置法及び中小企業庁設置法の一部を改正する法律
			地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、鉱山保安監督署の設置に関し承認を求めるの件
		石炭鉱区調整協議会	石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律
	中小企業振興審議会を中小企業近代化審議会に改める。		中小企業近代化促進法
	船員教育審議会を海技審議会に、運輸技術研究所を船舶技術研究所に改める。		運輸省設置法の一部を改正する法律
			職業安定法及び緊急失業対策法の一部を改正する法律
	宅地制度審議会を宅地審議会に改める。		不動産の鑑定評価に関する法律

〔附Ⅱ〕

第43回国会における各行政機関定員増減一覧表

(1) 改正されたもの

行政機関名	改正前定員	昭和38年度増減			改正後定員	備考
		新規増	新規減	差引増減		
総理府						
本府	4,029	29	77	△ 48	3,981	このうち、125人は、39.3.31までおかれるものとす
公正取引委員会	245	6	0	6	251	
国家公安委員会						
警察庁	7,776	10	1	9	7,785	
土地調整委員会	18	0	0	0	18	
首都圏整備委員会	51	0	0	0	51	
宮内庁	(22) 1,181	0 11	0 0	0 11	(22) 1,192	
行政管理庁	1,664	0	0	0	1,664	
北海道開発庁	11,727	0	0	0	11,727	
経済企画庁	564	15	1	14	578	
科学技術庁	1,571	135	1	134	1,705	
法務省						
本省	45,002	354	45	309	45,311	うち検察庁職員 10,901人 65人増
公安審査委員会	10	0	0	0	10	
公安調査庁	1,814	1	0	1	1,815	
外務省	(78) 2,370	(2) 64	0 0	(2) 64	(80) 2,434	
大蔵省						
本省	15,916	128	7	121	16,037	
国税庁	50,951	0	0	0	50,951	
文部省						うち国立学校職員 83,675人 3,239人増
本省	82,576	3,299	2	3,297	85,873	
文化財保護委員会	583	9	0	9	592	
厚生省						
本省	49,064	456	0	456	49,520	
社会保険庁	569	0	0	0	569	
通商産業省						
本省	11,532	49	5	44	11,576	
特許庁	1,164	41	0	41	1,205	
中小企業庁	152	11	0	11	163	

行政機関名	改正前定員	昭和38年度増減			改正後定員	備考
		新規増	新規減	差引増減		
運輸省						
本省	14,772	123	42	81	14,853	
船員労働委員会	54	0	0	0	54	
捕獲審検再審査委員会	5	0	5	△ 5	0	
海上保安庁	11,155	32	0	32	11,187	
海難審判庁	236	2	0	2	237	
気象庁	5,933	90	57	33	5,966	
郵政省	3,303	0	0	0	3,303	
労働省			0			
本省	23,911	229	0	229	24,140	
中央労働委員会	89	0	0	0	89	
公共企業体等労働委員会	128	0	0	0	128	
建設省	35,720	0	0	0	35,720	
自治省						
本省	349	13	0	13	362	
消防庁	147	4	17	△ 13	134	
合計	(100) 386,330	(2) 5,111	(0) 260	(2) 4,851	(102) 391,181	

(注) ( ) 内は特別職の職員数

(参考) 政令定員

イ、五現業職員

行政機関名	改正前定員	昭和38年共増減			改正後定員	備考
		新規増	新規減	差引増減		
大蔵省						
造幣局	1846	27	0	27	1,873	
印刷局	7,698	20	0	20	7,718	
農林省						法律定員に1人振替えのため、1人減の予定であつたが、改正法案が不成立となつた。
林野庁	41,161	0	0	0	41,161	
通商産業省						
本省	1,251	0	0	0	1,251	
郵政省	293,203	8,979	2,101	6,878	300,081	
合計	345,159	9,026	2,101	6,925	352,084	

ロ、地方自治法附則第8条関係職員

厚生省	13,851	325	0	325	14,176	
運輸省	1,568	50	0	50	1,618	
労働省	2,205	0	0	0	2,205	
自治省	167	0	0	0	167	奄美群島関係職員
警察庁	280	20	0	20	300	警察法第56条関係職員
合計	18,071	395	0	395	18,466	

(2) 改正法案が不成立となつたもの

行政機関名	改正前定員	昭和38年度増減			改正後定員	備考
		新規増	新規減	差引増減		
防衛庁						
本庁	(270,191)	(1,816)	(1)	(1,815)	(272,006)	うち自衛官245,181人 1,258人増
防衛施設庁	(3,406) 121	0 0	0 0	0 0	(3,406) 121	

(注) 1. 防衛施設庁の定員については、昭37年法律132号により、昭和38年度中に70人減員することになつている。

2. ( )内は特別職の職員数

農林省						
本省	30,266	40	34	6	30,272	
食糧庁	28,946	0	6	△ 6	28,940	
林野庁	1,077	2	0	2	1,079	
水産庁	1,774	31	2	29	1,803	

国家公務員関係

国家公務員関係法案の審査概要

今国会における公務員関係（恩給、共済を除く）の法律案で、当委員会に付託されたものは八件である。このうち、五件は、政府より提出されたものであり、三件は、衆議院議員提出のものである。この政府提出の五件の法律案はすべて成立し、衆議院議員提出の法律案三件は、一件が成立、一件は衆議院において審査未了、他の一件は撤回された。即ち、政府提出法案五件のうち、前国会において審議未了となり、今国会に再提出された公務員の給与改善を図るための一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案のいわゆる給与三法案については、その内容は前回と殆んど同様であつたが、一般職、防衛庁職員の給与二法案に対しては、自由民主党、日本社会党共同提案により、俸給の改定増額分が最低月額千五百円の増額となるよう俸給月額の一部を改める等の修正並びに一般職の給与法案に対しては、自由民主党提案により、高校教諭の二十二号俸から三十五号俸までの者について、三カ月の昇給期間の短縮を行なうこととする修正が衆議院において行なわれ、また、公正取引委員会委員長の俸給月額を引上げるための特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、並びに、外国旅行における日当、宿泊料、食卓料の定額等を引上げるための国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案は、いずれも原案通り成立した。衆議院議員提出の三件については、そのうち二件は、いずれも人事院のなした営利企業への就職承認について、国会及び内閣に報告せしめることを内容とする国家公務員法の一部を改正する法律案であり、さきに衆議院議員川俣清音君より提出されたが、同法律案と殆んど同内容の法律案が衆議院内閣委員長より提出される段取りとなつたので、さきの法律案は撤回され、内閣委員長提出の法律案が原案通り成立した。

なお、今国会には、第三十四回国会以来、三たび審査未了となつていたＩＬＯ第八十七号条約批准承認案件の関係法案としての国家公務員法の一部を改正する法律案が他の四法律案とともに提出され、両院ともＩＬＯ特別委員会に一括して付託され、また、国立七大学総長を認証官とし、その給与を定める国立大学総長の任免、給与等の特例に関する法律案が文教委員会に付託されたが、いずれも、衆議院において審査未了となつた。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

第一、審査経過

衆議院……委員会、本会議とも多数で修正可決。

参議院……委員会、本会議とも多数で衆議院送付案通り可決。

委員会においては、三法律案を一括して審査したが、その主なる質疑は、生計費と俸給表との関係、人事院の官民給与比較の当否、一部の大学学長を認証官とし、その給与を増額することによつて生ずる他の官職との均衡問題、及び人事院勧告によらずして認証官学長の給与を改定することに関する人事院並びに政府の所見、行政職俸給表㈠の改善措置と衆議院修正との関係、住宅手当の新設、扶養手当の増額の必要性等である。

第二、本法律案の改正要点

一、昭和三十七年八月十日の人事院勧告に基き、一般職の給与を改定する。

(1) 全俸給表の全等級を通じて増額改定するとともに、教育職俸給表㈣を新設する。

(2) 期末手当を〇・二五月分、勤勉手当を〇・〇五月分それぞれ増額する。

(3) 宿日直手当を増額する。

二、昭和三十六年十二月十四日の人事院勧告に基き、現在、暫定手当の支給されていない地域に在勤する職員に対し、暫定手当一段階分を新たに支給する。支給については、最初の一年間は一段階分の三分の一、二年目は三分の二、三年目以降一段階分全額を支給する。

三、本改正は、公布の日から施行し、昭和三十七年十月一日から適用する。

第三、改正要点の概要

一、俸給表の改定措置

法別表第一から第七までの各俸給表について、初任給の引上げ、中位等級以下の俸給の改善を中心とした増額を行ない、また、行政職俸給表㈠の改善について特に配意するとともに、昭和三十七年四月に新設された高等専門学校の教職員に適用するため、新たに教育職俸給表㈣を新設する等の措置を講ずる。

(1) 初任給の引上げ

一般行政事務に従事する高校卒で初級試験合格者の俸給は一、五〇〇円（政府原案は一、二〇〇円）の引上げ、短大卒で中級試験合格者および大学卒で上級試験合格者の初任給はいづれも一、五〇〇円（政府原案は一、四〇〇円）引上げる。なお、大学卒の大学助手、研究員、小、中、高の教諭の初任給は、従来より有利に改定されている。

(2) 俸給月額の引上げ（別表第一～第七改正）

全俸給表の全等級を通じ、俸給月額を最低一、〇〇〇円から最高三、五〇〇円の範囲内で引上げるが、係長等の中級職員および一般職員の引上げは、等級平均でみると、おおむね七%の引上げとなつている。（別記、俸給月額比較表参照）

(3) 間引き措置（附則別表第一～第七、附則二項、三項、四項）

行政職俸給表㈠の五、六、七等級および他の俸給表のこれに相当する各等級について、号俸の刻み方を現行四年間隔のところを三年間に短縮する所謂間引き措置を講じ、これらの層の昇給率を改善する。この間引き措置は行政職俸給表㈡を除くすべての俸給表に対しては、三節行ない、特に、行政職俸給表㈡については、その改善を図る意味で、四節行なつている。

なお、この間引きのなされた箇所においては、間引きのされなかつた箇所との均衡を図るため、新俸給表への切替えは、逐次、行なうこととし、その間は、暫定俸給月額を支給することとしている。即ち附則別表第一から第七までの切替表の期間の定めない旧号俸を受けている職員については、切替日において新号俸による新俸給月額に切り替え（附則二項、四項）期間の定めのある旧号俸を受けている職員については、旧号俸を受けていた期間が、その期間（三月、六月、九月）に達した後に新号俸に切り替えるものとし、新号俸に切替えるまでの間は、暫定俸給月額をうけることとする。（附則二項、三項、四項）

(4) 三短措置（附則別表第八附則八項）

間引きの措置によつて、在職者間の均衡が乱れることとなるので、これを防ぐため、行政職俸給表㈠については五等級以上の全号俸、六等級以下については、一部の号俸にあるもの、他の俸給表についても相当号俸について、次期昇給期を三ケ月短縮する措置を講ずる。

(5) 双子関係の改善措置（附則十項）

現行の昇格の際の号俸決定方法のうち、昇格に伴い二つの号俸が一つの号俸となる個所が各等級に存在するが、今回、この場合の矛盾を解消させるため一号俸を限度において人事院の定めるところにより、必要な調整を行なう。例えば行政職俸給表㈠六等級の新十号、十一号は、昇格にあたり、ともに五等給七号俸となるので、十一号であつたものに対し、必要な改善を行なうこととし、また、その双子関係を既に経過して、均衡を失している在職者についても一号俸を限度として、必要な調整を行なう。

(6) 行政職俸給表㈡の改善措置（別表第二改正）

技能職、労務職に適用されている本表については、特に改善に配意し、間引き措置を四節行ない、また、従来、四等級一号俸に格付された初級自動車運転手等採用が困難なもので人事院が指定する職種の初任給を、四等級四号俸までの範囲内で格付できるよう各省庁に委せることとすること、および、これに伴ない、その指定職種の在職者に対し、三号俸を限度とする調整措置並びに、俸給月額の引上げを他の俸給表の相当額より若干程度良くする措置を講ずる。

(7) 教育職俸給表㈣の新設（法案第一条関係、第六条一項改正及び別表第五改正）

昭和三十七年四月から発足した高等専門学校の教職員は、現在、教育職俸給表㈠、㈡の適用となつているが、今回、新たに特別の俸給表を設ける。

(8) 今回の給与改善率

以上の措置による今回の給与改善率は、切替日（十月一日）において、俸給表改定分として純引上げ分六・六%を含み、七・五%となる。このほか、三短による改善率〇・八%、双子関係の調整措置

による改善が〇・一％程度であるので、これを加えると、八・四％程度の改善となる。なお、暫定俸給月額をうけるものが、逐次、新俸給月額に切替えられるので、昭和三十八年四月においては、八・八％程度となり、これに暫定手当の措置分、〇・三％等を加えると、おおむね、九・三％程度と見込まれる。

二、期末、勤勉手当の改定措置（法案第一条関係、十九条の四、一項、二項、及び十九条の五、一項、二項改正）

期末手当を〇・二五月分増額し、六月の支給割合は一・九月分に改める。

勤勉手当については、〇・〇五月分増額し、六月および十二月の支給割合をそれぞれ〇・三月分とするとともに、三月に〇・二月分を支給する措置を講ずる。

なお、これらの手当については、支給日前一月内において退職又は死亡した職員にも支給し得る措置を講ずる。

期末　勤勉手当の新旧は左の如し

支給期＼手当	期末手当			勤勉手当			計	
	現行		法案	現行		法案		
三月						〇・二月分		
六月	〇・九五月分		一・〇月分	〇・三月分		〇・三五月分		
十二月	一・七月分		一・九月分	〇・三月分		〇・五月分		
総計	三・四月分		三・七月分	二・二月分		二・五月分		

三、宿日直手当の改定措置（法案第一条関係、十九条の二、一項改正）

土曜日またはこれに相当する日に、退庁時から引続いて行なわれる宿直勤務に対する宿直手当を四二〇円の範囲内（現行は三六〇円）において支給し得るようにする。

四、暫定手当の改定措置（法案第二条関係）

(1)　非支給地に一段階分相当額を支給する措置（附則十七項、二十項改正）

人事院は、昨年十二月十四日に暫定手当に関する勧告を国会及び内閣に行なったが、今回、この勧告を全面的に取り入れ、次の如き措置を講ずる。

暫定手当の支給されていない地域に在勤する職員に対し、最初の一年間は職員が二級地に在勤するものとした場合に支給されることとなる暫定手当の額に相当する額（一段階相当額）の三分の一の額を、次の一年間は、その三分の二を、さらにその次の一年間は同じく三分の三の額を支給することとする。

即ち、全国三、五二九市町村（昭、三六、一、一現在の行政区画）のうち、暫定手当の支給されていない地域は三、一九七市町村であるが、その地域に在勤する者に対し、逐次、一段階相当分を支給することとしている。この措置により三年目にして現在の非支給地は、二級地と同様に取扱われることとなる。

なお、一般職の国家公務員の級地別人員数の概算（昭、三六、一、一現在における推定数）は非支給地十二万九千人、二級地九万四千五百人、三級地五万六千九百人、四級地は十六万七千六百人となっている。

(2)　在勤する地域を異にして異動した場合の特例措置（附則二十六項改正）

現に受けている暫定手当の支給地域区分より低い区分の地域に異動する職員については、人事交流の円滑化を図るため、昭和三十五年十二月二十七日付の人事院勧告に基づいて、その異動の日から六月間異動前の支給地域区分に応ずる暫定手当を支給する措置が講ぜられたが、今回、この六月間を一年間に延長することとする。

第四、今回の給与改定に要する経費

今回の政府原案による一般職職員並びに特別職職員（五現業職員分を除く）の給与改定に要する昭和三十七年度分の経費は次の如くである。

1. 俸給表改定分

一般会計　二一六億一千一百万円
　うち義務教育費国庫負担分　六八億六百万円
特別会計　二二億八千三百万円
　計　二三八億九千四百万円

2. 期末、勤勉手当改定分

一般会計　五五億四千一百万円
　うち義務教育費国庫負担分　一八億八千万円
特別会計　五億一千六百万円
　計　六〇億五千七百万円

（合　計）

一般会計　二七一億五千二百万円
　うち義務教育国庫負担分　八六億八千六百万円
特別会計　二七億九千九百万円
　総計　二九九億五千一百万円

補正予算計上額

一般会計　二一九億五千七百万円
特別会計　二一億一千四百万円
　計　二四〇億七千一百万円

第五、修正の内容及び所要経費

1. 今回の改訂による月額の引上額が千五百円に満たない号俸にあるものを、すべて千五百円にするため、各俸給表について、別表(2)の如き修正を行なう。

一般職職員のうち、この修正該当人員は、約一四万七千六百人であり、その所要経費は約一億七千万円程度である。なお、特別職、防衛庁職員、義務教育職員国庫負担分等を含めると約四億一千万円程度である。

2. 高校教諭（教育職俸給表(二)の二等級）の二十二号俸から三十五号俸までの者について三カ月の昇給期間の短縮を行なう。

別表　(1)

政府原案による俸給月額新旧比較表

(注) 1. 本表は、行政職俸給表(一)の現行俸給月額と、これに対応する切替後の新俸給月額を比較し、その増加額並びに増加率を算出したものである。

2. 俸給月額欄の(　)内数字は直近上位の号俸に対する間差額を示す。

3. 増加額欄の(　)内数字は切替時に暫定俸給月額を受けるものの増加額を示し、十の数字はそのものが新俸給月額になるときの増加額を示す。

4. ○印は上位等級に対する対応号俸を示す。

行政職俸給表(一)

1等級 現行 号俸	1等級 現行 俸給月額	1等級 政府案 号俸	1等級 政府案 俸給月額	1等級 増加額	1等級 増加率	2等級 現行 号俸	2等級 現行 俸給月額	2等級 政府案 号俸	2等級 政府案 俸給月額	2等級 増加額	2等級 増加率
1	83,900円 (3,100)	1	87,300円 (3,200)	3,400円	4.05%	1	61,100円 (3,200)	1	64,100円 (3,200)	3,000円	4.91%
2	87,000 (3,200)	2	90,500	3,500	4.02	2	64,300	2	67,300	3,000	4.67
3	90,200	3	93,700	3,500	3.88	3	67,500 (3,100)	3	70,500	3,000	4.44
4	93,400	4	96,900	3,500	3.75	4	70,600	4	73,700	3,100	4.39
5	96,600	5	100,100	3,500	3.62	5	73,700	5	76,900	3,200	4.34
6	99,800	6	103,300	3,500	3.51	6	76,800	6	80,100	3,300	4.30
7	103,000	7	106,500	3,500	3.40	7	79,900	7	83,300 (3,100)	3,400	4.26
8	106,200	8	109,700	3,500	3.30	8	83,000	8	86,400	3,400	4.10
9	109,400	9	112,900	3,500	3.20	9	86,100 (2,400)	9	89,500 (2,400)	3,400	3.95
						10	88,500 (1,900)	10	91,900 (1,900)	3,400	3.84
						11	90,400 (1,500)	11	93,800 (1,500)	3,400	3.76
						12	91,900	12	95,300	3,400	3.70
						13	93,400	13	96,800	3,400	3.64

3等級 現行 号俸	3等級 現行 俸給月額	3等級 政府案 号俸	3等級 政府案 俸給月額	3等級 増加額	3等級 増加率	4等級 現行 号俸	4等級 現行 俸給月額	4等級 政府案 号俸	4等級 政府案 俸給月額	4等級 増加額	4等級 増加率
1	41,500円 (2,400)	1	44,100円 (2,400)	2,600円	6.27%	1	28,000円 (1,600)	1	30,800円 (2,100)	(2,000)円 +800	(7.1)% (10.0)
2	43,900	2	46,500	2,600	5.92	2	29,600	2	32,900	(2000) +1,300	(68) (11.1)
3	46,300	3	48,900 (2,500)	2,600	5.62	3	31,200			(2000) +1800	(64) (12.2)
4	48,700	4	51,400	2,700	5.54	4	○32,800	3	35,000 (1,700)	2,200	6.70
5	51,100 (2,500)	5	53,900	2,800	5.48	5	34,400	4	36,700	2,300	6.69
6	53,600 (2,600)	6	56,400 (2,600)	2,800	5.36	6	36,000	5	38,400 (1,600)	2,400	6.67
7	56,200 (2,500)	7	59,000	2,800	4.98	7	37,600	6	40,000 (1,700)	2,400	6.38
8	58,700	8	61,600	2,900	4.94	8	39,200	7	41,700	2,500	6.38
9	61,200	9	64,200 (2500)	3,000	4,90	9	40,800 (1,800)	8	43,400 (1,800)	2,600	6.37
10	63,700 (2,000)	10	66,700 (2,000)	3,000	4.71	10	42,600	9	45,200	2,600	6.10
11	65,700	11	68,700	3,000	4.57	11	44,400	10	47,000	2,600	5.86
12	67,700 (1,800)	12	70,700 (1,800)	3,000	4.43	12	46,200	11	48,800	2,600	5.63
13	69,500 (1,500)	13	72,500 (1,500)	3,000	4.32	13	48,000	12	50,600	2,600	5.42
14	71,000	14	74,000	3,000	4.23	14	49,800	13	52,400	2,600	5.22
						15	51,600 (1,600)	14	54,200 (1,600)	2600	5.04
						16	53,200 (1,500)	15	55,800 (1,500)	2,600	4.89
						17	54,700 (1,300)	16	57,300 (1,300)	2,600	4.75
						18	56,000 (1,100)	17	58,600 (1,100)	2,600	4.64
						19	57,100	18	59,700	2,600	4.55

5 等 級						6 等 級					
現 行		政府案		増加額	増加率	現 行		政府案		増加額	増加率
号俸	俸給月額	号俸	俸給月額			号俸	俸給月額	号俸	俸給月額		
1	○20800円 (1,400)	1	22,700円 (1,900)	1900円	9.13%	1	○16200円 (1,100)	1	17,600円 (1,500)	1,400円	8.64%
2	22,200	2	24,600	(1900) +500	(8.6) (108)	2	17,300	2	19,100 (1,600)	(1400) +400	(8.1) (104)
3	23,600			(1900) +1000	(8.1) (123)	3	18,400 (1,200)			(1400) +900	(7.6) (125)
4	25,000	3	26,500	(1900) +1500	(7.0) (13.6)	4	19,600	3	20,700 (1,700)	(1400) +400	(7.1) (14.3)
5	○26,400	4	28,400	2,000	7.58	5	○20,800	4	22,400	1,600	7.69
6	27,800	5	30,300	(2000) +500	(7.2) (9.0)	6	22,000	5	24,100	(1600) +500	(7.3) (9.5)
7	29,200			(2000) +1000	(6.8) (10.3)	7	23,200			(1600) +1000	(6.9) (11.2)
8	30,600	6	32,200	2,000 +1500	(6.5) (11.4)	8	24,400	6	25,800	(1600) +1500	(6.6) (12.7)
9	○32,000	7	34,100 (1,500)	2,100	6.56	9	○25,600	7	27,500	1,900	7.42
10	33,400	8	35,600	2,200	6.59	10	26,800	8	29,200	(1900) +500	(7.1) (9.0)
11	34,800 (1,300)	9	37,100 (1,300)	2,300	6.61	11	28,000 (1,300)			(1900) +1000	(6.8) (10.4)
12	36,100 (1,100)	10	38,400 (1,100)	2,300	6.37	12	29,300 (1,000)	9	30,900 (1,400)	(1900) +1100	(6.5) (10.2)
13	37,200 (900)	11	39,500 (900)	2,300	6.18	13	○30,300	10	32,300 (1,200)	2,000	6.60
14	38,100	12	40,400	2,300	6.04	14	31,300 (800)	11	33,500 (800)	2,200	7.02
15	39,000 (700)	13	41,300 (700)	2300	5.90	15	32,100	12	34,300	2,200	6.85
16	39,700	14	42,000	2300	5.79	16	32,900 (700)	13	35,100 (700)	2,200	6.69
17	40,400	15	42,700	2,300	5.69	17	33,600	14	35,800	2,200	6.55
18	41,100	16	43,400	2,300	5.60	18	34,300	15	36,500	2,200	6.41
19	41,800	17	44,100	2,300	5.50	19	35,000	16	37,200	2,200	6.28

7 等 級						8 等 級					
現 行		政府案		増加額	増加率	現 行		政府案		増加額	増加率
号俸	俸給月額	号俸	俸給月額			号俸	俸給月額	号俸	俸給月額		
1	13,200円 (1,000)	1	14,600円 (1,000)	1,400円	10.60%	1	9,100円 400	1	10,300円 (400)	1,200円	13.19%
2	14,200	2	15,600	1,400	9.86	2	9,500	2	10,700	1,200	12.63
3	15,200	3	16,600	1,400	9.21	3	9,900	3	11,100 (500)	1,200	12.12
4	○16,200	4	17,600 (1,500)	1,400	8.64	4	10,300	4	11,600	1,300	12.62
5	17,200 (1,100)	5	19,100	(1400) +500	(8.1) (11.0)	5	10,700 (700)	5	12,100 (700)	1,400	13.08
6	18,300			(1400) +900	(7.7) (12.6)	6	11,400 (900)	6	12,800 (900)	1,400	12.28
7	19,400	6	20,600	(1400) +1300	(7.2) (13.6)	7	12,300	7	13,700	1,400	11.38
8	○20,500	7	22,100	1,600	7.80	8	13,200	8	14,600	1,400	10.61
9	21,600	8	23,600	(1600) +400	(7.4) (9.3)	9	14,100	9	15,500	1,400	9.92
10	22,700			(1600) +800	(7.0) (10.6)	10	15,000	10	16,400	1,400	9.33
11	23,800	9	25,100 (1,400)	(1600) +1100	(6.7) (11.3)	11	○15,900	11	17,300 (1,000)	1,400	8.81
12	○24,900 (1,000)	10	26,500 (1,100)	1,600	6.43	12	16,800	12	18,300	(1400) +100	(8.3) (8.9)
13	25,900 (900)	11	27,600	(1600) +100	(6.2) (6.6)	13	17,700 (600)			(1400) +200	(7.9) (9.0)
14	26,800 (700)			(1600) +300	(6.0) (7.1)	14	18,300	13	19,300	(1400) +600	(7.7) (10.9)
15	27,500	12	28,700	(1600) +700	(5.8) (8.4)	15	○18,900	14	20,300 (600)	1,400	7.41
16	○28200 (600)	13	29,800 (700)	1,600	5.67	16	19,500 (500)	15	20,900 (500)	1,400	7.18
17	28,800	14	30,500 (600)	1,700	5.90	17	20,000	16	21,400	1,400	7.00
18	29,400	15	31,100	1,700	5.78	18	20,500	17	21,900	1,400	6.83

別表 (2)

国会修正部分の比較

俸給表	等級号俸		俸給月額		
			政府案(A)	修正(B)	(B)－(A)
行政職(一)	8等級	1	10,300円	10,600円	+300円
		2	10,700	11,000	+300
		3	11,100	11,400	+300
		4	11,600	11,800	+200
		5	12,100	12,200	+100
		6	12,800	12,900	+100
		7	13,700	13,800	+100
		8	14,600	14,700	+100
		9	15,500	15,600	+100
		10	16,400	16,500	+100
		11	17,300	17,400	+100
		12	18,300	18,400	+100
		13	19,300	19,400	+100
		14	20,300	20,400	+100
		15	20,900	21,000	+100
		16	21,400	21,500	+100
		17	21,900	22,000	+100
	7等級	1	14,600	14,700	+100
		2	15,600	15,700	+100
		3	16,600	16,700	+100
		4	17,600	17,700	+100
		5	19,100	19,200	+100
		6	20,600	20,700	+100
	6等級	1	17,600	17,700	+100
		2	19,600	19,200	+100
		3	20,700	20,800	+100

俸給表	等級号俸		俸給月額		
			政府案(A)	修正(B)	(B)－(A)
行政職(一)	5等級	1	8,600円	9,100円	+500円
		2	9,000	9,500	+500
		3	9,400	9,900	+500
		4	9,900	10,300	+400
		5	10,500	10,800	+300
		6	11,100	11,300	+200
		7	11,700	11,800	+100
	4等級	1	10,600	10,800	+200
		2	11,200	11,400	+200
		3	11,800	12,000	+200
		4	12,500	12,600	+100
	7等級	1	11,400	11,600	+200
		2	12,000	12,100	+100
		3	12,500	12,600	+100
		4	13,000	13,100	+100
		5	13,700	13,800	+100
		6	14,600	14,700	+100
		7	15,500	15,600	+100
		8	16,400	16,500	+100
		9	17,300	17,400	+100
		10	18,300	18,400	+100
		11	19,600	19,700	+100
		12	20,900	21,000	+100
		13	21,600	21,700	+100
		14	22,200	22,300	+100
		15	22,800	22,900	+100
	6等級	1	16,600	16,700	+100
		2	17,600	17,700	+100
		3	19,100	19,200	+100
		4	20,600	20,700	+100
	5等級	1	20,700	20,800	+100

俸給表	等級号俸		俸給月額		
			政府案(A)	修正(B)	(B)－(A)
公安職(二)	8等級	8	13,300円	13,400円	＋100円
		9	14,200	14,300	＋100
		10	15,200	15,300	＋100
		11	16,200	16,300	＋100
		12	17,200	17,300	＋100
		13	18,400	18,500	＋100
		14	19,600	19,700	＋100
		15	20,700	20,800	＋100
		16	21,700	21,800	＋100
		17	22,600	22,700	＋100
		18	23,500	23,600	＋100
		19	24,300	24,400	＋100
		20	25,100	25,200	＋100
		21	25,900	26,000	＋100
		22	26,500	26,600	＋100
	7等級	1	11,700	11,900	＋100
		2	12,300	12,400	＋200
		3	12,800	12,900	＋100
		4	13,600	13,700	＋100
		5	14,400	14,500	＋100
		6	15,400	15,500	＋100
		7	16,400	16,500	＋100
		8	17,400	17,500	＋100
		9	18,700	18,800	＋100
		10	20,100	20,200	＋100
	6等級	1	16,600	16,700	＋100
		2	17,600	17,700	＋100
		3	19,100	19,200	＋100
		4	20,600	20,700	＋100
	5等級	1	20,700	20,800	＋100

俸給表	等級号俸		俸給月額		
			政府案(A)	修正(B)	(B)－(A)
公安職(一)	7等級	1	12,200円	12,300円	＋100円
		2	12,600	12,700	＋100
		3	13,000	13,100	＋100
		4	13,600	13,700	＋100
		5	14,600	14,700	＋100
		6	15,600	15,700	＋100
		7	16,600	16,700	＋100
		8	17,600	17,800	＋100
		9	19,200	19,300	＋100
		10	20,700	20,800	＋100
	6等級	1	13,600	13,700	＋100
		2	14,600	14,700	＋100
		3	15,600	15,700	＋100
		4	16,600	16,700	＋100
		5	17,700	17,800	＋100
		6	19,200	19,300	＋100
		7	20,700	20,800	＋100
	5等級	1	16,600	16,700	＋100
		2	17,700	17,800	＋100
		3	19,200	19,300	＋100
		4	20,800	20,900	＋100
公安職(二)	8等級	1	9,500	10,000	＋500
		2	10,000	10,400	＋400
		3	10,500	10,900	＋400
		4	11,100	11,900	＋300
		5	11,700	11,900	＋200
		6	12,300	12,400	＋100
		7	12,800	12,900	＋100

俸給表	等級号俸		俸給月額		
			政府案(A)	修正(B)	(B) − (A)
研究職	6等級	1	10,300円	10,600円	+300円
		2	10,700	11,000	+300
		3	11,100	11,400	+300
		4	11,600	11,800	+200
		5	12,100	12,200	+100
		6	12,900	13,000	+100
		7	13,900	14,000	+100
		8	14,900	15,000	+100
		9	15,900	16,000	+100
		10	16,900	17,000	+100
		11	17,900	18,000	+100
		12	19,000	19,100	+100
		13	20,100	20,200	+100
		14	21,200	21,300	+100
		15	21,800	21,900	+100
		16	22,400	22,500	+100
		17	23,000	23,100	+100
	5等級	1	12,100	12,200	+100
		2	12,900	13,000	+100
		3	13,900	14,000	+100
		4	14,900	15,000	+100
		5	16,000	16,100	+100
		6	17,100	17,200	+100

俸給表	等級号俸		俸給月額		
			政府案(A)	修正(B)	(B) − (A)
海事職(一)	5等級	1	12,300円	12,400円	+100円
		2	12,700	12,800	+100
		3	13,400	13,500	+100
		4	14,300	14,400	+100
教育職(一)	6等級	1	12,100	12,200	+100
		2	12,800	12,900	+100
教育職(二)	3等級	1	11,100	11,400	+300
		2	11,600	11,800	+200
		3	12,100	12,200	+100
		4	12,800	12,900	+100
		5	13,600	13,700	+100
		6	14,500	14,600	+100
		7	15,500	15,600	+100
		8	16,600	15,700	+100
		9	17,700	17,800	+100
教育職(三)	3等級	1	11,100	11,400	+300
		2	11,600	11,800	+200
		3	12,100	12,200	+100
		4	12,800	12,900	+100
		5	13,600	13,700	+100
		6	14,500	14,600	+100
		7	15,400	15,500	+100
		8	16,400	16,500	+100
		9	17,400	17,500	+100
	2等級	1	12,800	12,900	+100
		2	13,900	14,000	+100
		3	15,000	15,100	+100

俸給表	等級号俸		俸給月額		
			政府案(A)	修正(B)	(B)－(A)
医療職(三)	4等級	7	15,600円	15,700円	＋100円
		8	16,500	16,600	＋100
		9	17,400	17,500	＋100
		10	18,500	18,600	＋100
		11	19,600	19,700	＋100
		12	20,600	20,700	＋100
		13	21,400	21,500	＋100
		14	22,200	22,300	＋100
		15	22,900	23,000	＋100
		16	23,400	23,500	＋100
		17	23,900	24,000	＋100
	3等級	1	13,900	14,000	＋100
		2	14,800	14,900	＋100
		3	15,700	15,800	＋100
		4	16,600	16,700	＋100
		5	17,600	17,700	＋100
		6	18,900	19,000	＋100
		7	20,300	20,400	＋100
	2等級	1	20,500	20,600	＋100

俸給表	等級号俸		俸給月額		
			政府案(A)	修正(B)	(B)－(A)
医療職(二)	6等級	1	10,700円	11,000円	＋300円
		2	11,100	11,400	＋300
		3	11,600	11,800	＋200
		4	12,100	12,200	＋100
		5	12,800	12,900	＋100
		6	13,700	13,800	＋100
		7	14,600	14,700	＋100
		8	15,500	15,600	＋100
		9	16,200	16,300	＋100
		10	16,800	16,900	＋100
		11	17,400	17,500	＋100
		12	18,000	18,100	＋100
		13	18,500	18,600	＋100
	5等級	1	12,100	12,200	＋100
		2	12,800	12,900	＋100
		3	13,700	13,800	＋100
		4	14,600	14,700	＋100
	4等級	1	14,600	14,700	＋100
医療職(三)	4等級	1	11,100	11,400	＋300
		2	11,700	12,000	＋300
		3	12,400	12,600	＋200
		4	13,100	13,200	＋100
		5	13,900	14,000	＋100
		6	14,700	14,800	＋100

別表　(3)　　修正該当人員並びに所要経費

俸給表	等級	500円増	400円増	300円増	200円増	100円増	合計人員
		人	人	人	人	人	人
行政職(一)	6					5,701	5,701
	7					56,968	56,968
	8			16,676	6,307	21,691	44,674
行政職(二)	4				2,118	2,989	3,105
	5	566	484	757	627	610	3,044
税務職	5					28	28
	6					5,651	5,651
	7				238	2,719	2,957
公安職(一)	5					185	185
	6					237	237
	7					3,492	3,492
公安職(二)	5					79	79
	6					1,983	1,983
	7				2	2,501	2,503
	8	90	130	54	68	223	565
海事職(一)	5					1	1
教育職(一)	6					3	3
教育職(二)	3			1	1	24	26
教育職(三)	2					7	7
	3					1	1
研究職	5					395	395
	6			177	150	180	408
医療職(二)	4					58	58
	5			41	38	460	460
	6					214	293
医療職(三)	2					16	16
	3					8,842	8,842
	4			1,990	978	2,983	5,951
合計		656人	614人	19,696人	10,427人	116,240人	147,633人
経費概算		万 千円 275 5	万 千円 206 3	万 千円 496 4	万 千円 1,751 8	万 千円 9,764 2	億 万 千円 1 6,961 2

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

第一、審査経過

衆議院……委員会、本会議とも多数で原案通り可決。

参議院……委員会、本会議とも多数で原案通り可決。

第二、本法律案の改正要旨

一、一般職の職員の給与に関する法律の改正により、同法の適用を受ける国家公務員の給与が改定されることとなるのに伴い、特別職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員の給与の改定を行なう。

二、本法律案は公布の日から施行し、昭和三十七年十月一日から適用する。

第三、改正要点の概要

一般職の職員の例に準じ、次の如く措置する。

一、別表第一の改定

内閣総理大臣、国務大臣、内閣官房長官級、内閣官房長官級は四、〇〇〇円をそれぞれ増額する。

二、別表第二の改定

大使の五号俸は内閣官房長官級、大使、公使の四号俸は政務次官級に準じて、五、〇〇〇円、大使、公使の三号俸は式部官長級、二号俸は委員会委員級、一号俸は行政職俸給表(一)の二等級六号俸に準じて

四、〇〇〇円をそれぞれ増額する。なお、大使の最高俸給月額（いわゆる特号）については、国務大臣級と同様五、〇〇〇円増額する。（第三条二項改正）

三、別表第三の改正

秘書官の八号俸は行政職俸給表㈠の三等級七号俸、七号俸は三等級五号俸、六号俸は三等級三号俸、五号俸は三等級一号俸、四号俸は四等級八号俸、三号俸は四等級五号俸、二号俸は四等級一号俸、一号俸は五等級三号俸の俸給月額の改定にそれぞれ準じて、三、二〇〇円から、四、〇〇〇円の増額を行なう。

（別表第一から別表第三までの俸給月額の増加率については、別紙、俸給月額比較表参照）

四、第四条第二項の改正

俸給月額の定めのある委員会委員のうち、非常勤の者については、現在、国家公安委員会委員の受ける俸給月額を基準として計算された六、〇〇〇円を最高限度額として、その範囲内で勤務一日について の手当を受けることとなつているが、今回、国家公安委員の俸給月額が一三五、〇〇〇円から、一四〇、〇〇〇円に増額されるので、この最高限度額を六、二〇〇円に改める。

五、第七条の二、第七条の三の改正

内閣総理大臣等の期末手当についても一般職の職員の例により、支給日前一月内において退職又は死亡した者にも期末手当を支給し得るように改める。なお、秘書官を除く内閣総理大臣等の十二月の期末手当の支給割合は、一般職が一・七月分より、一・九月分となるので、その例により支給される。秘書官については、一般職と同様に、十二月には期末手当一・九月分、勤勉手当〇・三月分計二・二月分が支給されるとともに三月には勤勉手当〇・二月分が支給される。

第四、本法律案施行に伴う経費

今回の改定による内閣総理大臣等の昭和三十七年度分所要経費は、俸給改定分六百四十万円、期末、勤勉手当改定分七百六十万円、計、千四百万円である。

俸給月額比較表

行政	立法	司法	現	新	増加額	改定率
			円	円	円	%
内閣総理大臣	議長	最高裁長官	255,000	260,000	5,000	2.0
国務大臣級	副議長、図書館長	最高裁判事 検事総長	185,000	190,000	5,000	2.7
	事務総長		170,000	175,000	5,000	2.9
内閣官房長官級	法制局長	東京高裁長官	155,000	160,000	5,000	3.2
		その他高裁長官 東京検事長	145,000	150,000	5,000	3.4
政務次官級	（議員）	次長検事 その他検事長	135,000	140,000	5,000	3.7
式部官長級			114,000	118,000	4,000	3.5
委員会委員級			104,000	108,000	4,000	3.8
大使特号			185,000	190,000	5,000	2.7
5			155,000	160,000	5,000	3.2
4公使4			135,000	140,000	5,000	3.7
3　3			114,000	118,000	4,000	3.5
2　2			104,000	108,000	4,000	3.8
1　1			94,000	98,000	4,000	4.3
秘書官8号			71,900	75,900	4,000	5.6
7			64,900	68,500	3,600	6.2
6			57,900	61,100	3,200	5.5
5			51,900	55,100	3,200	6.2
4			45,500	48,700	3,200	7.0
3			39,100	42,300	3,200	8.2
2			32,700	35,900	3,200	9.8
1			28,200	31,400	3,200	11.3
	議員秘書		32,700	35,900	3,200	9.8

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

第一、審査経過

衆議院……委員会、本会議とも多数で修正可決。

参議院……委員会、本会議とも多数で衆議院送付案通り可決。

第二、本法律案の改正要点

一般職の職員の給与に関する法律の一部改正の例に準じて、左の措置を講ずる。

一、事務次官、統合幕僚会議の議長及び参事官等並びに自衛官の俸給月額を改める。

二、防衛大学校の学生手当の額を改める。

三、営外手当の額を改める。

四、期末手当及び勤勉手当に関する規定を改める。

五、本法律案は、公布の日から施行し、昭和三十七年十月一日から適用する。

第三、俸給月額を改める措置（別表第一、第二）

(A)　事務次官、議長及び参事官等俸給法の改正

事務次官、議長については、特別職の職員の例に準じ、四、〇〇〇円増額して、一二八、〇〇〇円とする。

参事官等の俸給表は、一等級（参事官）、二等級（書記官）、三等級（部員）に分れており、従来よ

りその俸給月額は、参事官については行政職俸給表(一)の二等級、書記官については三等級、部員については、四等級、五等級の俸給月額を基準として、その基準俸給月額に勤務の質と量に応ずる付加報酬分（超過勤務手当相当分等）〇、一二二の調整率を加えて算定されているので、今回の新俸給月額の算定に当つても、その従来の方式によつているが、その際、今回の期末、勤勉手当〇・三月分増額に伴う付加報酬分のハネ返りを〇、〇〇二と見込み、その分を〇、一二二から差引いて調整している。（増加額、増加率については別紙、俸給月額比較表を参照）

（備考）事務官等の俸給月額については、従前より一般職に適用される俸給表によることとなつているので、一般職と同様の改定が行われる。

(ロ) 自衛官俸給表の改正

自衛官の俸給月額は、一佐以上は行政職俸給表(一)、二佐以下、一士までは公安職俸給表(一)、二士、三士は公安職俸給表(二)の俸給月額をそれぞれ基準とし、その基準俸給月額に平均暫定手当分月額及び勤務の質と量に応ずる付加報酬分〇、一二二の調整率を加え、その額より私傷病療養費の半額分である〇、〇二四を差引いて算出することになつている（曹及び士については営内居住に伴う私的生活所要経費のうち、本人負担分月額三、一〇〇円を更に差引く）ので、今回の新俸給月額の算定に当つても、その方式によつているが、暫定手当の非支給地に一段階分の三分の一の額の暫定手当が支給されることを考慮して、増額するとともに、期末、勤勉手当〇・三月分増額に伴うハネ返り分〇、〇〇二を〇、一二二から差引いて調整している。（増加額、増加率については別紙、俸給月額比較表を参照）

なお、曹及び士については、食費の内容改善を行なうため、更に一五〇円を本人負担分としたため、従来の本人負担分三、一〇〇円は三、二五〇円となつた。これに伴つて食費単価は一二一円から一二七

円となつた。

第四、学生手当の額を改める措置（第二十五条第二項）

防衛大学校の学生に支給されている学生手当は、従来より、行政職俸給表(一)八等級二号俸（初級国家公務員試験合格者の初任級）を基準として定められ、現在、五、〇〇〇円が支給されているが、今回、八等級二号俸の俸給月額が九、五〇〇円から一〇、七〇〇円に改められているので、学生手当についても、従来の算式どおり、一〇、七〇〇円より私傷病医療費本人負担分月額、食事代を差引いた六、〇〇〇円に増額する。

第五、営外手当の額を改める措置（第十八条第二項）

自衛官のうち一曹以下の者は、原則として営舎内等に居住する義務を有するので、これらの職員の俸給は営舎内等で支給される食費、光熱費等を控除した額となつているが、これらの自衛官のうち営舎外に居住することを許可される場合があるので、その者に対して、俸給の算定基礎から控除されている食費等相当分を営外手当として支給されることとなつている。その控除される食費等相当分が、三、一〇〇円から、三、二五〇円となつたので、営外手当を三、二五〇円に改める。

第六、期末、勤勉手当の規定を改める措置（第十八条の二第二項）

防衛庁職員の期末手当、勤勉手当については、一般職の例により支給されているが、今回、一般職職員に対し、期末、勤勉手当の支給日前一月以内において退職し、又は死亡した職員にも手当を支給し得

ることとなつたので、防衛庁職員にも、同様の措置を講ずる。

第七、附則による措置

一、本法律案は、公布の日から施行し、昭和三十七年十月一日から適用する。（第一項）

二、俸給の切替え及び切替えに伴う措置等を規定する。（第二項～第十五項）

即ち、本法律案施行の際に在職する職員の俸給月額の切替え及び切替えに伴う措置等を定めているが、すべて、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正の附則による措置に準じたものである。（一般職職員の例に準じ間引き措置（第三項、第四項、附則別表第一～第九）三短措置（第七項、附則別表第十）、双子改善措置（第九項）等も同様に講じている。）

第八、本法律案施行に要する経費

今回の政府原案による防衛庁職員の給与改定に要する。

昭和三十七年度分の経費は、五二億四、五〇〇万円である。

（内　訳）

俸給改定分　二七億　二〇〇万円

期末、勤勉手当改定分　二〇億三、六〇〇万円

諸手当改定分　五億　七〇〇万円

計　五二億四、五〇〇万円

なお、平年度分としては、約九五億程度を要する見込みである。

第九、修正の内容及び所要経費

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案に対して、今回の俸給月額の引上額が、千五百円に満たない号俸にあるものを、千五百円にするための修正がなされ、自衛官の俸給月額算出の基礎俸給月額となつている公安職俸給表(一)(二)についても、修正されたので、これにならつて三尉一号俸以下の相当号俸について、一般職と同様の修正を行なう。

また、防衛大学校の学生手当についても、行政職俸給表(一)八等級二号俸の修正にならい、三〇〇円増額の修正を行なう。なお、自衛官の修正該当人員は、一四万五千三百人、防衛大学校学生、二、〇〇〇人、事務官等一万二千五百人、計一五万九千七百人で、その経費は、計約一億六千九百万円である。

別表 (1)

政府原案による俸給月額新旧比較表

(注) 1. 本表は、参事官等俸給表並びに自衛官俸給表の現行俸給月額と、これに対応する切替後の新俸給月額を比較し、その増加額並びに増加率を算出したものである。

2. 俸給月額欄の（　）内数字は直近上位の号俸に対する間差額を示す。

3. 増加額欄の（　）内数字は切替時に暫定俸給月額を受けるものの増加額を示し、十の数字はそのものが新俸給月額になるときの増加額を示す。

参事官等俸給表

1等級						2等級					
現行		政府案		増加額	増加率	現行		政府案		増加額	増加率
号俸	俸給月額	号俸	俸給月額			号俸	俸給月額	号俸	俸給月額		
1	(3500) 円 68,600	1	(3600) 円 71,800	3,200 円	4.66 %	1	(2700) 円 46,500	1	(2700) 円 49,400	2,900 円	6.24 %
2	72,100	2	75,400	3,300	4.58	2	49,200	2	52,100	2,900	5.89
3	75,600	3	79,000	3,400	4.50	3	51,900	3	54,800	2,900	5.59
4	79,100	4	82,600	3,500	4.42	4	(2,800) 54,600	4	(2,800) 57,600	3,000	5.49
5	82,600	5	(3,500) 86,200	3,600	4.36	5	57,400	5	60,400	3,000	5.23
6	86,100	6	89,700	3,600	4.18	6	60,200	6	(2,900) 63,200	3,000	4.98
7	89,600	7	93,200	3,600	4.02	7	63,000	7	66,100	3,100	4.92
8	93,100	8	96,700	3,600	3.87	8	65,800	8	69,000	3,200	4.86
9	(2,700) 96,600	9	(2,700) 100,200	3,600	3.73	9	68,600	9	(2,800) 71,900	3,300	4.81
10	(2,100) 99,300	10	(2,100) 102,900	3,600	3.63	10	(2,300) 71,400	10	(2,300) 74,700	3,300	4.62
11	(1,700) 101,400	11	(1,700) 105,000	3,600	3.55	11	73,700	11	77,000	3,300	4.48
12	103,100	12	106,700	3,600	3.49	12	(1,900) 76,000	12	(1,900) 79,300	3,300	4.34
13	104,800	13	108,400	3,600	3.44	13	(1,700) 77,900	13	(1,700) 81,200	3,300	4.24
						14	79,600	14	82,900	3,300	4.15

3等級					
現行		政府案		増加額	増加率
号俸	俸給月額	号俸	俸給月額		
1	(1600) 円 24,900	1	(2100) 円 27,600	(2100) +600円	(84)% (10.8)
2	26,500	2	(2,200) 29,700	(2,100) +1,100	(79) (125)
3	28,100			2,100 +1,700	(75) (135)
4	(1,700) 29,700	3	(2,500) 31,900	2,200	7.41
5	(1,800) 31,400	4	(2,400) 34,400	2,200 +800	(70) (96)
6	33,200	5	(2,300) 36,800	(2200) +1400	(66) (10.8)
7	35,000	6	(1,900) 39,100	(2200) +1900	(63) (117)
8	36,800			2,300	6.25
9	38,600	7	41,000	2,400	6.22
10	40,400	8	42,900	2,500	6.19
11	42,200	9	44,800	2,600	6.16
12	44,000	10	46,700	2,700	6.14
13	(2,000) 45,800	11	(2,000) 48,600	2,800	6.11
14	47,800	12	50,600	2,800	5.86
15	49,800	13	52,600	2,800	5.62
16	(2,100) 51,800	14	(2,100) 54,600	2,800	5.41
17	(2,000) 53,900	15	56,700	2,800	5.19
18	55,900	16	58,700	2,800	5.01
19	(1,800) 57,900	17	(1,800) 60,700	2,800	4.84
20	(1,600) 59,700	18	(1,600) 62,500	2,800	4.69
21	(1,500) 61,300	19	(1,500) 64,100	2,800	4.57
22	(1,200) 62,800	20	(1,200) 65,600	2,800	4.46
23	64,000	21	66,800	2,800	4.38

自衛官俸給表

将甲						将乙					
現行		政府案		増加額	増加率	現行		政府案		増加額	増加率
号俸	俸給月額	号俸	俸給月額			号俸	俸給月額	号俸	俸給月額		
1	(3800) 円 100,700	1	(3800) 円 104,300	3,600 円	3.57 %	9	(2200) 円 102,300	9	(2200) 円 106.000	3,700 円	3.62 %
2	104,500	2	108,100	3,600	3.44	10	104,500	10	108,200	3,700	3.56
3	108,300	3	(3,900) 111,900	3,600	3.32	将補					
4	(3,900) 112,100	4	115,800	3,700	3.30	1	(2900) 円 59.600	1	(2900) 円 62,700	3,100 円	5.20 %
5	116,000	5	119,700	3,700	3.19	2	62,500	2	(3,000) 65,600	3,100	4.96
将乙						3	65,400	3	68,600	3,200	4.89
1	(3700) 円 74,300	1	(3700) 円 77,600	3,300 円	4.44 %	4	68,300	4	(3,100) 71,600	3,300	4.83
2	78,000	2	81,300	3,300	4.23	5	71,200	5	(2,900) 74,700	3,500	4.92
3	(3,600) 81,600	3	85,000	3,400	4.17	6	74,100	6	77,600	3,500	4.72
4	85,200	4	88,700	3,500	4.11	7	77,000	7	80,500	3,500	4.55
5	88,800	5	92,400	3,600	4.05	8	2,300 79,900	8	(2,300) 83,400	3,500	4.38
6	92,400	6	(3,600) 96,100	3,700	4.00	9	82,200	9	85,700	3,500	4.26
7	96,000	7	99,700	3,700	3.85	10	(2,100) 84,500	10	(2,100) 88,000	3,500	4.14
8	(2,700) 99,600	8	(2,700) 103,300	3,700	3.71	11	(1,800) 86,600	11	(1,800) 90,100	3,500	4.04
						12	88,400	12	91,900	3,500	3.96

現行		政府案		増加額	増加率	現行		政府案		増加額	増加率
号俸	俸給月額	号俸	俸給月額			号俸	俸給月給	号俸	俸給月額		
1佐						10	59,700円	10	62,600円	2,900 円	4.86 %
1	(2800) 円 48,300	1	(2800) 円 51,300	3,000 円	6.21 %	11	(1,800) 61,800	11	(1,800) 64,700	2,900	4.69
2	51,100	2	54,100	3,000	5.87	12	(1,700) 63,600	12	(1,700) 66,500	2,900	4.56
3	53,900	3	(2,900) 56,900	3,000	5.57	13	(1,500) 65,300	13	(1,500) 68,200	2,900	4.44
4	(2900) 56,700	4	59,800	3,100	5.47	14	(1,400) 66,800	14	(1,400) 69,700	2,900	4.34
5	59,600	5	62,700	3,100	5.20	15	68,200	15	71,100	2,900	4.25
6	62,500	6	(3,000) 65,600	3,100	4.96			16	72,500		
7	65,400	7	68,600	3,200	4.89	3佐					
8	68,300	8	(3,100) 71,600	3,300	4.83	1	(1800) 円 36,000	1	(1,900) 40,400	(2300) +2100 円	(64) % 12.22
9	(2,300) 71,200	9	(2,300) 74,700	3,500	4.92	2	37,800			2.600	6.88
10	73,500	10	77,000	3,500	4.76	3	39,600	2	42,300	2,700	6.82
11	(2,100) 75,800	11	(2,100) 79,300	3,500	4.62	4	(1,900) 41,400	3	44,200	2,800	6.76
12	(1,800) 77,900	12	(1,800) 81,400	3,500	4.49	5	43,300	4	46,100	2,800	6.47
13	79,700	13	83,200	3,500	4.39	6	45,200	5	(2,000) 48,000	2,800	6.19
2佐						7	47,100	6	(1,900) 50,000	2,900	6.16
1	(1900) 円 41,500	1	(1900) 円 44,300	2,800 円	6.75 %	8	49,000	7	51,900	2900	5.92
2	43,400	2	46,200	2,800	6.45	9	50,900	8	53,800	2,900	5.70
3	45,300	3	(2,000) 48,100	2,800	6.18	10	52,800	9	55,700	2,900	5.49
4	(2,000) 47,200	4	50,100	2,900	6.14	11	(1,500) 54,700	10	(1,500) 57,600	2,900	5.30
5	(2,100) 49,200	5	(2,100) 52,100	2900	5.89	12	56,200	11	59,100	2,900	5.16
6	51,300	6	54,200	2,900	5.65	13	(1,300) 57,700	12	(1,300) 60,600	2,900	5.03
7	53,400	7	56,300	2900	5.43	14	(1,200) 59,000	13	(1,200) 61,900	2,900	4.92
8	55,500	8	58,400	2,900	5.23	15	60,200	14	63,100	2,900	4.82
9	57,600	9	60,500	2,900	5.03			15	64,300		
								16	65,500		

現行		政府案		増加額	増加率
号俸	俸給月額	号俸	俸給月額		
2	尉				
		16	47,800円		
		17	48,700		
3	尉				
1	(700)円 21,000	1	(800)円 23,500	(1600) +900円	(7.6)% (119)
2	21,700	2	(1,300) 24,300	(1900) +700	(88) (120)
3	(1,200) 22,400	3	(1,900) 25,600	(2000) +1200	(89) (143)
4	(1,400) 23,600			2,000	8.47
5	25,000	4	27,500	(2000) +500	(80) (100)
6	26,400	5	(2,000) 29,400	(2000) 1,000	(7.6) (114)
7	(1,300) 27,000	6	(1,900) 31,400	(2000) +1,600	(7.2) (130)
8	(1,400) 29,100			2,300	7.90
9	30,500	7	33,300	(2300) +500	(75) (92)
10	31,900	8	35,200	2,300 +1000	(7.2) (103)
11	33,300	9	(1,300) 37,100	(2300) +1,500	(69) (114)
12	(1,100) 34,700			2,400	6.92
13	35,800	10	(1,200) 38,400	2,600	7.26
14	36,900	11	(1,100) 39,600	2,700	7.32

現行		政府案		増加額	増加率
号俸	俸給月額	号俸	俸給月額		
15	38,000円	12	(900)円 40,700	2,700	7.11
16	(900)円 38,900	13	41,600	2,700	6.94
17	39,800	14	42,500	2,700	6.78
18	40,700	15	43,400	2,700	6.63
19	41,600	16	44,300	2,700	6.49
		17	45,200		
		18	46,100		
		19	47,000		
1	曹				
1	(1300) 円 16,700	1	(1800) 円 18,600	(1,500) 400円	(90)% (114)
2	(1,200) 18,000	2	(1,900) 20,400	(1500) 400	(83) (133)
3	(1,300) 19,200	3	22,300	(1500) +900	(78) (162)
4	(1,400) 20,500			1,800	8.79
5	21,900	4	24,200	(1800) +500	(82) (105)
6	23,300	5	(2,000) 26,100	(1800) +1000	(7.7) (120)
7	(1,300) 24,700	6	28,100	(1800) +1600	(73) (138)
8	(1,400) 26,000			2,100	8.08
9	(1,300) 27,400	7	(1,900) 30,000	(2100) +1500	(7.7) (13.1)

現行		政府案		増加額	増加率
号俸	俸給月額	号俸	俸給月額		
1	尉				
1	(1,600) 円 30,000	1	(2,100) 円 32,300	2,300	7.67
2	31,600	2	(2,200) 34,400	(2300) +500	(7.3) (8.9)
3	33,200	3	(2,500) 36,600	(2300) +1,100	(6.9) (10.2)
4	(1,800) 34,800	4	(1,900) 39,100	(2300) +2000	(66) (124)
5	36,600			2,500	6.83
6	38,400	5	41,000	2,600	6.77
7	(1,900) 40,200	6	42,900	2,700	6.72
8	(1,800) 42,100	7	44,800	2,700	6.41
9	43,900	8	(1,800) 46,700	2,800	6.38
10	(1,500) 45,700	9	(1,500) 48,500	2,800	6.13
11	(1,200) 47,200	10	(1,300) 50,000	2,800	5.93
12	(1,100) 48,400	11	(1,100) 51,300	2,900	5.99
13	(1000) 49,500	12	(1,000) 52,400	2,900	5.86
14	50,500	13	53,400	2,900	5.74
15	51,500	14	54,400	2,900	5.63
		15	55,400		
		16	56,400		

現行		政府案		増加額	増加率
号俸	俸給月額	号俸	俸給月額		
2	尉				
1	(1,400) 円 23,800	1	(2000) 円 25,200	2,000 円	8.40 %
2	25,200	2	27,800	(2000) +600	(79) 10.3
3	(1,500) 26,600	3	29,800	(2000) +1,200	(75) 12.0
4	28,100	4	(2,100) 31,800	(2000) +1700	(7.1) 13.2
5	29,600			2,200	7.43
6	31,100	5	33,900	(2300) +500	(7.4) 9.0
7	32,600	6	36,000	(2300) +1,100	(7.1) 10.4
8	34,100			(2300) +1700	(67) 11.7
9	(1,300) 35,600	7	(1,400) 38,100	2,500	7.02
10	(1,200) 36,900	8	(1,300) 39,500	2,600	7.05
11	38,100	9	40,800	2,700	7.09
12	(1,100) 39,300	10	(1,100) 42,100	2,300	7.12
13	(1,000) 40,400	11	(1,000) 43,200	2,800	6.93
14	(900) 41,400	12	(900) 44,200	2,800	6.76
15	42,300	13	45,100	2,800	6.62
16	43,200	14	46,000	2,800	6.48
		15	46,900		

現行		政府案		増加額	増加率
号俸	俸給月額	号俸	俸給月額		
3		曹			
4	16,500円	4	18,400円	(1,500) +400円	(9.1)% (15)
5	(1,100) 17,800	5	(1,500) 20,100	(1,500) +800	(84) (129)
6	(1,000) 18,900	6	(1,000) 21,600	(1,500) +1200	(7.9) (143)
7	(900) 19,900			1,700	8.54
8	(800) 20,800	7	(800) 22,600	1,800	8.65
9	21,600	8	23,400	1,800	8.33
10	22,400	9	24,200	1,800	8.04
		10	25000		
		11	25800		
士		長			
1	(1,100) 円 10,700	1	(1,100) 円 12,100	1,400 円	1308 %
2	11,800	2	13,200	1,400	1186

現行		政府案		増加額	増加率
号俸	俸給月額	号俸	俸給月額		
3	12,900円	3	14,300円	1,400 円	1085 %
4	14,000	4	15400	1,400	1000
5	15100	5	16,500	1,400	9.27
6	16,200	6	17,600	1,400	8.64
1	士				
1	(500)円 9,500		(500)円 10,900	1,400 円	1474 %
2	(600) 10,000		(600) 11,400	1,400	14.00
3	10,600		12,000	1,400	1321
4.	11.200		12.600	1,400	1250
2	士				
	8,600円		10,000円	1,400 円	1628 %
3	士				
	8,000円		9.200円	1,400 円	1500 %

現行		政府案		増加額	増加率
号俸	俸給月額	号俸	俸給月額		
1	曹				
10	28,700円	8	(1,500) 円 31,900	(2,100) +1,100円	(7.3)% (112)
11	(1,100) 30,000	9	(1,200) 33,400	(2,100) +1300	(7.0) (113)
12	31,100			2,300	7.40
13	32,200	10	34,600	2,400	7.45
14	33,300	11	35800	2,500	7.51
15	(900) 34,400	12	(900) 36,900	2,500	7.27
16	35300	13	37,800	2,500	7.08
17	36,200	14	38,700	2,500	6.91
18	(800) 37,100	15	(800) 39,600	2,500	6.74
19	37,900	16	40,400	2,500	6.60
		17	41,200		
		18	42,000		
		19	42,800		
2		曹			
1	(1200) 円 14,100	1	(1200) 円 15600	1,500 円	10.64 %
2	(1,300) 15300	2	(1,800) 16,800	1,500	9.80
3	16,600	3	18,600	(1,500) +500	(9.0) (121)

現行		政府案		増加額	増加率
号俸	俸給月額	号俸	俸給月額		
4	17,900円	4	(1900) 円 20,400	(1,500) +1,000円	(84)% (139)
5	19,200	5	22,300	(1,500) +1,600	(7.8) (16.2)
6	(1,400) 20,500			1,200	8.78
7	21,900	6	24,200	(1800) +5,000	(8.2) (105)
8	(1,200) 23,300	7	(1,600) 26,100	(1,800) +1,000	(7.7) (120)
9	(1,100) 24,500	8	(1,100) 27,700	(1800) +1,400	(7.4) (13.1)
10	(1,000) 25600			2,100	8.20
11	(900) 26,600	9	(1,000) 28,800	2,200	8.27
12	27,500	10	(900) 29,800	2,300	8.36
13	(800) 28,400	11	(800) 30,700	2,300	8.10
14	29,200	12	31,500	2,300	7.88
15	30,000	13	32,300	2,300	7.67
		14	33,100		
		15	33,900		
3		曹			
1	(1100) 円 12,900	1	(1,100) 円 14,400	1,500 円	11.63 %
2	(1,200) 14,000	2	(1,200) 15500	1,500	1071
3	(1,300) 15200	3	(1,700) 16,700	1,500	9.87

別表 (2)　国会修正部分の比較並びに該当人員

俸給表	等級号俸		俸給月額 政府案(A)	俸給月額 修正(B)	俸給月額 (B)－(A)	階級別該当人員
自衛官俸給表	三士		9,200円	9,500円	+300円	1,453人
	二士		10,000	10,100	+100	29,287人
	一士	1	10,900	11,000	+100	
		2	11,400	11,500	+100	
		3	12,000	12,100	+100	
		4	12,600	12,700	+100	32,726人
	士長	1	12,100	12,200	+100	
		2	13,200	13,300	+100	
		3	14,300	14,400	+100	
		4	15,400	15,500	+100	
		5	16,500	16,600	+100	
		6	17,600	17,700	+100	47,082人
	三曹	1	14,400	14,500	+100	
		2	15,500	15,600	+100	
		3	16,700	16,800	+100	
		4	18,400	18,500	+100	
		5	20,100	20,200	+100	26,609人
	二曹	1	15,600	15,700	+100	
		2	16,800	16,900	+100	
		3	18,600	18,700	+100	
		4	20,400	20,500	+100	6,954人
	一曹	1	18,600	18,700	+100	
		2	20,400	20,500	+100	799人
	三尉	1	23,500	23,600	+100	328人
計						145,238人
学生手当	防大学生				+300	2,046人
	事務官等					12,405人

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

第一、審査経過

衆議院……委員会、本会議とも全会一致で原案通り可決。

参議院……委員会全会一致、本会議多数で原案通り可決。

委員会における主なる質疑は、独占禁止法運用の状況、公正取引委員会の事務量増加の状況、委員長の給与の変遷並びに今回これを引き上げる理由、委員長と委員の給与格差の問題、地方事務所の現状とその増設の必要性、審査官などの職員の待遇改善の問題等である。

第二、本法律案の改正点

一、公正取引委員会委員長の現行俸給月額十四万円を十八万円に引き上げる。

二、本措置は昭和三十八年四月一日から実施する。

第三、本法律案の内容

公正取引委員会は独占禁止法の目的達成のため同法により設けられた国の行政機関であり、内閣総理大臣の所轄に属し、国家行政組織法にいう外局の一つであるが、委員長及び委員に職権行使の独立性が認められることにより、合議体としての委員会の意思決定は、上級機関の指揮監督を受けることなく、独立に行われ得ることとなつている等広汎な権限が与えられている。

この公正取引委員会の委員長は、内閣総理大臣が両院の同意を得て任命し、その任免は天皇が認証す

ることとなつており、公正取引委員会の会務を総理し、代表するとともに、部内職員の任命権者とされている。

本法律案は、現在、政務次官、内閣官房副長官、総理府総務副長官等と同額の十四万円の俸給月額となつている公正取引委員会委員長の俸給月額を、その職務と責任の重要性にかんがみて、国務大臣級の十九万円と内閣官房長官級の十六万円の間の十八万円に引き上げるとともに、この措置を本年四月一日から実施しようとするものである。

（参　考）

1. 公正取引委員会委員長の俸給月額は、別紙(1)の如く、昭和二十三年十一月から昭和二十六年九月までは国務大臣と同額、昭和二十六年十月から昭和三十三年三月までは内閣官房長官と同額、爾後、今日まで政務次官と同額となつている。
2. 特別職である認証官については、別紙(2)の如く、公正取引委員会委員長、侍従長、大公使（大使の一部は十六万円以上）を除き、すべて俸給月額は十六万円以上となつている。
3. 今国会に別途提出されている「国立大学総長の任免、給与等の特例に関する法律案」は、七国立大学総長を認証官とするとともに、東大、京大総長の俸給額を十八万円、その他の大学総長の俸給月額を十六万円に引き上げる等の措置を講じようとするものである。
4. 今国会に別途提出されている「特定産業振興臨時措置法案」は、貿易の自由化等に対応し、産業構造の高度化を促進するため、その国際競争力を培養する必要がある産業について、生産の専門化、事業の共同化、合併等による生産又は経営の規模の適正化を通じ産業活動を効率化してその振興を図るため基準を定め、その基準で定められた方針を円滑に実施するための措置を講じようとするものである。

第四、本法律案施行に要する本年度分の経費増加額は約六十二万円である。

別紙(1)

公正取引委員会委員長の俸給月額の変遷

官職名 ＼ 適用日	公正取引委員会委員長	内閣総理大臣	国務大臣	内閣官房長官	政務次官	公正取引委員会委員
ベース	三六〇〇円	四〇〇〇	三六〇〇	二八〇〇	二八〇〇	二五六〇〇
ベース	七八八一円	八〇〇〇	八〇〇〇	五五〇〇	四三〇〇	四〇〇〇
ベース	一〇六二円	一〇八〇〇	一〇八〇〇	七六〇〇	五七〇〇	五三〇〇
ベース	一三八二〇円	一四〇〇〇	一四〇〇〇	一〇〇〇〇	七八〇〇	七二〇〇
	三三、四一一	三五一〇一	三六一〇一	二七一〇一		
	九〇〇〇円	一三〇〇〇円	一三五〇〇〇円	一四〇〇〇円	一八〇〇〇円	
	一五〇〇〇	二五〇〇〇	二五五〇〇	二六〇〇〇		
	一一〇〇〇	一八〇〇〇	一八五〇〇	一九〇〇〇		
	一〇〇〇〇	一五〇〇〇	一五五〇〇	一六〇〇〇		
今回の改正案	九〇〇〇	一三〇〇〇	一三五〇〇	一四〇〇〇		
	七五〇〇	一〇〇〇〇	一〇四〇〇	一〇八〇〇		

別紙 (2)

認証官に関する調

△ 憲法第七条　天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために左の国事に関する行為を行なう。
五　国務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全権委任状及び大使及び公使の信任状を認証すること。

△ 法律の定めるその他の官吏

官職	根拠法規	定数	参考 両議院の同意	参考 任命
（特別職）				
a、人事官	国家公務員法五条二項	三人	○	内閣
b、検査官	会計検査院法四条六項	三	○	内閣
c、公正取引委員会委員長	私的独占禁止法二九条三項	一	○	内閣総理大臣
d、宮内庁長官	宮内庁法二条二項	一	×	内閣
e、侍従長	宮内庁法四条二項	一	×	内閣

別紙 (3)

認証官給与調

官職名	俸給月額	暫定手当	計
国務大臣	一九〇〇〇〇円	一七六〇〇〇円	二〇七六〇〇〇円
最高裁判所判事	〃	〃	〃

（一般職）

官職名	俸給月額	暫定手当	計
a、検事総長	検察庁法一五条一項	一	×	内閣
b、最高検次長検事	同右	一	×	内閣
c、検事長	同右	八	×	内閣
f、特命全権大使	外務公務員法八条一項	六六人	×	外務大臣の申出により内閣が行なう。
g、特命全権公使	外務公務員法八条一項	五	×	同右
h、最高裁判所判事	裁判所法三九条三項	一四	×	内閣 最高裁判所の指名した者の名簿によつて、内閣が行なう。
i、高等裁判所長官	裁判所法四〇条二項	八	×	内閣

官職名	俸給月額	暫定手当	計
検事総長	一九〇、〇〇〇円	一七六〇〇円	二〇七六〇〇円
人事院総裁	〃	〃	〃
会計検査院長	〃	〃	〃
人事官	一六〇、〇〇〇	一六四〇〇	一七六四〇〇
検査官	〃	〃	〃
宮内庁長官	〃	〃	〃
東京高等裁判所長官	〃	〃	〃
その他の高裁長官	一五〇、〇〇〇	一五六〇〇	一六五六〇〇
東京高検検事長	〃	〃	〃
公正取引委員会委員長	一四〇、〇〇〇	一五六〇〇	一五五六〇〇
待従長	〃	〃	〃
最高検次長検事	一九〇、〇〇〇	一五〇〇〇	一五五、〇〇〇
その他の検事長	〃	〃	〃
特	一九〇、〇〇〇	一五〇〇〇	一五五、〇〇〇
五	一六〇、〇〇〇	一七六〇〇	一七六四〇〇
四号	一四〇、〇〇〇	一五六〇〇	一五五六〇〇

三号	一一八〇〇〇	一三二四〇〇
使二号	一〇八〇〇〇	一二二四〇〇
大一号	九八〇〇〇	一一一二〇〇
三号	一四四〇〇	一三二四〇〇
使二号	〃	一二二四〇〇
公一号	一三二〇〇	一一一二〇〇

国家公務員法の一部を改正する法律案

第一、審査経過

衆議院……衆議院内閣委員会提出、本会議、全会一致で原案通り可決。

参議院……委員会、本会議とも全会一致で原案通り可決。

委員会における主なる質疑は、国家公務員法第一〇三条と人事院規則一四の四の解釈、並びにその運用状況、最近同規定の根本精神が軽視される傾向にあるが、これに対する人事院の所見、公社、公団、事業団等への天下りの実情とその対策等である。

第二、離職後の営利企業への就職制限について

国家公務員法第一〇三条第二項は「職員は、離職後二年間は、営利企業の地位で、その離職前五年間に在職していた人事院規則で定める国の機関と密接な関係のあるものにつくことを承諾し、又はついてはならない。」と規定し、この規定に基づき、人事院規則一四―四「営利企業への就職」が制定されている。

右の条項は、公務員の離職後の就職に関する制限であつて、在職中、私に職務上関係のある営利企業

と情実関係を結び、これを利用するいわゆる「天降り人事」を禁止しようとするのが目的である。

就職制限の範囲は、離職前五年間に、国の機関（会計検査院、内閣、人事院、総理府、各省及びその外局……人規一四―四の一項）と密接な関係ある営利企業（商業、工業、又は金融業その他営利を目的とする私企業……国公法一〇三条一項）であるが、人事院規則一四―四の定めるところにより所轄庁の長の申出によつて、人事院の承認を得た場合は、例外として、その就職が許されることとなつている（同条三項）。

即ち、人事院は、行㈠三等級相当以上の職務の級にあるもの（役員、（取締役、監査役）非役員を問わない）につこうとする場合及び行㈠四等級相当以下のものなどが、密接な関係にある営利企業の地位につこうとする場合等について、その就職が国家公務員法の精神及び公共の利益に反しないと認める場合に限つて、承認することができることとなつている。

また、人事院は、行㈠四等級相当以下のものなどが、密接な関係にある営利企業の役員以外の地位につこうとする場合等については、その承認の権限を所轄庁の長に委任している。

第三、本法律案の内容

本法律案は、いわゆる「天降り人事」を禁止する目的で設けられた離職後の営利企業への就職制限の規定の運用の適正化に資するため、国家公務員法第一〇三条の条項に「人事院は、前年中に就職を承認したものについて、その承認の理由等を、毎年、遅滞なく、国会及び内閣に対し報告しなければならない。」旨の一項を加え、人事院に報告の義務を課そうとするものである。

その報告内容は、前年における各承認の処分ごとに、その承認した者の離職前五年間に在職していた

国の機関における官職及び承認した営利企業の地位、承認の理由、その他必要な事項とされている。

本法律案は、昭和三十九年一月一日から施行することとなつているので、人事院は、本年中に承認したものから報告することとなる。

（参　考）

1. 本法律案と同名でほぼ同内容の法律案が五月九日に衆議院議員川俣清音君外三名により提出（衆法第三六号）されたが、本法律案が衆議院内閣委員会より提出されることになつたので撤回された。

両法律案の主なる相違点は、本法律案が人事院のした承認の処分について報告せしめることとなつているのに対し、撤回法律案は、人事院のした承認の申請に係る処分（承認の処分及び不承認の処分）について報告せしめることとなつていた。

2. 昭和三十六年、昭和三十七年中における営利企業就職承認に関する審査状況は次表の如くである。

国家公務員法第一〇三条第二項、第三項に基づく営利企業就職承認に関する審査状況

（人事院職員局調）

区分 ＼ 省庁別	昭和三十六年					昭和三十七年				
	申請	承認	不承認	返却	未処理	申請	承認	不承認	返却	未処理
公正取引委員会	一	〇	〇	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇
首都圏整備委員会	〇	〇	〇	〇	〇	一	〇	〇	一	〇
北海道開発庁	二	二	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

区分 / 省庁別	昭和三十六年					昭和三十七年				
	申請	承認	不承認	返却	未処理	申請	承認	不承認	返却	未処理
経済企画庁	〇	〇	〇	〇	〇	一	一	〇	〇	〇
大蔵省	二四	二三	〇	〇	一	三四	三五	〇	〇	〇
国税庁	一二	一二	〇	〇	〇	一七	一六	一	〇	〇
厚生省	〇	〇	〇	〇	〇	一	一	〇	〇	〇
農林省	一	二	〇	〇	〇	二	二	〇	〇	〇
食糧庁	二	二	〇	〇	〇	四	四	〇	〇	〇
水産庁	二	二	〇	〇	〇	二	二	〇	〇	〇
通商産業省	二七	二六	一	〇	〇	三二	二五	一	〇	〇
工業技術院	五	五	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
特許庁	〇	〇	〇	〇	〇	一	一	〇	〇	〇
運輸省	六〇	五八	一	一	〇	一四一	一四一	〇	〇	〇
海上保安庁	四	四	〇	〇	〇	二	二	〇	一	〇
郵政省	三	三	〇	〇	〇	一一	一一	〇	〇	〇
労働省	一	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
建設省	一五	一一	二	〇	二	一二	一三	〇	一	〇
合計	一六〇	一五一	五	二	三	一六四	一五六	二	八	一

注　このほか、事前協議の段階で不承認とされたもの、すなわち記録上は不承認・件数として処理されていないが、実質的には、不承認件数とみるべきものが各年十数件以上ある。

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

第一、審査経過

衆議院……委員会、本会議とも全会一致で原案通り可決。

参議院……委員会、全会一致、本会議多数で原案通り可決。

委員会における主なる質疑は、日当、宿泊料の定額算出の基礎及びその支給地域区分を改め、地域間の格差を五％とした理由、内閣総理大臣等にその地域区分を廃止した理由、内国旅行と外国旅行との間に待遇上の不均衡があるのではないか等である。

第二、本法律案の改正要点

一、外国旅行における日当、宿泊料、食卓料の定額を引上げるとともに、職務の等級による旅費の支給区分を整理し、あわせて支給地域の区分を改める。

二、外国旅行の移転料の定額を引上げる。

三、七等級の職務にある者に一等の鉄道賃等を支給する。

四、その他所要の規定の整備を行なう。

第三、改正の理由及び内容

一、外国旅行における日当、宿泊料、食卓料を引上げるとともに支給区分の整理及び支給地域区分の変更に関する措置（別表第二の一改正）

国家公務員が公務による外国旅行中、必要とされる費用にあてるため、支給される旅費のうち、日当（旅行中の中食費及び諸雑費にあてる旅費）、宿泊料（旅行中の宿泊の費用にあてる旅費）、食卓料（船賃、航空賃の外に別に食費を要する場合の食事代等にあてる費用）は、法別表第二の一により、内閣総理大臣等並びに行政職俸給表㈠の職務の等級別による定額（現行定額の計算基礎は、いずれも甲地方の五等級の職務にある者の定額（一五ドル相当額）を基礎とし、それ以外は、これに、一定割合による加算額を加減して算出されている）によつて決められており、現行定額は、昭和二十七年四月一日（二等級は昭和三十二年四月一日）以降実施されているものであるが、既に、昨年の第四十回国会で、内国旅費の日当、宿泊料、食卓料の定額が平均二割程度引上げられ、また、職務の等級別の支給格差の縮少が図られた経緯もあり、その後の外国旅行の実態調査の結果等を勘案して、この際、その定額を平均一割五分程度引上げるとともに、職務の等級による旅費支給区分の七段階を、内国旅費の区分と同様に、四段階に整理し、一等級と二等級、四等級と五等級、六等級と七等級以下をそれぞれ同一区分とする。

今回の改定による定額の計算基礎は、甲地方の六等級以下の職務にある者の定額（諸外国の例を勘案して一六ドル相当額）を基礎として、これに一定割合による額を加えて算出し、（内閣総理大臣は従前なみの四八ドル）、職務の等級別の支給格差の縮少を図つている。

また、甲地方、乙地方の区分を全面的に改め、内閣総理大臣等については、その区分をなくし、一等級以下の職務にある者に対しては、従来甲、乙両地方間の二〇％の格差を五％に縮めるとともに、乙地方は、アジア、中近東諸国（現在、乙地方は朝鮮、台湾、沖縄など旧日本領土）に改める等の措置を講ずる。なお沖縄その他南洋諸島、南西諸島の地域については、日当、宿泊料は甲地方の十分の八、支度

料は定額の十分の八に相当する額とする。

二、外国旅行の移転料の定額を引上げる措置（三六条改正別表第二の二改正）

移転料は、赴任に伴なう住所又は居所の移転が行なわれた場合支給される旅費であり、法別表第二の二により、内閣総理大臣等並びに行政職俸給表㈠の職務の等級別による定額（定額の計算基礎は、五等級以下の職務にある者の定額を基礎とし、それ以上は一定割合による額を加算して算出されている）によつて定められており、現行の額は、昭和二十七年四月一日以後実施（鉄道五千キロ以上の定額は昭和三十一年五月一日以降、二等級は、昭和三十二年四月一日以降）のものであるが、既に、昨年の第四十回国会で、内国旅費の移転料が約五割弱引上げられた経緯もあり、また、最近における実態調査の結果等をも勘案して、その定額を二割引上げることとするほか、行程を同じくする地域であつても、特に、多額の運賃を必要とする地域等の加算、即ち、特別地域加算を設け、海上輸送については、北米西海岸、南米カリブ海は四五％、北米東海岸は三〇％、西アフリカ、メキシコ、中米は二〇％、陸上輸送は、五〇〇キロ以上は五％、一、〇〇〇キロ以上は一〇％、三、〇〇〇キロ以上二〇％をそれぞれ加えることとするとともに、子女加算（一名につき）五％、帰朝転勤加算一〇％等の加算制度を設け、移転に要する経費の実態をよりよく反映させるよう措置することとし、移転料については平均五割程度の引上げを行なうこととする。

三、七等級の職務にある者に一等の鉄道賃等を支給する措置（一六条、一七条改正）

現在、内国旅行の鉄道賃については、運賃の等級を二階級に区分する線路では、六等級以上の者を一等、七等級以下の者は二等とし、また、船賃については、運賃の等級を三階級、並びに二階級に区分する船舶では、七等級の者はいずれも下級の運賃が、それぞれ支給されることとなつているが、昨年の第

四十回国会における参議院内閣委員会の附帯決議の趣旨、並びにその後の民間における実情等を勘案して、七等級の職務にある者に対し、一等の鉄道賃、並びに中級の船賃（二階級区分の船舶は上級の船賃）をそれぞれ支給するように改める。

四、所要の規定の整備

a、同一地域に長期滞在中の日当、宿泊料の減額については、現在、滞在日数三〇日以上は、二割、六〇日以上は三割となつているが、今回、外国旅行の場合には、特に六〇日以上についても二割とする特例を設ける。（九条改正）

b、支度料及び死亡手当については、従来、甲地方、乙地方の地域区分によつて、その額が定められていたが、今回、この地域区分をなくし、従来の甲地方の額に統合するほか、内閣総理大臣及び最高裁長官を別枠にする。（三九条、四〇条改正、別表第二の三改正）

c、そのほか、扶養親族移転料（二五条、三八条改正）等について字句の整備を行なう。

五、施行期日

本改正は、昭和三十八年四月一日から実施する。

第四、本法律案施行に要する経費

昭和三十八年度分として、計六、二〇〇万円を要する。

（内訳）

日当、宿泊料関係分……五、〇〇〇万円（うち外務省関係一、七〇〇万円）

移転料関係分……一、二〇〇万円（外務省関係）

右のうち昭和三十八年度予算には、外務省関係分として一、八〇〇万円（日当、宿泊料等六〇〇万円、移転料一、二〇〇万円）が計上されている。

日当、宿泊料及び食卓料新旧比較

区分		日当（1日につき）・宿泊料（1夜につき）・食卓料（1夜につき）														
		現行				改正案			正案					現行	改正案			
		割増率	甲地方			割増率	甲地方（乙地方以外の地域）		乙地方（アジア・中近東諸国）				割増率	全地域	割増率	全地域	増率
			日当	宿泊料	計		日当	宿泊料	日当	宿泊料	計	増率					
内閣総理大臣等	内閣総理大臣及び最高裁判所長官	320	4,320円	12,960円	17,280円	300	4,200円	13,100円	4,200円	13,100円	17,300円	100.1	220	3,960円	250	4,800円	121.2
	特命全権大使	320	(3,456) 4,320	(10,368) 12,960	(13,824) 17,280	240	3,400	10,500	3,400	10,500	13,900	(100.0)	220	3,960	220	4,100	103.5
	国務大臣	200	2,700	8,100	10,800							128.7	200	3,600			113.9
	その他の者	200	2,700	8,100	10,800	190	2,700	8,100	2,700	8,100	10,800	100.0	200	3,600	190	3,600	100.0
一等級の職務にある者		160	2,160	6,480	8,640	160	2,200	7,100	2,100	6,700	8,800	101.9	160	2,880	160	3,100	107.6
												112.2	145	2,610			118.8
二等級の職務にある者		145	1,960	5880	7,840							107.6	160	2,880			107.6
												118.6	145	2,610			118.8
三等級の職務にある者		130	1,760	5270	7,030	140	1,900	6,000	1,800	5700	7,500	106.7	130	2,340	140	2,600	111.1
四等級の職務にある者		115	1,550	4,660	6,210	120	1,650	5150	1,550	4,850	6,400	103.1	115	2,070	120	2,200	106.3
												118.5	100	1,800			122.2
五等級の職務にある者		100	1,350	4,050	5400							109.5	115	2,070			106.3
												125.9	100	1,800			122.2
六等級の職務にある者		90	1,220	3650	4,870	100	1,400	4,300	1,300	4,100	5400	110.9	90	1,620	100	1,900	117.3
七等級以下の職務にある者		80	1,080	3,240	4,320							117.0	90	1,620			117.3
												131.9	80	1,440			131.9

移転料新旧比較

1. 移転料定額は、現行定額の２０％増とする。

区分		割増率	鉄道１００キロメートル未満	鉄道１００キロメートル以上５００キロメートル未満	鉄道５００キロメートル以上1,０００キロメートル未満
特命全権大使	現行改定	２２０	３５２００円 ４２,２００	４６,２００円 ５５,４００	６３,８００円 ７６,６００
その他の者	現行改定	２００	３２,０００ ３８,４００	４２,０００ ５０,４００	５８,０００ ６９,６００
一等級の職務にある者	現行改定	１６０	２５６００ ３０,７００	３３,６００ ４０,３００	４６,４００ ５５,７００
二等級の職務にある者	現行改定	１４５	２３,２００ ２７,８００	３０,４５０ ３６,５００	４２,０５０ ５０,５００
三等級の職務にある者	現行改定	１３０	２０,８００ ２５,０００	２７,３００ ３２,８００	３７,７００ ４５,２００
四等級の職務にある者	現行改定	１１５	１８,４００ ２２,１００	２４,１５０ ２９,０００	３３,３５０ ４０,０００
五等級以下の職務にある者	現行改定	１００	１６,０００ １９,２００	２１,０００ ２５,２００	２９,０００ ３４,８００

鉄道1,０００キロメートル以上1,５００キロメートル未満	鉄道1,５００キロメートル以上2,０００キロメートル未満	鉄道2,０００キロメートル以上５０００キロメートル未満	鉄道5,０００キロメートル以上１０,０００キロメートル未満	鉄道10,000キロメートル以上１５０００キロメートル未満	鉄道15000キロメートル以上
８３,６００円 １００,３００	１０５,６００円 １２６,７００	１２９,８００円 １５５８００	１４３,０００円 １７１,６００	１５６,２００円 １８７,４００	円 169,400 203,300
７６,０００ ９１,２００	９６,０００ １１５,２００	１１８,０００ １４１,６００	１３０,０００ １５６,０００	１４２,０００ １７０,４００	154,000 184,800
６０,８００ ７３,０００	７６,８００ ９２,２００	９４,４００ １１３,３００	１０４,０００ １２４,８００	１１３,６００ １３６,３００	123,200 147,800
５５,１００ ６６,１００	６９,６００ ８３,５００	８５,５５０ １０２,７００	９４,２５０ １１３,１００	１０２,９５０ １２３,５００	111,650 134,000
４９,４００ ５９,３００	６２,４００ ７４,９００	７６,７００ ９２,０００	８４,５００ １０１,４００	９２,３００ １１０,８００	100,000 120,100
４３,７００ ５２,４００	５５,２００ ６６,２００	６７,８５０ ８１,４００	７４,７５０ ８９,７００	８１,６５０ ９８,０００	88,550 106,300
３８,０００ ４５,６００	４８,０００ ５７,６００	５９,０００ ７０,８００	６５,０００ ７８,０００	７１,０００ ８５,２００	77,000 92,400

恩給、共済関係

国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案

第一、審査経過

衆議院……委員会において提案理由の説明を聴取したのみで審査未了。

参議院……予備審査として提案理由の説明聴取。

第二、本法律案の内容

1. 日本国有鉄道、日本専売公社、日本電信電話公社のいわゆる三公社職員の退職手当については、公共企業体等労働関係法の関連において、現在の国家公務員等退職手当法の適用をとりやめ、労使の団体交渉できめること。

2. この場合、公社職員と国家公務員相互間の在職期間の通算、および公社の定める退職手当の基準など所要の措置を行なうこと。

3. 題名を「国家公務員退職手当法」と改正すること。

4. 本法の施行日は昭和三十九年一月一日とすること。

恩給共済関係法案の審査概要

今国会において当委員会で審査した恩給共済関係法案は、恩給法等の改正法案・旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の改正法案及び公共企業体職員等共済組合法の改正法案の三件である。

恩給法等の改正法案は、六十才未満の者についても、その恩給扶助料の年額を一万五千円ベースまで引き上げるとともに、旧満鉄等の職員期間を、外国政府職員期間の場合に準じて、恩給公務員期間に通算する等の措置を講じようとするものであり、共済関係二法案は、右の恩給法等の改正に準じて所要の改正を行なうことを主たる内容とするものである。

本委員会においては以上三法案を一括して審査し、三法案に対し、それぞれ委員会所属会派の共同提案による附帯決議を付し、いずれも全会一致をもつて原案通り可決した。

なお、恩給共済に関連のある法案としては、地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部を改正する法律案、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法案及び戦傷病者特別援護法案の四法案が今国会において成立した。

恩給法等の一部を改正する法律案

第一、審査経過

衆議員……委員会、全会一致、本会議多数で原案通り可決。

委員会において全会一致をもつて次の附帯決議を行なつた。

附帯決議

昭和二十八年恩給法改正により旧軍人恩給が支給されることになつてから、幾度か恩給・扶助料の改善が行なわれ今日に至つているが、なお、沖縄等に対する戦地加算の指定、元満州開拓指導員及び元満州国協和会職員に対する恩給法の適用、特例扶助料の支給範囲拡大、昭和二十年十月四日付占領軍命令による一せい罷免者の救済、抑留加算等残された未処遇問題の解決並びに旧海軍特務士官の仮定俸給号俸の是正、引き下げられた旧軍人の仮定俸給号俸の是正、傷病恩給における間差・裁定基準の是正及び家族加給の支給等さらに検討されるべき問題が残されている。

また、昭和三十四年現職公務員には、国家公務員共済組合法にもとづく年金が適用され、恩給・扶助料を受ける者との間にベースの格差が生じ、この問題は従来から強く主張されている現職公務員の給与ベースに対する恩給のスライド制確立の問題並びに恩給受給者間における不均衡是正の要望とともに重大な懸案となつているが、これについては、特に第三十八国会参議院内閣委員会において、政府は常時調査研究の上適切な措置を講ずべきであるとの附帯決議が附されている。

政府はこれらの問題についてすみやかに検討の上善処されるよう要望する。

右決議する。

参議院……委員会、全会一致、本会議多数で原案通り可決。

委員会において全会一致をもつて次の附帯決議を行なつた。

附帯決議

昭和二十八年の恩給法の改正により、旧軍人等に恩給が支給されることになつてから、幾度か恩給、扶助料の改善が行なわれ今日に至つているが、なお、沖縄等に対する戦地加算の指定及び抑留加算の制定、元満州開拓指導員及び元満州国協和会職員に対する恩給法の適用、特例扶助料の支給範囲の拡大、

昭和二十年十月四日付占領軍命令による一せい罷免者の救済等の未処遇問題の解決並びに恩給受給者間における不均衡の是正、引き下げられた旧軍人の仮定俸給号俸の是正、旧海軍特務士官の仮定俸給基準の是正、傷病恩給における間差・裁定基準の是正及び家族加給の支給、外国政府及び外国特殊法人職員の恩給最短年限を超える在職年並びに抑留期間及び留用期間の通算等さらに検討すべき問題が残されている。

さらに物価並びに国民生活水準の上昇に伴ない、現職公務員の給与水準は漸次上昇しつつあるが、恩給及び各種年金の引き上げはこれに伴なわず、恩給及び各種年金受給者は常に不利不安定な立場におかれ、現職公務員の給与ベースに対する恩給等のスライド制確立の問題として重大な懸案となつている。この恩給及び各種年金の合理的調整の問題については、第三十八国会においても、当委員会において、政府は常時調査研究の上、適切な措置を講ずべきであるとの附帯決議を行なつている。

政府はこれらの問題について速やかに検討の上善処するよう要望する。

右決議する。

委員会における主なる質疑は、文官及び旧軍人等の恩給について、恩給法上未だ措置されていない所謂未処遇問題の解決、恩給受給者間における不均衡の是正、恩給等の現職公務員の給与ベースに対するスライド制確立等の諸問題に対する政府の所見等である。

第二、本法律案の改正要点

1. 恩給扶助料の年額を増額した際の年令制限を一部解除する。
2. 増加恩給受給者の退職後、出生した子女加給額を引き上げる。

3. 旧軍人等の遺族に対する特例扶助料等の支給要件を緩和する。
4. 加算減算率を緩和する。
5. 旧南満州鉄道株式会社等の職員期間を恩給期間に通算する。
6. 以上の措置は昭和三十八年十月から実施する。

第三、本法律案の内容

1. 年令制限の一部解除
昭和三十三年法律第百二十四号附則の規定によって恩給扶助料を、いわゆる一万二千円ベースから、一万五千円ベースに引き上げる際及び昭和三十一年法律第百四十九号の規定によって恩給扶助料の年額を引き上げた際、六十才未満の者（傷病者、遺族たる妻、子を除く）については増額分を、六十才に達するまで停止するという制限をつけたが、この制限を解除して、これらの者についても一万五千円ベースまでは引き上げる。
対象人員　約、四七五、〇〇〇名

2. 子女加給額を引き上げる
増加恩給受給者の退職後、出生した子女の加給額は、一人を除き年二千四百円となっているが、これを退職当時の子女加給額と同額の四千八百円に増額する。
対象人員　約、九六、〇〇〇名

3. 特例扶助料等の支給要件の緩和
内地等で職務に関連して負傷し、又は疾病にかかった旧軍人等で、在職期間内又は退職後一年以内

（厚生大臣の指定する疾病については三年）に死亡したもの遺族に対しては、特料扶助料又は、特例遺族年金が支給されることになっているが、この支給要件を二年（厚生大臣の指定する疾病については、六年）に緩和する。
対象人員　約、四、八〇〇名
（注）　厚生大臣の指定する疾病とは結核と精神病である。

4. 加算減算率の緩和
旧軍人等の加算年を算入して初めて普通恩給年限に達した者の恩給年額算出率は、実在職年だけで、普通恩給年限に達しているものの算出率百五十分の五十から、その年限に不足する一年毎に、百五十分の四、五（旧軍人又は警察監獄職員以外の公務員は、百五十分の三、五）を減じたものにすることになっているが、この減算率を、昭和三十三年法第百二十四号による改正前の百五十分の三、五（旧軍人又は警察監獄職員以外の公務員は百五十分の二、五）に緩和するとともに、最低恩給年額算出率百五十分の二十二を、百五十分の二十五に引き上げる。
対象人員　約、五一〇、〇〇〇名

（注）
一、旧軍人又は警察監獄職員と、公務員（文官）との加算減算率の差は、普通恩給の最短恩給年限の相違による。

1.	下士官以下	十二年
2.	準士官以上	十三年
3.	警察監獄職員	十二年
4.	文官	十七年

二、旧軍人等の加算減算率の改正について戦務加算年は、昭和二十八年法律第百五十五号により昭和二十一年勅令第六十八号以前に、加算年の裁定を受けていた者については従前の権利が認められた。

昭和三十三年法律第百二十四号では、いわゆる一二、〇〇〇円ベースから、一五、〇〇〇円ベースへの改定があり、これらの関係で既裁定者と、未裁定者との差が大きくなりすぎると考えられたので、加算年を算入して、はじめて恩給最短年限に達する者の減算率を、一年毎に百五十分の三、五を、同四、五と強化した。

しかし、昭和三十六年法律第百三十九号により、未裁定者についても、加算年が算入されることとなつたので、減算率を、法律第百二十四号以前のすがたにもどしたものである。

5. 旧南満州鉄道株式会社等の職員期間の通算

旧南満州鉄道株式会社等三公社と同種の事業を行なつていた在外特殊機関（政令で指定する）の在職期間を、外国政府職員期間に準じて、恩給公務員期間に通算する。

対象人員　約、二五〇名

（注）

一、政令で指定を予想される在外特殊機関は左の如くである。

(1) 南満州鉄道株式会社
(2) 満州電信電話株式会社
(3) 華北交通株式会社
(4) 華北電信電話株式会社
(5) 北支顧中公司
(6) 華北広播協会
(7) 華中鉄道株式会社

(8) 華中電信電話株式会社
(9) 蒙彊電気通信設備株式会社

なお外国政府職員期間の場合における通算は左の如くである。

イ　公務員から外国政府職員となり再び公務員となつた場合は、当該外国政府職員の在職年月数の全部が通算される。

ロ　公務員から外国政府職員となつた場合も右と同じである。ただしこの場合の俸給年額は、公務員を退職した時受けていた俸給年額に、その千分の四十五に相当する額に外国政府職員の在職年を乗じた額の合計とする。

ハ　外国政府職員から公務員となつた場合は、普通恩給の最短年限までとする。

ニ　右のいづれの場合も昭和二十年八月八日まで外国政府職員として在職していた場合に限る。

二、南満州鉄道株式会社等の雇傭人については、別途、今国会に提出されている「旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の一部を改正する法律案」によつて、本法律案と同様に通算されることになつている。

三、本法案によつて新たに扶助料又は遺族年金を受けることとなるもののうち、昭和三十八年三月三十一日以前に死亡した者の妻に対して、本国会で成立した戦没者等の妻に対する特別給付金支給法による給付金（金額二十万円の記名国債）が支給される。

第四、本法律案施行に伴う予算等

恩給費五ヶ年推計

（単位　億円）

区分	三十八年度	三十九年度	四十年度	四十一年度	四十二年度
文官等恩給費	一七七	一八二	一八一	一七七	一七四
旧軍人遺族等恩給費	一、〇七二	一、一九九	一、二一七	一、二〇三	一、一九一
計	一、二四九	一、三八一	一、三九八	一、三八〇	一、三六五

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の一部を改正する法律案

区分	三十八年度	三十九年度	四十年度	四十一年度	四十二年度
措置是正給恩内					
一、法第一二四号年令制限の撤廃	二・六	九・四	八・〇	七・一	六・六
二、子女加給額の引き上げ	〇・六	二・三	二・三	二・三	二・三
三、特例扶助料の支給要件の緩和	〇・五	一・九	一・九	一・八	一・七
四、加算減算率の緩和	一・七	八・九	一〇・四	一一・四	一二・六
五、満鉄等職員期間の通算	〇・〇四	〇・二	〇・二	〇・二	〇・二
計	五・四四	二二・七	二二・八	二二・八	二三・四

第一、審査経過

衆議院……委員会、本会議とも全会一致で原案通り可決。

委員会において全会一致をもつて次の附帯決議を行なつた。

附帯決議

一、本法適用者と新法施行後の退職者との間に支給原因発生時期により共済年金間の均衡が失われている実情にあるので、今後検討の上速かに是正の措置を講ずべきである。

二、今日経済、物価情勢及び国民所得水準等の変化に伴い、現職職員給与水準ないし国民所得水準と年金受給者の年金額との間に大きな不均衡を生じつつあるにかんがみ、年金額の実質価値を保全し得るよう適切合理的な方策を講ずべきである。

参議院……委員会全会一致、本会議多数で原案通り可決。

委員会において全会一致をもつて次の附帯決議を行なつた。

附帯決議

一、現行国家公務員共済組合法施行前の退職者と施行後の退職者との間に、支給原因発生時期により共済年金間又は恩給、共済年金間の均衡が失なわれている実情にあるので、政府は速かに検討の上是正の措置を講ずべきである。

二、今日経済、物価情勢及び国民所得水準等の変化に伴い、現職職員給与水準ないし国民所得水準と年金受給者の年金額との間に大きな不均衡を生じつつあるにかんがみ、年金額の実質価値を保全し得るよう適切合理的な方策を講ずべきである。

右決議する。

委員会における主なる質疑は、現行国家公務員共済組合法施行後の退職者の年金額改定問題、共済年金について現職公務員の給与ベースに対するスライド制確立の問題に対する政府の所見等である。

第二、本法律案の改正の趣旨

本法律案は、旧陸海軍共済組合からの戦時災害を基因とする給付の陸海軍間における不均衡を是正するとともに、別途今国会に提案されている「恩給法等の一部を改正する法律案」に準じて関係法律に所要の改正を行なおうとするものである。

第三、本法律案の改正点

1. 旧海軍共済組合の組合員であつた者が、昭和十六年十二月八日以後に戦時災害により傷病にかかり又は死亡した場合には、その者又はその遺族に対して昭和三十八年十月以後年金を支給する。（旧令による年金受給者のための特別措置法の改正）

2. 恩給法の改正にあわせて次の措置をとる。

ア　共済組合からの年金受給者の年金ベースを、六十才未満の者について一五、〇〇〇円ベースまで引上げる。（「昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律」及び「旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律」の改正）

イ　外国特殊法人（満鉄等）の職員期間を、外国政府職員期間と同様、共済組合員期間に通算する。（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の改正）

3. その他規定の整備を図る。

第四、本法律案の内容

(1) 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭二五、法第二五六号）の一部改正措置

(一) 旧海軍共済組合の組合員であつた者が、昭和十六年十二月八日以後に戦時災害により傷病にかかり又は死亡した場合には、その者又はその遺族に対して、旧陸軍共済組合の組合員であつた者との均衡を考慮して、次により年金を支給する。

ア　旧海軍共済組合の組合員で長期給付（旧共済組合法の規定による退職年金、廃疾年金又は遺族年金に相当する給付）に関する規定の適用を受けていた者で、昭和十六年十二月八日から、昭和二十年三月三十一日までの間に、戦時災害により職務上負傷し又は疾病にかかりこれにより死亡した場合には、その遺族に対して、昭和三十八年十月以降殉職年金（公務による死亡を給付事由とする年金）を支給するとともに、右の期間内に戦時災害により職務上負傷し又は疾病にかかり、これにより旧海軍共済組合から公傷病年金の支給を受けていたもので、その職務上の傷病によらないで死亡した場合は、その遺族に対して、昭和三十八年十月以後障害遺族年金（公務による傷病を給付事由とする年金を受ける権利を有する者の公務によらない死亡を給付事由とする年金）を支給する。

イ　旧海軍共済組合の組合員のうち、恩給法又は長期給付に関する規定の適用を受けなかつた者（嘱託員、徴用員等）が、昭和十六年十二月八日から昭和二十年八月十五日までの間に戦時災害により職務上負傷した場合は、昭和三十八年十月以後その者に対して障害年金（公務による傷病を給付事由とする年金）を支給するとともに、その者が死亡した場合は、前記(ア)と同様にその遺族に殉職年金又は障害遺族年金を支給する。

（注）旧陸軍共済組合では「陸軍軍属戦災救恤規則（昭和二〇、六、一陸軍省令第三六号）」により、右の措置が採られていたが、旧海軍共済組合では、この措置がとられていなかつたため、今回その不均衡を是正しようとするものである。

なお、長期給付の適用を受けていた者の昭和二十年四月以後については、いずれも同様の措置がとられている。

〔参照〕年金の支給額は左の通りである。

ア　障害年金

障害等級	支給額	最低保障額
一級	俸給の一二月分	二三三、〇〇〇円
二級	〃　一〇月分	一八九、〇〇〇円
三級	〃　八月分	一五一、〇〇〇円
四級	〃　七月分	一〇七、〇〇〇円
五級	〃　六月分	七〇、〇〇〇円
六級	〃　五月分	五二、〇〇〇円

なお、障害等級一、二級の者には、年額三一、〇〇〇円（介護手当、扶養加給相当）その他の者には七、〇〇〇円（扶養加給相当）が加給される。

イ　殉職年金

俸給階層別に三、四月分から五、四月分まで（最低保障額七一、〇〇〇円但し、扶養遺族一人がある場合は五、〇〇〇円、二人以上ある場合は七、〇〇〇円を加算した額）の金額を支給

ウ　障害遺族年金

俸給の二、五月分（最低保障額四二、六〇〇円）の金額支給

(二)　該当人員及び予算

右の措置により新たに年金を支給されることとなる者は約一二〇人と推定され、平年度七五〇万円の経費を要する。

(2)

「昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律（昭三一、法第一三三号）」及び「旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律（昭三三、法第一二六号）」の一部改正措置

別途今国会に提出されている「恩給法等の一部を改正する法律案」に準じて、昭和三三、法第一二六号の規定により、共済年金をいわゆる一万二千円ベースから一万五千円ベースに引上げる際及び昭和三一、法第一三三号の規定により共済年金の年額を引上げた際（所謂第二次不均衡是正）、六十才未満の者（受給者が妻、子及び孫である場合を除く）については、増額分を六十才まで停止するという制限があつたが、今回この支給制限を解除して、これらの者についても、一万五千円ベースまで引上げる。

なお、右の措置により該当する人員は約六、〇〇〇人であり、昭和三十八年度に四、七〇〇万円の経費を要する。

(3)

国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三三、法第一二九号）の一部改正措置

別途今国会に提出されている「恩給法等の一部を改正する法律案」に準じて次の措置をとる。

(一)　ア　満鉄等外国特殊法人（日本政府又は外国政府と特殊の関係があつた法人で、外国において日本専売公社、日本国有鉄道又は日本電信電話公社の事業と同種の事業を行なつていたもので政令で定め

るもの）の職員期間（公務員に相当する職員として政令で定めるもの）を外国政府職員期間と同様に、共済組合員期間に通算する。

イ　前記アの外国特殊法人に、昭和二十年八月八日まで引き続き勤務していた者で、その後組合員となつたものの当該外国特殊法人に勤務していた期間のうち、所謂雇傭人であつた期間は、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（以下施行法という。）第九条の特殊期間（資格期間）として組合員期間に算入する。

ウ　更新組合員（施行法第二条第一項第七号に規定するもの）及び再就職者（同法第四一条第一項各号に規定するもの）が、昭和三十八年九月三十日以前に退職し、又は死亡した場合に、外国特殊法人期間を算入したとすれば退職年金又は遺族年金を支給すべきこととなるときは、昭和三十八年十月以後その者又はその遺族に退職年金又は遺族年金を支給する。

この場合、一時恩給、退職一時金、廃疾一時金又は遺族一時の支給を受けた者であるときは、退職年金又は遺族年金の額は、当該退職年金又は遺族年金の額から、すでに支給を受けた一時恩給又はこれらの一時金の額の十五分の一に相当する金額を控除した金額とする。

なお、更新組合員のうち、外国特殊法人の期間を算入される者は、約二、〇〇〇人と推定される。

(4)　現行法では、公務上の傷病による廃疾年金の最低保障額に加算される扶養加給のうち、組合員の退職後に出生した子女については、一人二千四百円まで引上げる。

(二)　施行期日及びその他の主な改正措置

以上の改正措置は昭和三十八年十月一日から施行する。

なお、昭和十二年七月七日以後に死亡した者の妻であつたことにより、前記(1)により支給される年金を受ける権利を有するに至つたものは、別途、今国会で成立した「戦没者等の妻に対する特別給付金法」の適用を受ける。

公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案

第一、審査経過

衆議院……委員会、本会議とも全会一致で原案通り可決。

委員会において全会一致をもつて次の附帯決議を行なつた。

附帯決議

一、本法の所管省が三省にわたり、これがため適切な改正について時宜を失する点があると思われるから、政府は本法の改正についての担当省を一本化するよう改善の措置を検討すべきである。

二、恩給法等の改正と同一問題でありながら、本法の改正が遅延することにより、組合員の不利益をまねくおそれがあるので、今後は同時改正を行なうよう留意すべきである。

三、数次にわたる法律改正が掛金の増徴等をまねくことのないよう追加費用の繰入れについて充分配慮すべきである。

参議院……委員会全会一致、本会議多数で原案通り可決。

委員会において全会一致をもつて次の附帯決議を行なつた。

附帯決議

一、公共企業体職員等共済組合法施行前の退職者と施行後の退職者との間に、支給原因発生時期により共

済年金間又は恩給、共済年金間の均衡が失われている実情にあるので、政府は速かに検討の上是正の措置を講ずべきである。

二、恩給法等の改正と同一問題でありながら、本法の改正が遅延することにより、組合員の不利益をまねくおそれがあるので、今後は同時改正を行なうよう留意すべきである。

三、数次にわたる法律改正が掛金の増徴等をまねくことのないよう、追加費用の繰入れについて充分配慮べきである。

四、今日経済、物価情勢及び国民所得水準等の変化に伴ない、現職職員給与水準ないし国民所得水準と年金受給者の年金額との間に大きな不均衡を生じつつあるにかんがみ、年金額の実質価値を保全し得るよう適切合理的な方策を講ずべきである。

右決議する。

委員会における主なる質疑は、三公社共済組合に対する三公社からの追加費用の繰入れ状況等である。

第二、本法律案の改正理由

恩給法等の一部改正に伴い、これらとの均衡を考慮し、更新組合員等の組合員期間に算入する期間の範囲を拡大する等の措置を講じようとするものである。

第三、本法律案の改正点

1. 恩給法等の一部改正に伴い、更新組合員等に関し、次の措置をとる。

一、昭和三十八年十月一日から、恩給の基礎在職年に算入されることとなる外国特殊法人（旧満鉄、旧満電等）の職員期間を、外国政府職員期間と同様、組合員期間に算入する。

二、禁錮以上の刑に処せられ、または懲戒等の処分により、恩給を受ける権利または資格を失った者が復権した等の場合は、これらの期間を組合員期間に算入する。

2. その他必要な規定の整理を行なう。

第四、本法律案の内容

1. 外国特殊法人（旧満鉄、満電等）の職員期間の通算措置

別途今国会に提出されている「恩給法等の一部を改正する法律案」に準じて、更新組合員等について次の措置をとる。

（注）ア、外国特殊法人とは、日本政府又は外国政府と特殊の関係があった法人で外国において日本専売公社、日本国有鉄道又は日本電信電話公社の事業と同種の事業を行なっていたもので政令で定めるものをいう。

イ、更新組合員とは、公共企業体職員等共済組合法の施行日（昭三一、七、一）の前日より三公社職員であった者で、施行日に同法による組合員となり、引き続き組合員であるものをいう。

(一) 外国特殊法人の職員期間（公務員に相当する職員として政令で定めるもの）を、外国政府職員期間と同様に、共済組合員期間に算入する。すなわち

ア、外国特殊法人職員となるため公務員を退職し、同職員として昭和二十年八月八日まで在職し、再び公務員となった者は当該職員としての在職期間を実期間（年金額算定の基礎となる期間）として

算入する。

イ、外国特殊法人職員として昭和二十年八月八日まで在職し、公務員となつたものは、当該職員としての在職期間のうち、年金受給資格最短年限までを実期間として算入する。

(ロ) 外国特殊法人に昭和二十年八月八日まで引き続き勤務していた者で公務員に相当する職員でない、いわゆる雇傭人等であつた期間を、資格期間（その期間を加えれば、年金受給資格年限に達する場合には、年金は支給されるが、年金額の計算上は算入されない期間）として共済組合員期間に算入する。

(ハ) 該当人員及び経費は左の通りである。

公社別	人員	経費
専売公社	四六人	一、五〇〇万円
国有鉄道	九、九五七人	七一七、〇〇〇万円
電電公社	一、八五〇人	一〇七、六〇〇万円
合計	一一、八七一人	八二六、一〇〇万円

2. 懲戒処分等より恩給を受ける権利又は資格を失つた者の復権措置

(イ) 更新組合員等で禁錮以上の刑に処せられたこと又は懲戒処分等により恩給を受ける権利又は資格を失つた者については、その恩給公務員として在職した期間をその者の組合員期間から除算することとなつていたが、右の者のうち、（その処せられた刑が三年、ただし昭和二十二年五月二日以前にあつては二年以下の懲役又は禁錮の刑であつた者に限る）恩赦又は執行猶予期間の徒過により、刑の免除又は懲戒等の免除を受けた者については、これらの期間を組合員期間に算入することとしている。

なお、この措置は第四十回国会における「恩給法等の一部を改正する法律」に伴う改正措置である。

(ロ) 該当人員及び経費は左の通りである。

公社別	人員	経費
専売公社	四人	一三〇万円
国有鉄道	六〇人	二、〇〇〇万円
電電公社	一五人	五一二万円
合計	七九人	二、六四二万円

3. その他主な改正措置

現行法によると、退職の際増加恩給受給権があつた者は、その増加恩給の基礎となつた在職年は、新共済組合員期間に算入されないこととなつているが、その後において増加恩給受給権が消滅した場合（恩給法第五十条による有期の増加恩給の期間が経過したとき）には、その増加恩給の基礎となつた期間を算入して組合員期間を再計算することになつている。従つて、増加恩給受給者が、退職一時金の支給を受けて退職した後、増加恩給等を受けなくなつたときは、退職年金等を受けるべきこととなる場合がある。この場合現行法では、当該年金の額から、退職一時金基礎額を控除することとなつているが、今回、退職一時金（退職一時金基礎額から退職一時金控除額を減額したもの）を控除することとする。

なお、この措置は昭和三十六年四月から通算退職年金制度が実施されたことに伴い、退職一時金を支給する際、退職一時金基礎額から、退職一時金控除額（通算年金の原資となるもの）を減額したものを退職一時金の額として支給することとなつているので、退職一時金控除額の二重控除を排除するための

防衛関係

規定の整備である。

4. 施行期日及び費用の負担者

本法律案は、昭和三十八年十月一日から施行し、また、本法律により生ずる組合の追加費用は公共企業体が負担する。

防衛関係法案の審査概要

今国会に提出された防衛関係法案は防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案一件である。本法律案は第二次防衛力整備計画にもとづく防衛力の内容充実のため、防衛庁本庁職員の定員を改めるとともに、自衛隊の任務遂行の円滑を図るため予備自衛官の員数を増加しその呼称及び制服の着用に関する規定を整備する等を内容とするものであるが、衆議院内閣委員会においては質疑を行なうことなく会期切れのため審査未了となり、参議院内閣委員会においても予備審査として提案理由の説明を聴取したのみである。

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

第一、本法律案の主なる内容

一、第二次防衛力整備計画にのつとり防衛力充実のため防衛庁本庁の職員の定員二七〇、一九一人を二七二、〇〇六人に改め一、八一五人（自衛官一、二五八人非自衛官五五七人）増員する。

なお防衛施設庁において、年次計画により六〇人の減員が行なわれているので防衛庁全体としての実質増員は一、七五五人である。

二、自衛隊の予備勢力確保のため予備自衛官の員数一九、〇〇〇人を二一、〇〇〇人に改め二、〇〇〇人の増員を行なう。

三、予備自衛官としての矜持と自覚を保持させるためその呼称及び制服の着用について規定する。

四、第十師団司令部の所在地の名称を守山市から名古屋市に改め、飛行教育集団司令部の所在地を宇都宮市から浜松市に改める。

〔附1〕

昭和三十八年度防衛庁予算について

第一、予算編成方針

第二次防衛力整備計画の諸目標を指向して昭和三十八年度の業務計画を円滑に推進するとともに、内容の充実、後方支援の強化等により防衛力の実質的向上をはかることを基本目標とした。

第二、歳出予算額及びその国民所得、一般会計歳出総額に対する比率

一、歳出予算額の前年度対比

昭和三十七年度当初	一、九八八億八四百万円	（この額は三十七年度当初防衛庁費一、九九三億九八百万円より旧建設本部分を控除したもの）
仝（補正後）	二、〇四〇億四七百万円	
昭和三十八年度	二、二九二億五八百万円	（前年度当初より約三〇四億増）

第二次防衛計画で年平均一九五億乃至二一五億程度の増が見込まれているが、第二次防衛計画にもとづく防衛庁の昭和三十八年度事業計画では二〇八億増となつており、それに昨年度の人事院勧告による給与改定、並びに糧食費改定分九三億を加えると、合計三〇一億となるので、昭和三十八年度防衛庁費の増三〇四億はこれに見合うものである。

二、最近の防衛庁費の対国民所得比、一般会計歳出総額比

	対国民所得費	対一般会計比
昭和三十六年度（補正後）	一、二四%	八、三〇%
昭和三十七年度（〃）	一、三三%	八、二二%
昭和三十八年度	一、三八%	八、〇五%

かくの如く対国民所得比は緩かな増を示しているが、対一般会計比は準じている。

即ち財政の伸び率一七、四%に対し防衛庁費の伸び率一五、三%である。

（備考）

世界主要各国の国防費の対国民所得比は次の如くである。

アメリカ	一一、〇%	イギリス	七、九%
ソ連	六、七%	フランス	七、四%
西ドイツ	四、九%	スイス	二、九%

（一九六〇年調）

三、昭和三十八年度歳出予算の内訳

陸上自衛隊	九三一億二六百万円	（一〇一億三五百万円増）
海上〃	五一八億二五百万円	（三六億〇一百万円増）
航空〃	七七八億五二百万円	（一〇六億五〇百万円増）
官房、各局、防大、技研、調本等	六四億五五百万円	（八億二五百万円増）

（備考）

最近五ヶ年度の歳出予算（当初）の陸、海、空の各比率（内局等は除く）は次の如くなつている。

	陸上自衛隊	海上自衛隊	航空自衛隊
昭和三十四年度	四七％	二四％	二九％
三十五年度	四五％	二六％	二九％
三十六年度	四三％	二六％	三一％
三十七年度	四一％	二五％	三四％
三十八年度	四二％	二三％	三五％

第三、国庫債務負担行為及び継続費

一、国庫債務負担行為　総額四四五億七八百万円

（うち昭和三十八年度歳出予算分　六二億六二百万円）

内訳

装備品購入	三五六億一二百万円（ナイキ一三一億分含む）	
航空機購入	二六億七八百万円	
弾薬購入	三三億四二百万円	
艦艇建造	一八億二五百万円	
施設整備	一一億二〇百万円	

（備考）　最近の国庫債務負担行為額

昭和三十五年度	九一八億六四百万円（F104を含む）
昭和三十六年度	二八二億一五百万円
昭和三十七年度	四六八億八七百万円

二、継続費　総額　一一一億三八百万円

（うち昭和三十八年度歳出予算分　二一億六五百万円）

内訳　昭和三十八年度甲型警備艦建造費　三〇億五六百万円

〃　甲Ⅱ型　〃　四一億一〇百万円

昭和三十八年度潜水艦建造費　三九億七二百万円

（備考）　最近の継続費

昭和三十五年度	六五億五三百万円
昭和三十六年度	七五億九〇百万円
昭和三十七年度	三〇億五五百万円

以上の国庫債務負担行為と継続費を含めて昭和三十九年度以降の後年度負担額は九四一億一四百万円となる。

第四、マップ（ＭＡＰ）期待額

予算編成の前提としたマップ（対日無償援助）の期待額は昭和三十八年度は六二億七〇百万円（陸上、二億七〇百万円、海上、六〇億、航空、〇）である。

（備考）　最近のマップ期待額と実績

	期待額	実績
昭和三十五年度	二八三億	二六二億
昭和三十六年度	二一二億	約一二三億
昭和三十七年度	二〇一億	約一一八億（第二、四半期までの分）

第五、昭和三十八年度における施設装備等の整備強化の内容

一、陸上自衛隊

1. 定員……一三ヶ師団の改編完了に伴って後方支援能力の整備充実等のため改編増強を行ない、昭和三十九年度にホーク一ヶ大隊を編成することを目途として、その準備を完成するため、これに関連して、二三三人の事務官を増員し、いわゆる自衛官及び非自衛官の転換を行なう。

（昭和三十七年度編成完結したナイキ一ヶ大隊は三十八年度は陸上自衛隊所属とするが、三十九年度以降は航空自衛隊所属とする。ホーク大隊は陸上自衛隊所属とする）

2. 予備自衛官……二千人増員して二万一千人とする。第二次防衛計画では三万人とする予定。

3. 本年度に引続いて第七師団（千歳市）の機甲化を推進するほか、一般部隊装備の充実をはかる。

歳出予算　三〇億一八百万円（八〇百万円増）

国庫債務負担行為　四億一二百万円（一三四億三三百万円減）

内訳

（第七師団機甲化　歳出予算　一六億三〇百万円
一般部隊装備充実　歳出予算　一三億八八百万円
（ヘリコプター　HI-13　UHI-18）　国庫債務負担行為　四億一二百万円）

昭和三十七年度の国庫債務負担行為で認められた装備品の長期一括発注（五ヶ年間）のうち、昭和三十八年度の取得予定は、戦車一〇両、装甲車三〇両、無反動砲七〇門、大型雪上車五両、新機関銃二〇〇丁、ヘリコプターHUH-1B四機である。

4. ナイキ部隊、ホーク部隊の装備充実、施設整備をはかる。

歳出予算　一四億五七百万円（七億五九百万円増）

国庫債務負担行為　一三一億二九百万円（一三〇億三九百万円増）

内訳

施設整備（ナイキ第一大隊の陣地構築等）　二億三四百万円

装備品費（ナイキ第二大隊ホーク第一大隊の弾体、ランチャーレーダー等）

歳出予算　一二億二三百万円

国庫債務　一三一億二九百万円

今年開かれるナイキ、導入のための日米経費分担交渉及びホーク導入のための日米経費分担交渉の前提としてナイキ第二大隊、ホーク第一大隊の特殊装備　品費の六五％を計上したものである。

5. 災害派遣能力の強化のため、施設部隊の器材等整備及び通信新機種等の充実をはかる。

施設器材等の整備　歳出予算　八億三八百万円（　二六百万円減）

通信新機種の充実　歳出予算　一〇億五八百万円（二億九八百万円増）

6. 弾薬の国内調達を引続き推進する。

歳出予算　二〇億二〇百万円（五億八〇百万円増）

国庫債務負担行為　一〇億六九百万円（五億二一百万円減）

以前より弾薬の備蓄は問題となつているが、この計上額程度では備蓄まで行かず、訓練射耗の補塡程度である。

7. 予算積算の基礎とした充足率は陸上自衛隊においては八五％である。

二、海上自衛隊

1. 定員……昭和三十八年度就役艦の海上要員及び航空基地要員、後方補給要員及び教育関係要員確保のため、自衛官七五九人、非自衛官二六七人計一、〇二六人増員する。

2. 第二次防衛計画にもとづき甲型警備艦（二、〇〇〇t、短魚雷（ロケット積載））一隻、甲Ⅱ型警備艦（三、〇〇〇t、無人ヘリコプター積載、昭和三十七年度に調査設計費一五百万円計上されていた分）一隻、潜水艦（一、六〇〇t）一隻、駆潜艦（四八〇t）一隻、掃海艇（三四〇t）二隻、支援船（雑船）六隻、合計一二隻の建造に着手する。総額一三〇億九二百万円でうち昭和三十八年度支出額二九億四七百万円である。

3. ヘリコプターの損耗補塡としてヘリコプターSｰ62A二機、双発練習機Bｰ65三機を購入する。

総額　歳出予算　一億六四百万円　国庫債務負担行為　四億二三百万円である。

4. 昭和三十八年度末の艦艇保有量は四七二隻、一四五、四六二t（内自衛艦二二七隻一二九、六六九t）航空機保有機数は二五八機となる。

三、航空自衛隊

1. 定員……F104飛行隊二、新編、その他の部隊の要員確保のため自衛官四九六人増員する。
（F104飛行隊は第二次防衛計画では七隊の予定、昭和三十七年度すでに一隊編成完了）

2. 既定計画にもとづく、F104J、F104DJ並びにTｰ1の第三次生産を引続き行なうとともに、YSｰ11輸送機（単価、一機五億六二百万円）二機、Sｰ62ヘリコプター（単価、一億八二百万円）二機を購入する。

歳出予算　二三四億一五百万円（三九億八九百万円増）
国庫債務負担行為　一〇億〇一百万円（一億〇五百万円増）

Tｰ1の既定計画は昭和三十四年度より第一次、第二次、第三次と夫々二〇機計六〇機を生産し、昭和三十八年度完了。

F104J、F104DJは昭和三十六年度一機、昭和三十七年度四四機、昭和三十八年度八五機、昭和三十九年度七〇機で昭和四十年一月末までに二〇〇機生産、昭和三十五年度国庫債務負担行為F104分、六九八億〇五百万円の内二一九億七三百万円が昭和三十八年度予算化されている。

3. 昭和三十八年度末航空機保有機数は一、二一七機となる。

四、其の他の主要施策

1. 自衛官の志気昂揚のための施策

自衛官の現行停年を尉、曹について二年乃至五年延長する。

	現行	改正後		現行	改正後
一尉	四八	五〇	一曹	四五	五〇
二尉	四五	五〇	二曹	四〇	四五
三尉	四五	五〇	三曹	四〇	四三

（参考）停年は自衛隊法施行令第六十条、別表第九で規定されており、其の他の階級については、将五八、将補五五、一佐五三、二佐、三佐これに要する経費としては一〇年先で二七乃至二八億程度の増と見込まれる。

2. 隊員に対する転業補導

満期除隊者の就職を円滑にさせる等のため、自動車運転手、調理士、航空整備士、電気技術者等の公の資格を取得させるべく職業補導を行なう。

歳出予算　六三百万円

3. 特別弔慰金制度の拡充
航空機搭乗員等の殉職事故及び災害派遣等に出動した場合の殉職事故、並びにこれらに伴う不具廃疾者に対する弔慰金等については、従来ジェット機の事故の場合のみ百万円の弔慰金が支出され、他の殉職事故にはなかつたので、財源を増し訓令をもつて改正する。
歳出予算　三二百万円（二〇百万円増）

4. 国防意識の昂揚をはかり自衛隊に対する国民一般の理解を深め、募集の一助とするため広報関係費の増額を行なう。
歳出予算　一億〇五百万円（二〇百万円増）

5. 自衛官募集の整備充実をはかるため募集関係経費の増額を行なう。
歳出予算　二億二九百万円（四百万円増）

6. 誘導兵器（ミサイル）、レーダーソーナー、新型飛行艇等防空及び対潜装備品の研究開発を重点的に行なう。
（地方連絡部庁舎二ヶ所の施設整備費を含む）
歳出予算　三〇億二一百万円（二億九五百万円増）

7. F104部隊の展開等に備えて騒音対策をさらに充実する。
国庫債務負担行為　八億四二百万円（一億一〇百万円増）
歳出予算　二二億四五百万円（五億九五百万円増）

〔附2〕

防衛関係日誌

（自昭和三七年九月三日
至昭和三八年七月六日）

年月日	防衛関係事項
三七、九、四	国防会議議員懇談会開催
九、一六	バッジ機種調査団（団長丸田空将補）米国に派遣
一〇、二三	キューバ事件に関し防衛庁長官情報関係部隊に警戒態勢を指令
一一、一	防衛施設庁発足
一一、九	志賀長官渡米マクナマラ国防長官訪問
一二、一	自衛隊法施行規則一部改正（所謂統幕議長、三幕長の四つ星）
一二、二一	米首脳会談（ナッソー会談）共同声明発表（多角的核戦力創設）
一二、二六	志賀長官ナイキの所属を航空自衛隊に決定
三八、一、九	ライシャワー大使から米国原子力潜水艦寄港について申入れ
一、一九	第三回日米安全保障協議委員会東京にて開催
	（新聞紙上で志賀長官の中共核保有についての発言とり上げらる）
一、一七	国防会議議員懇談会開催
	ナイキ部隊（第一〇一高射大隊）発足
一、二六	北陸方面の雪害に対する自衛隊災害派遣状況発表
一、二九	英国のEEC加盟たな上げ（ブルーセル会談）

三八、二、二　米国側に米国原子力潜水艦寄港問題についての安全、補償問題二点について照会
二、六　キルパトリック米国国防次官来日（首相外相防衛庁長官と会見）
二、一四　米国側より米国原子力潜水艦寄港問題の安全問題について回答
三、八　同問題補償問題について回答
三、一六　防衛大学校卒業式（第七期生）首相列席
三、二二　衆院本会議で児玉末男議員「頻発する自衛隊機の墜落事故」に関する緊急質問
三、二九　衆院外務委員会米国原子力潜水艦寄港問題について参考人招致（田村幸策、林克也、北川次郎、服部学の諸氏）
三、三〇　護衛艦「てるづき」賀茂春丸と浦賀水道で衝突事故
四、一〇　米国原子力潜水艦スレッシャー号沈没発表
F104J千歳で墜落　西三佐即死
四、二六　日本学術会議「米国原子力潜水艦寄港問題」について声明採択
衆院本会議で帆足計議員「米国原子力潜水艦寄港問題」について緊急質問
五、二　徳安総務長官学術会議議長等と意見交換
五、七　在日米軍司令部F105が五月中に第五空軍に配属板付基地に配置を発表
五、一二　F105板付基地に配置（七五機）
五、一五　参院本会議において小柳勇議員がF105問題について緊急質問

五、一六　自民党国防部会F104継続生産について決議
五、一六　米空軍横田基地所属B57埼玉県下の病院に墜落
五、二一　天皇皇后両陛下を自衛隊「捧げ銃」でお迎え（於青森体操祭）
六、五　「米国原子力潜水艦寄港問題」について国会に中間報告、外相談話
六、一一　衆院外務委員会「核兵器に関する問題」について参考人招致（岸田純之助、斎藤忠、関野英夫、林克也の諸氏）
六、一三　バッジ第二次調査団（団長浦空将）派遣決定
六、一九　参院外務委員会「米国原子力潜水艦寄港問題」について参考人招致（野中到、西脇安、西堀栄三郎、湯川秀樹の諸氏）
六、二〇　小川F104飛行隊長戒告処分決定同時に退職承認
六、二五　自民党政調会国防省昇格要綱決定
六、二五　海幕長に杉江海将起用を決定
七、一　バッヂ機種「ヒューズ社」採用を防衛庁庁議で決定
七、八　国産ミサイル新島で試射

皇室、栄典関係

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案

第一、審査経過

参議院……委員会、全会一致、本会議多数で原案通り可決。

委員会における主なる質疑は、内廷費、宮廷費の区分、下総御料牧場の最近における収支状況、新宮殿造営の構想等である。

衆議院……委員会、本会議とも全会一致で原案通り可決。

第二、本法律案の改正点

一、内廷費の定額「五千八百万円」を「六千万円」に改める。

二、皇族費の定額「四百二十万円」を「四百七十万円」に改める。

第三、内廷費、宮廷費、皇族費の変遷

年度（昭和）	内廷費	宮廷費	皇族費
二二	八、〇〇〇千円	二八、七〇二千円	二〇〇千円
二三	二〇、〇〇〇〃	四五、三九〇〃	三六〇〃
二四	二八、〇〇〇〃	六六、四六五〃	六五〇〃
二六	二九、〇〇〇〃	一七五、三六九〃	七三〇〃
二七	三〇、〇〇〇〃	三一二、七五一〃	一、四〇〇〃
二九	三八、〇〇〇〃	二〇一、六九一〃	一、九〇〇〃
三三	五〇、〇〇〇〃	四〇〇、二三一〃	三、〇〇〇〃
三六	五八、〇〇〇〃	三九五、〇三六〃	四、二〇〇〃

第四、内廷費増額の理由

一、内廷における職員給与は、公務員に準じているので、公務員給与引上げにともない職員の給与を十八%増額する。

（参考）

内廷使用人　二十五名

内訳

内掌典	四名
掌典	七名
奥女子職員	十名
生物学研究所助手	四名

第五、皇族費増額の理由

一、公務員給与引上げにともない、使用人給与十八%の増額と物件費八%を増額する。

各皇族費は次の如くである。

名称	改正前の額	改正後の額
秩父宮	四二〇万円	四七〇万円
高松宮	六三〇〃	七〇五〃
三笠宮	八四〇〃	九四〇〃

（注）　各皇族の皇族費の差は、皇室経済法により定められた、妃、親王、内親王の有無による。

第六、皇室関係予算

	三十七年度	三十八年度
内廷費	五八、〇〇〇千円	六〇、〇〇〇千円
宮廷費	四四〇、六九二〃	八三三、二一〇〃
皇族費	一八、九〇〇〃	二一、一五〇〃

旧金鵄勲章年金受給者に関する特別措置法案

第一、審査経過

本法案は、第三十八回国会に衆議院議員小笠公韶君外九名より提出されたが審査未了となり、第三十九回国会に衆議院議員内田常雄君外十二名より再提出され、以降衆議院において継続審査となり、第四十二回国会では衆議院を通過したが本院において本会議の段階で審査未了となつた。

本国会では、衆議院議員自由民主党小笠公韶君外十五名より提出された。

衆議院……委員会、本会議とも多数で修正可決。

修正の内容……適用者中「この法律施行の際に六十才以上の者」とあるのを「昭和三十八年四月一日に六十才以上の者」とし、一時金の支給開始期日「昭和三十八年四月一日から」とあるのを「昭和三十九年四月一日から」とする。

なお、本法律案は衆議院議員提出法律案なので、右の通り、修正されたものが、衆議

請願及び国政調査

院送付案である。

委員会においては、多数をもつて次の附帯決議を行なつた。

附帯決議

本法案には、旧一時賜金金鵄勲章保持者は除外されているが、その事情は、旧年金受給者と同一なるにかんがみ、可及的速やかに、これにも適用するの措置を講ずるものとする。

なお、本法案による一時金は、受給権が昭和三十八年四月一日に生ずるにかかわらず、その支給が昭和三十九年四月一日から開始されることになるので、その給付の裁定を受けた者については、政府においてできる限り融資の便宜を図るよう要望する。

右決議する。

参議院……委員会において審査未了。

第二、本法律案の内容

旧金鵄勲章年金受給者のかつて受けていた年金が打切られ、精神的にも経済的にも不遇のうちに老残の日々をおくつている人々が多い現状に鑑み、これらの人々の処遇改善を図るために、特別の措置として昭和三十八年四月一日において六十才以上の者及びその後に六十才に達した者に、七万円の一時金を支給しようとするものである。

第六、付託請願審査概要

第四十三回国会においては、当委員会に付託された請願は合計一、〇七四件であつて、委員会、本会議ともに審査されなかつたが、請願件名及びその要旨を左に掲げる。

一、行政組織関係（計一三件）

1. 文部省に産業技術教育局設置に関する請願（一二件）

第六四号ほか一一件

（要旨）文部省設置法を改正して産業技術教育局を新設し、高専、高校、中学校及び各種学校等における科学技術教育、産業教育に関する一元的な教育行政を行なうよう措置せられたいとの請願。

2. 建設省設置法の一部を改正する法律案並びに河川法案反対に関する請願（一一件）

第二、八〇一号ほか一〇件

（要旨）建設省設置法の改正を許すと、建設省は監督官庁化され、新産業地帯建設の企画、河川管理権が地方建設局に移譲され、国民の利益は重大な損害を受ける。また建設省勤務の労働者は労働強化をしいられ、監督官庁化に伴う配置転換、職種転換、首切りが強化され、これに反対する労働組合を押えるため労務担当官の増員が行なわれることになる。

新河川法案は知事の河川管理権、水利許可権等をとりあげ、農民の水を工業用水に転化し、地方財政の圧迫、国民の財産の収用や取こわし、強制労働などを一方的に強要できることになつている。

以上二件については、全国知事会も反対の態度を明らかにしており、両案を可決されないよう善処されたいとの請願。

二、国家公務員関係（計七五八件）

1. 公務員の賃金に関する請願（四七件）

第三八号ほか三三件、第八二五号ほか一〇件、第八三〇号、第一、〇二一号

（要旨）今回の給与改正案には反対であり、公務員の賃金については基本賃金の一律五千円引上げ、一万二千円の最低賃金制の確立、行㈠などに統合、初任給、期末手当の引上げ、行㈡などを撤廃し、行㈠などに統合、初任給、期末手当の引上げ、勤勉手当の廃止、暫定手当の全額本俸繰入れ、通勤手当の引上げとその全額免税、今回の給与改定実施時期は十月以前にさかのぼつて施行する等の実現を図られたいとの請願。

2. 航空交通管制官の待遇改善に関する請願（一件）

第六三三号

（要旨）航空交通管制官の待遇は業務の複雑困難性に比較して不均衡であるため、最近、民間企業への転職者が多く、一方、管制官の募集に応ずる者が極度に減少し、転退職者の補充も困難なほどで、航空交通の危機が予想されるので、すみやかに管制官に対する抜本的な給与改善措置を講ぜられたいとの請願。

3. 教育職俸給表㈠及び㈢の等級格付に関する請願（一件）

第七五五号

（要旨）校長、教頭への昇進はその数に制限があつて、一般教諭のまま永年勤続で退職する者は、その退

職時の俸給額は学校長（一等級）となつて退職する場合の俸給額に比べ、その格差はひらきすぎるから、一般教諭についても二等級に二十五年以上在職した者は、これを一等級とされるよう措置せられたいとの請願。

4. 国立大学附属校園教官の待遇改善に関する請願（二件）

第七二八号ほか一件

（要旨）国立大学附属校園は、一般の公立諸学校と同等の教育を行なう任務以外に、研究学校として教育の実験、実証および教育実習学校としての特別の任務を持つているが、その教官の待遇は、公立諸学校の教官より一般に低位にあるので、独自の給与体系の確立、身分の引上げ等により待遇改善を図られたいとの請願。

5. 国立大学教官の待遇改善に関する請願（一一一件）

第一、八四四号ほか一一〇件

（要旨）国立大学教官の待遇は、裁判官、一般行政官、民間研究機関の研究員等と比較し低きに過ぎるため、後継者の養成にも苦慮するばかりでなく、民間企業、外国等への転出者も相当の数にのぼる状態であるから、国立大学の重要性にかんがみ、国立大学教官の待遇を裁判官なみの水準に改善せられたいとの請願。

6. 国立病院等の看護婦の夜勤体制改善及び夜勤手当増額に関する請願（七件）

第一、〇九〇号ほか六件

（要旨）国立病院等の看護婦の夜勤については(1)必ず二名以上の夜勤体制を組むこと、健康上支障のない程度の夜勤回数におさえられるよう、夜勤要員として規定員の三十％増員すること。(2)八時間勤

務三交代の場合、午後五時から十時、午前五時から八時三十分までを百分の二十五、午後十時から午前五時までを深夜時間とする百分の五十の手当を支給すること等、善処せられたいとの請願。

7. **国立療養所における遺体運搬並びにし尿処理業務の職種指定、葬儀に必要な予算増額に関する請願**（一件）

第二、七四〇号

（要旨）国立療養所に入所中、死亡した患者の遺体を霊安室に安置する業務並びにし尿処理を行なう業務は、法規上だれが行なうか解らないので、その業務の職種指定の措置を講ずるとともに、死亡した患者をとむらう葬儀予算は、三千六百八十円と一般社会と比較して少額であるから、葬儀、火葬、運搬に必要な経費として一件五万円を支給出来るよう予算措置を講ぜられたいとの請願。

8. **国家公務員の寒冷地手当に関する請願**（五五九件）

第一二八号ほか五五二件、第二一三号、第二二四号、第三七一号、第二、六二六号、第二、九三五号ほか一件

（要旨）第二二四号、第二、六二六号、第二、九三五号ほか一件以外の請願は、現在寒冷地手当は一冬期を通じて、職員の俸給と扶養手当の合計月額の百分の二十の四月分、すなわち八十%を最高限として支給されているが、これを百分の二十五の四月分、すなわち百%を最高限として支給できるように、法改正の措置を講ぜられたいとの請願。第二二四号、第二、九三五号ほか一件は岩手県第二、六二六号は長野県における寒冷地手当支給地域分を是正されたいとの請願。

9. **一般職の職員の給与に関する法律第十二条改正による**（公務員労働者）**交通費実費支給に関する請願**（二一件）

第二、八〇〇号ほか二〇件

（要旨）建設省管轄の工事現場に勤務する者の通勤費は、その生産費の一割五分から二割にも達しており、しかもこれら勤務者は長い間臨時職員の身分でおかれたので、その賃金は他の公務員労働者、民間労働者と比較して非常に低いため、一般職の職員の給与に関する法律第十二条を改正して交通費実費支給を実施せられたいとの請願。

10. **豪雪地帯に勤務する全公務員に対する雪害保障の制度化等に関する請願**（一件）

第二、八六二号

（要旨）(1)豪雪地帯に勤務する全公務員に対し、雪害補償を制度化し、今回の豪雪については一万五千円を支給すること。(2)国公法改悪をやめ、ＩＬＯ八十七号条約を無条件で批准し、公務員に労働基本権をかえすこと。(3)日韓会談を即時中止し、あわせて安保条約を破棄することの実現を期せられたいとの請願。

11. **再就職公務員の退職手当の特例法制定に関する請願**（二件）

第九六〇号ほか一件

（要旨）戦後の社会生活混乱期にやむを得ない事情のため、いつたん退職し、後、再び復職した公務員について、最終退職の際の手当算定にあたり、特例法を制定して、(1)昭21・6・30日（退職手当制度実施の日）以前の退職者は前勤務年数を無条件通算すること。(2)右の期日以後、昭34・9・30日までの間の退職者は既支給の手当額を返納して前勤務年数を通算すること等を実現せられたいとの請願。

12. **国有林に働く作業員の全員定員化に関する請願**（三件）

第二、二八三号、第二、三〇一号、第二、八六一号

（要旨）国有林に働く一般常用作業員は定員内職員と同じ国家公務員でありながら、定員外であるため、社会的、経済的に多くの差別を受けている。同じ職場で、同じように働きながら常勤作業員が定員化されたため、前より一層差別が大きくなつているから、国有林に働く作業員の全員定員化について特別の配慮をせられたいとの請願。

13. 国税庁職員に対する勤務条件改善等に関する請願（二件）

第三、二三二号、第三、三四二号

（要旨）税務職員と職員団体を思想で差別し、管理職制機構と公金を使用しての不当労働行為を直ちにとりやめること、残業強制による労働強化を中止し、仕事量に見合う人員を配置すること、税務職員の転勤について人事協定を行なうこと、ＩＬＯ八十七号条約を即時無条件に批准し、公務員法の便乗改悪をしないこと等の請願。

三、恩給、共済関係（計二六七件）

1. 軍人恩給受給者の処遇改善に関する請願（一〇六件）

第一号ほか一〇四件、第一、八八三号

（要旨）旧軍人等の恩給処遇につき、六十才を境とする仮定俸給年額の区別を撤廃し、仮定俸給年額は公務員の給与ベースと均衡のとれたものに是正すること、沖縄、満州等にも戦地加算をつけ、また、戦後、外地に抑留された者に対し、その抑留期間に加算をつけ、加算年は実在職年に算入すること、一時恩給も旧文官と同様、在職三年以上とすること、引き下げられた旧軍人の仮定俸給号俸

を是正すること、旧海軍特務士官及びこれに準ずる旧陸軍将校の仮定俸給額をも是正せられたい等との請願。

2. 恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願（五一件）

第七号ほか四九件、第三七七号

（要旨）退職公務員の恩給、年金等については、公務員の給与の改定に準じ、恩給、年金等のスライドアップが合理的に行なわれるようにすること、また、その際、恩給と旧法による共済組合年金との改善が同時に行なわれるよう措置するとともに、改正法による六十才の年令制限の撤廃その他の是正、各種公的年金と老令福祉年金併給の適正化並びに、恩給等に関し常時調査する機関の設置等の措置を講ぜられたいとの請願。

3. 元満州国官吏等の恩給に関する請願（一五件）

第一一号ほか一三件、第七五四号

（要旨）元満州国等外国政府職員の恩給について、日満または満のみのケースで、公務死した者の遺族にも扶助料を支給し、終戦時まで在職した者に限り通算するとの規定を撤廃すること、また終戦後ソ連に抑留された期間を在職年に通算するとともに日満ケースで、普通恩給権を得て渡満した者等にも実在職年は通算すること、また満日ケースの通算について、十七年で打切る規定を撤廃し、満州国協和会職員、満州開拓指導員にも満州国官吏と同様に恩給法を適用せられたいとの請願。

4. 元南満州鉄道株式会社等職員の在職期間を恩給法等の期間に通算するの請願（四二件）

第六五号ほか一六件、第四六七号ほか二二件、第一、九五八号、第二、六八〇号

（要旨）元南満州鉄道株式会社、元満州電信電話株式会社、元華中鉄道株式会社、元華北交通株式会社の社員の在職期間を満州国官吏と同様に、恩給法、共済組合法等の期間に通算する措置を講ぜられたいとの請願。

5. 傷病者の増加恩給等是正に関する請願（三一件）

第一一三号ほか一四件、第二一九号ほか一五件

（要旨）増加恩給等受給者の家族加給年額を一人四千八百円とし、款症者にも支給するとともに、傷病恩給の間差を旧間差に復元し、裁定基準も是正すること、また、傷病恩給については、公務員の給与ベースとの均衡をはかられたいとの請願。

6. 軍人恩給の加算制に関する請願（一件）

第六八四号

（要旨）旧軍人の普通恩給を計算する場合、基礎在職年に至るまでは、文官実在職年を、軍人実在職年と同一に取扱うこと、また、外地戦時加算は、昭和二十年九月二日で打切られているが、その後の外地からの復員者にも加算措置を講ぜられたいとの請願。

7. 恩給法等の一部を改正する法律案成立促進等に関する請願（一件）

第二、四〇五号

（要旨）沖縄、満州等に戦時加算を付し、戦後海外に抑留された旧軍人等に加算をつけること、また、恩給の適正保持のため、人事院類似の機関を設置する旨を付帯決議として明かにせられたいとの請願。

8. 恩給、年金制度の是正並びに増額等に関する請願（三件）

第二、四六八号ほか一件、第二、七九〇号

（要旨）国鉄退職者の恩給年金は是正がおくれているので、公務員並びに公共企業体職員の給与のベースアップにスライドする制度を確立するとともに、老令退職者の仮定俸給を国鉄現職員の給与ベースと同様に引き上げること、また、老令福祉年金の収入上の制限を削除せられたいとの請願。

9. 共済組合新法関係年金受給者の処遇に関する請願（一二件）

第一〇号ほか一一件

（要旨）第四十回国会において、旧法による共済組合年金受給者は、二万円ベースに増額が行なわれたが、公共企業体職員等共済組合法及び国家公務員共済組合法による年金受給者に一部これより不利な処遇を受けている者があるので、すみやかに公平妥当な措置を実施せられたいとの請願。

10. 公共企業体職員等共済組合法の一部改正に関する請願（一件）

第六三号

（要旨）公共企業体職員等共済組合法における旧令による共済組合員であつた者の年金計算算定方式を改めるとともに、同法における遺族年金等を受ける遺族の範囲を拡大し、また功績章授与年数、国鉄乗車証加算年数、技能労務加算年数に、旧令期間を加算せられたいとの請願。

11. 旧令による共済組合等からの年金制度に関する請願（二件）

第四一四号ほか一件

（要旨）もと陸軍文官で終戦により恩給受給年限に達しないで退職した者に恩給公務員期間と旧陸軍共済組合員の期間を通算して恩給又は共済年金を支給するとともに、旧軍属で勤続期間が二十年未満のため旧令による共済年金が支給されない者に、その勤続年数を社会保険の算定年数に通算する

措置を講ぜられたいとの請願。

12. 旧陸軍共済組合員遺族に年金支給に関する請願（一件）

第一、八四三号

（要旨）旧陸軍共済組合の退職年金者であつた者で昭和二十年八月十五日から昭和二十五年十二月十一日までに死亡した者の遺族にも旧令による共済年金を支給するよう配慮せられたいとの請願。

13. 国家公務員共済組合の長期給付に関する施行法等の一部改正に関する請願（一件）

第二、二八一号

（要旨）現行法では増加恩給を受ける権利を有する更新組合員については、その増加恩給の基礎となる在職年は、増加恩給受給権を放棄しないかぎり組合員期間に通算されないが、増加恩給を受ける権利の基礎となる在職年が、普通恩給の最短年限以上である者については、その期間を通算する必要な改正を講ぜられたいとの請願。

四、防衛関係（計四件）

1. 航空基地周辺の騒音対策に関する請願（一件）

第七九八号

（要旨）航空基地周辺の地域住民を一日も早く騒音の障害から守り、その生活の安定を期するため現行特損法（昭和二十八年八月法律第二四六号日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律）を上回る基地周辺対策特別措置法を制定されたいとの請願。

2. 航空自衛隊千歳基地滑走路北側延長上の民家移転補償促進に関する請願（一件）

第二、〇七四号

（要旨）航空自衛隊千歳基地滑走路北側延長上の民家移転補償申請に対する防衛庁の回答は、昭和三十九年度予算において実施するとのことであるが、本年一月十四日墜落事故発生し寸時の猶予も許せない現況なので、すみやかに移転補償措置を実施されたいとの請願。

3. 連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金増額に関する請願（二件）

第二、六七九号ほか一件

（要旨）連合国占領軍関係者の不法行為により死傷させられた者等に対しては昭和三十六年被害者給付金法が制定されたがその給付内容は不充分なので、本法に対する参議院の附帯決議ならびに戦没者未亡人に対する加給金等を勘案し本給付金を増額されたいとの請願。

五、その他（計二二件）

1. 金鵄勲章年金、賜金の給与実施に関する請願（二〇件）

第二五九号ほか一七件、第七五三号、第二二、四八五号

（要旨）今国会において政府提案により、金鵄勲章年金、賜金の給与実施に関する法案を成立せしめられたいとの請願。

2. 刑部日羅に対する贈位に関する請願（一件）

第二、二八四号

（要旨）刑部日羅は第二十八代宣化天皇から三代にわたり、内政外交に多大の功績があり、その献策は、聖徳太子の国政改革及び孝徳天皇の大化改新となつて断行されたことは、国史上顕著な事実であ

り、本年はその千三百八十年式年祭に当つているので、この際、同氏に対する贈位に関し、審議せられたいとの請願。

3. 戦没者に対する勲章伝達等に関する請願（一件）

第二、四八六号

（要旨）叙勲を発令されながらまだ勲章を伝達されていない六十七万柱の戦没者の遺族に対し、すみやかに勲章を伝達せられるとともに、中共戦犯十一名の釈放を促進せられたいとの請願。

第七、国政調査

1. 国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査

月日	議題及び主なる内容	政府側出席者
昭三八・二・二七	○地方自治体に対する行政監察について 姫路市における財政運用問題等	山口行政監察局長
昭三八・五・一六	○宮内庁職員の職務について 村山朝日新聞社長夫人傷害問題等	宇佐美宮内庁長官 小畑皇室経済主管

2. 国の防衛に関する調査

月日	議題及び主なる内容	政府側出席者
昭三八・二・七	○北陸地方雪害に対する自衛隊派遣について 災害派遣の状況、特別手当問題、今後の出動準備態勢、災害出動予算の必要性等	生田防衛政務次官 久保防衛局第一課長
昭三八・三・五	○昭和三十八年度防衛庁関係予算説明	志賀防衛庁長官 上田経理局長 林防衛施設庁長官 大浜総務部会計課長

昭三八・五・一四	○F104Jジェット戦闘機及び護衛艦「てるづき」の事故について	志賀防衛庁長官 加藤官房長 海原防衛局長 小幡教育局長 麻生参事官
昭三八・五・三〇	○バッジ機種決定問題について 機種決定の作業状況、各社に対する要求性能、各社間価格差の大きな理由、バッジ組織完成後のレーダー等開発所要経費、バッジ購入における米国の援助内容等 ○F104Jジェット戦闘機の事故について F104Jの事故数、原因、千歳における事故原因、F86との事故数比較、射撃管制装置ナサールの性能、F104J継続生産問題等 ○F104Jジェット戦闘機の継続生産について 政府の方針について	志賀防衛庁長官 海原防衛局長 小幡教育局長 伊藤装備局長 麻生参事官 志賀防衛庁長官
昭三八・六・一二五		

3. 現地調査

(一) 東海道新幹線調査

(1) 参加委員

村山道雄（自民）　石原幹市郎（自民）
下村定（自民）　林田正治（自民）
田畑金光（民社）　小林篤一（第二ク）

(2) 視察先

東海道新幹線　綾瀬ー小田原間モデル線区

(3) 期日

昭和三十八年五月十四日

(二) 東海村原子力施設調査

(1) 参加委員

村山道雄（自民）　林田正治（自民）
栗原裕幸（自民）　山本伊三郎（社会）
鶴園哲夫（社会）

(2) 視察先

日本原子力研究所東海研究所、原子燃料公社東海製錬所、日本原子力発電株式会社東海発電所

(3) 期日

昭和三十八年五月二十一日

他の委員会に付託された関連法律案

第八、他の委員会に付託された関連法律案の概要

他の委員会に付託された法律案のうち、特に当委員会の所管事項に関連のある法律案について、その審議経過内容等を収録する。

関連法律案審議経過表

1. 成立したもの（九件）

件名	提出月日	参議院 委員会 予備付託	参議院 委員会 本付託	参議院 決議	参議院 本会議 決議	衆議院 委員会 決議	衆議院 本会議 決議	公布	備考
近畿圏整備法案（閣法第一四七号）	昭三八・三・六	五一〇	六一四	六一七	七五修正	六一四修正	六一四修正 七六同意	法律第六九号 三一	両院とも建設委員会に付託
国立学校設置法の一部を改正する法律案（閣法第七五号）	昭三八・二・一	二一一	三八	三二九	三三〇	三六	三八		両院とも文教委員会に付託

件名	提出日月	参議院 委員会 予備付託	参議院 委員会 本付託	参議院 委員会 決議	参議院 本会議 決議	衆議院 委員会 決議	衆議院 本会議 決議	公布	備考
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第三号）	昭三八 一、二二	一、三〇	二、二六	二、二七	二、二七	二、二六	二、二六	二、二八 法第八号	両院とも法務委員会に付託
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第四号）	昭三八 一、二二	一、三〇	二、二六	二、二七	二、二七	二、二六	二、二六	二、二八 法第九号	両院とも法務委員会に付託
戦没者等の妻に対する特別給付金支給法案（閣法第一一三号）	昭三八 二、二三	三、八	三、二六	三、二八 附帯決議	三、二九	三、二六 附帯決議	三、二六	三、三一 法第六一号	両院とも社会労働委員会に付託
戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案（閣法第八八号）	昭三八 二、一三	二、一三	三、二六	三、二八 附帯決議	三、二九	三、二六 附帯決議	三、二六	四、一 法第七四号	両院とも社会労働委員会に付託

戦傷病者特別援護法案（衆第五三号）	昭三八 七、四	七、四	七、四	七、四	七、四 附帯決議	七、六	七、六	七、四 提出 決議	七、四	八、三 法第一六八号	衆議院社会労働委員会提出 社会労働委員会に付託
地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部を改正する法律案（閣法第一三四号）	昭三八 三、四	参議院先議	三、四	三、二六	三、二七	三、二九	三、三〇	三、二九	三、二九	三、三一 法第一二八号	七一〇 法第一二八号	両院とも地方行政委員会に付託
国民健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第八七号）	昭三八 二、一三	二、二二	三、二九	三、三〇	三、三〇	三、三〇	三、三〇	三、二九	三、二九	三、三一 法第六二号	両院とも社会労働委員会に付託

件名	提出日月	参議院 委員会 予備付託	参議院 委員会 本付託	参議院 委員会 決議	参議院 本会議 決議	衆議院 委員会 決議	衆議院 本会議 決議	公布	備考
電話設備の拡充に係る電話交換方式の自動化の実施に伴い退職する者に対する特別措置に関する法律案（閣法第一七六号）	昭三八、三、一	五、三一				未審査	未了		両院とも通信委員会に付託
国家公務員法の一部を改正する法律案（閣法第一二七号）	昭三八、三、二	六、一九				未審査	未了		両院とも国際労働条約第八十七号等特別委員会に付託
結社の自由及び団結権の保護に関する条約（第八十七号）の締結について承認を求めよの件（閣条第一四号）	昭三八、三、二	六、一七							

件名	提出日月	参議院 委員会 予備付託	参議院 委員会 本付託	参議院 委員会 決議	参議院 本会議 決議	衆議院 委員会 決議	衆議院 本会議 決議	公布	備考
公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案（閣法第一二五号）	昭三八、三、二	六、一七		未審査	未了				両院とも国際労働条約第八十七号等特別委員会に付託
地方公営企業労働関係法の一部を改正する法律案（閣法第一二六号）	昭三八、三、二	六、一七		未審査	未了				
地方公務員法の一部を改正する法律案（閣法第一二八号）	昭三八、三、二	六、一九		未審査	未了				
国立大学総長の任免、給与等の特例に関する法律案（閣法第八六号）	昭三八、二、一二	二、二七	七、四	未審査	未了	六、二六	七、四		両院とも文教委員会に付託

（成立したもの）

近畿圏整備法案

本法案は、近畿圏の整備に関する総合的な計画を策定し、その実施を推進することにより、首都圏と並ぶわが国の経済、文化等の中心としてふさわしい近畿圏の建設とその秩序ある発展を図ることを目的としておりその主な内容は次の通りである。

一、近畿圏整備本部

1. 設置

近畿圏の整備に関する総合的な計画を策定し、その実施を推進するため、国家行政組織法第八条第一項の規定に基づいて、総理府の機関として近畿圏整備本部を設置する。

2. 所掌事務

本部の所掌事務は次の通りとする。

(1) 近畿圏整備計画の立案及びその立案のための必要な調査を行うこと。

(2) 近畿圏整備計画の実施に関して必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

(3) 近畿圏整備計画の実施を推進すること。

(4) その他近畿圏整備計画に関し内閣総理大臣の権限に属する事務を処理すること。

3. 組織

(1) 本部の長は、近畿圏整備長官として、国務大臣をもつて充てるものとすること。

(2) 近畿圏整備長官は、本部の事務を統括し、所部の職員の服務を監督すること。

(3) 本部に、次長その他の職員を置くこと。

二、近畿圏整備審議会

総理府に、附属機関として、近畿圏整備審議会をおき、同審議会は、内閣総理大臣の諮問に応じて近畿圏整備計画の策定及び実施に関する重要事項その他審議会の権限に属された事項について調査審議し、及び近畿圏整備計画の策定及び実施に関する重要事項について内閣総理大臣に意見を述べることができるものとする。審議会は関係行政機関の職員より十一人以内、関係府県の知事及び関係指定都市の市長より十一人以内、学識経験のある者より十一人以内計三十三人以内で組織する。

三、その他本法は、近畿圏整備計画、近畿圏整備計画に基づく事業の実施について所要の規定をしている。

四、本法附則において総理府設置法の一部改正を行い、近畿圏整備本部を総務長官の監督外とし、また、総理府本府の定員をこのために二十人増員する。

国立学校設置法の一部を改正する法律案

本法律案の内容は次の通りである。

一、埼玉大学に工学部を設置する。

二、文部省令で定める国立大学に教養部を置く。

三、東京芸術大学ほか三国立大学に大学院を設置する。

四、群馬大学に内分秘研究所を、京都大学に共同利用の数理解析研究所および原子炉実験所をそれぞれ附置する。

五、国立高等専門学校十七校を設置する。

六、本法律案は、昭和三十八年四月一日から施行する。ただし改正後の国立高等専門学校に関する規定中秋田工業高等専門学校ほか四校に係る部分は、昭和三十九年三月三十一日までの間は適用しない。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

両法律案の内容は、昭和三十七年八月十日の人事院勧告に基づき、一般職の職員の給与が改善されることに対応し、これに準じて、裁判官及び検察官の給与の月額を一般職と同様の増加比率で改善せんとするものであり、その適用も一般職と同様、昭和三十七年十月一日からとするものである。

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法案

本法案は、戦没者等の妻に特別給付金として十年以内に償還する額面二十万円、無利子の記名国債を交付しようとするものであつて、昭和十二年七月七日日華事変勃発以後に公務上負傷し、または疾病にかかり、このために死亡した者の妻であつたことにより、昭和三十八年四月一日において、旧軍人、旧準軍人又は旧軍属に係る公務扶助料、特例扶助料、遺族年金、特例遺族年金又は遺族給与金、旧令共済殉職年金を受ける権利を有ずる妻に支給される。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

本法律案は戦傷病者、戦没者遺族等に対して、なお援護施策に不均衡、不十分な点があるので、その改善を図るため、戦傷病者戦没者遺族等援護法、未帰還者留守家族等援護法、未帰還者に関する特別措置法についてそれ

ぞれ改正を行つている。主な改正点は次の通りである。

一、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正

1. 徴用工、動員学徒等の準軍属の父母に対する遺族給与金の支給要件を緩和し、軍人軍属の父母に対する遺族年金の支給要件と同様にすること。
2. 現在五年間を限り支給することとされている遺族給与金の支給期間を撤廃して年金化するとともに、準軍属の障害年金、遺族給与金等の支給事由に係る戦時災害の要件を撤廃して、軍人軍属の場合と同様にすること。
3. 事実上軍と同様の勤務に専ら従事した間に公務上負傷又は死亡した満鉄職員等を軍属として、障害年金、遺族年金等を支給すること。
4. 内地等に勤務していた有給軍属のうち、旧令共済組合特別措置法による年金を受けられないものに障害年金又は遺族給与金を支給すること。
5. その他特別弔慰金の支給要件を緩和すること等。

二、未帰還者留守家族等援護法の一部改正

引き続き一年以上病院又は診療所に収容されて療養の給付を受けている者で増加恩給等を受給していないものに対し、療養手当として月額二、〇〇〇円を支給すること。

三、未帰還者に関する特別措置法の一部改正

外地において、今次戦争に起因して消息不明となつた一般邦人のうち、現在同法の対象とされていないものを新たに法の対象に加え、厚生大臣が戦時死亡宣告の申立てを行なうことができることとすること。

戦傷病者特別援護法案

本法案は衆議院社会労働委員長提出にかかるものであり、現在戦傷病者に対しては、戦傷病者戦没者遺族等援護法、恩給法、未帰還者留守家族等援護法、戦傷病者等の日本国有鉄道無賃乗車等に関する法律等によつて各般の援護措置が講ぜられているが、これらの法律は制定の趣旨、経緯、対象となる戦傷病者の範囲等において夫々異なる点がある等のため、本案はこれら戦傷病者の援護に関する法制を統合整備するとともに、これらの援護措置が国家補償の精神に基づいて行なわれるものであることを明確化し、もつて今後における戦傷病者に対する援護施策の充実にも備えるべく提案されたものである。本案の概要は次の通りである。

1. 対象

本法の対象となる戦傷病者は、旧恩給法に規定する軍人、準軍人、準軍属で、これらの法律等により公務上の傷病で恩給法に規定する款症程度（旧軍人、準軍人については第二目症）以上の障害を有するもの又は療養を要するものである。なおこれらの戦傷病者に対しては、戦傷病者手帳を交付する。

2. 援護の内容

本法による援護は、現行各法制中、恩給法に規定する傷病恩給、援護法に規定する障害年金等の所得保障に関する制度を除き、未帰還者留守家族等援護法に規定されている療養の給付、療養手当及び葬祭費の支給に関する制度、戦傷病者戦没者遺族等援護法に規定されている更生医療、補装具の支給及び国立保養所への収容に関する制度、戦傷病者等の日本国有鉄道無賃乗車等に関する法律に規定されている国鉄無賃

乗車船の取扱いをこの法律に吸収統合したものであり、その援護の各条項の適用については、さしあたりすべてこれまでの制度の通りである。

地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部を改正する法律案

本法律案は別途本国会に提出された「恩給法等の一部を改正する法律案」に準じて、地方公務員の退職年金制度についても、同様の措置を講ずるため提出されたものであつて、旧南満州鉄道株式会社等の外国特殊法人職員期間について、外国政府職員期間と同様に、地方公務員共済組合の組合員期間に通算すること。公務上の傷病による廃疾年金の最低保障額に附加される扶養加給額のうち、組合員の退職後に出生した子に係るものを、一人につき二千四百円から四千八百円に引上げる等の措置が採られている。

国民健康保険法等の一部を改正する法律案

本法律案は、国民健康保険制度についての改善と並行して、健康保険、船員保険、各種共済組合の被用者保険各制度についても、給付期間の制限の撤廃、継続給付の期間の延長等の措置を講ずることにより、その給付内容の向上をはかるとともに、国民健康保険財政に対する国の援助を強化しようとするものである。

本法律案中、国家公務員共済組合法及び公共企業体職員等共済組合法が一部改正され、(1)組合員及び被扶養者の傷病に対する療養の期間は無制限。（改正前三年）(2)一年以上組合員であつた者が退職した際に、療養の給付、療養費又は家族療養費を受けていた場合は、当該給付の支給開始後五年（改正前三年）(3)一年以上組合員であつた者が死亡した際に、家族療養費を受けている場合には、給付の支給開始後五年（改正前三

年）(4)以上の措置は昭和三十八年四月一日から施行する等の措置が採られた。
（不成立となつたもの）

電話設備の拡充に係る電話交換方式の自動化の実施に伴い退職する者に対する特別措置に関する法律案

本法律案は、加入電話等に係る公衆電気通信役務に対する需要の急激な増加に応じて日本電信電話公社が急速かつ計画的に行なう電話設備の拡充改善のための事業に係る電話交換方式の自動化の実施に伴い、電話取扱局において一時に多数の電話交換要員が過剰となる極めて特殊な事情に対処して、これらの過剰となる電話交換要員の退職の円滑化をはかるため、勤続期間五年未満の者に対しては、退職日における俸給、扶養手当及び暫定手当の月額の合計額の八ヶ月分、五年以上の者には十ヶ月分の特別の給付金を支給しようとするものである。

ＩＬＯ第八十七号条約関係法律案

結社の自由及び団結権の保護に関する条約（ＩＬＯ第八十七号条約）の締結について承認を求めるの件並びにこれに伴う関係国内法整備のための四法律案が、今国会にも提出されたが、この案件の従来よりの審査経過並びに今国会における審査の概要は次の如くである。

一、第三十四回国会の昭和三十五年四月二十八日に提出され、同国会においては、社会党が本会議において趣旨説明を要求し、又、特別委員会を設置して審議するほか否かの問題があつたが、第三十四回国会はいわゆる安保国会であつたため、本会議における趣旨説明もなく、特別委員会も設けられず、付託委員会も

決まらぬまゝに審査未了となつた。

二、第三十八回国会の昭和三十六年三月二十五日に再び提出されたが、衆議院において、与野党間に特別委員会設置を捗り、対立のまゝの状態にあつたので、五月三十一日に清瀬衆議院議長は、(1)ＩＬＯ関係法案六月二日までに委員会付託ができる運びとすること。(2)付託の方法は条約、公労法、地方労法については特別委員会を設ける。(3)国公法、地公法は内閣委員会に、鉄道営業法は、運輸委員会にそれぞれ付託する等を内容とする政治的解決をはかるための最終的あつせん案を自、社、民社に示したが、難航、結局、審査未了となつた。

三、第四十回国会の昭和三十七年四月十三日に三度目の国会提出がなされたが、特別委員会設置問題で話合いがつかず、審査未了となつた。

四、今国会の昭和三十八年三月二日に四度目の国会提出がなされ、六月十七日に漸く両院に国際労働条約第八十七号等特別委員会が設置され、同条約並びに関係法律案が一括して審査されることとなり、両院とも提案理由の説明を聴取し、衆議院においては質疑が重ねられたが、会期末の七月六日に、両院の特別委員会で、それぞれ、五案件を継続審査にすることを議決したが、ともに本会議で議決するに至らず審査未了となつた。

四法律案の内容は次の通りである。

国家公務員法の一部を改正する法律案

第一　国家公務員法の一部を次のように改正する。

一　職員団体

1　職員団体とは、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体又はその連合体をいうものとすること。

2　管理若しくは監督の地位にある職員又は機密の事務を取り扱う職員（以下「管理職員等」という。）は、これらの職員以外の職員が組織する職員団体に加入することができないものとすること。管理職員等の範囲は、人事院規則で定めるものとすること。

3　警察職員及び海上保安庁又は監獄において勤務する職員は、職員の勤務条件の維持改善を図ることを目的とし、かつ、当局と交渉する団体を結成し、又はこれに加入してはならないものとすること。

4　職員団体の登録について、その手続、要件等を法定することとし、その要件中に、職員団体は前記3以外の職員をもつて組織され、かつ、管理職員等が加入していないことを必要とするが、その意に反して又は懲戒として免職処分を受けた者で係争中のもの等を構成員にとどめていることを妨げない旨を定めるほか、職員でない者の役員就任を認めている職員団体を、登録要件に適合しないものと解してはならないものとすること。

5　職員団体の交渉について、その手続、条件等必要な事項を法定すること。

6　職員は、職員団体の業務にもつぱら従事することができないものとすること。

7　職員は、政令で定める場合を除き、給与を受けながら、職員団体のためその業務を行ない、又は活動してはならないものとすること。

二　人事行政機関

1　内閣総理大臣は、法律の定めるところに従い、国家公務員の人事行政に関する事務（人事院の所掌に属するものを除く。）をつかさどるものとし、その所掌事務に関する方針、基準、手続及び計画を

調整し、総合し、及び指示することができるものとすること。

2　人事院は、法律の定めるところに従い、給与その他の勤務条件の改善及び人事行政の改善に関する勧告、試験、苦情の処理等職員に関する人事行政の公正の確保及び職員の利益の保護に関する事務をつかさどるものとすること。

3　人事主任官会議を廃止し、総理府及び各省等に置かれる人事主任官を人事管理官に改めるものとすること。

4　現行法において人事院規則で定める政治的行為を別に法律で定めることに改めるものとすること。

5　前記1、2の所掌事務及び権限の配分等に伴い、その他の関係規定に改正を加えるものとすること。

第二　本法に附則を設け、次の事項を規定する。

一　経過規定

1　前記第一の二の4の別に定める法律が施行されるまでの間は、政治的行為の制限及びその違反に対する罰則の適用については、改正規定にかかわらず、従前の例によるものとすること。

2　この法律施行の日から三年間は、前記第一の一の6にかかわらず、職員は、なお、従前の例により、登録された職員団体の役員として、もつぱら職員団体の業務に従事することができるものとすること。

3　その他所要の経過措置を規定すること。

二　関係法律の改正

総理府総務長官を国務大臣をもつて充てることに改めるとともに、内閣総理大臣の人事行政に関する所掌事務を担当する部局として総理府に人事局を設けることとし、これに職員、給与の二部を置き、

職階制、任用、能率、研修、厚生、分限、懲戒、災害補償及び服務に関する事務は人事局職員部において、給与、共済組合及び退職手当に関する事務は人事局給与部において所掌させるほか、附属機関として公務員研修所を設けるため、総理府設置法、内閣法及び大蔵省設置法等に所要の改正を行なうこと。

2　人事行政に関する所掌事務及び権限の配分の改正に伴い、一般職の職員の給与に関する法律及び特別職の職員の給与に関する法律等の関係法律に所要の改正を行なうこと。

3　職員団体に関する規定の改正に伴い、国家公務員共済組合法等の関係法律に所要の改正を行なうこと。

三　施行期日

この法律は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内で政令で定める日から施行するものとすること。

地方公務員法の一部を改正する法律案

一　職員の給与の支払に関する事項

職員の給与は、法律又は条例により特に認められた場合を除き、通貨で、直接その職員に、その全額を支払わなければならないものとすること。

二　職員団体に関する事項

1.　この法律において職員団体とは、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体又はその連合体をいうものとすること。

2.　管理若しくは監督の地位にある職員又は機密の事務を取扱う職員は、これらの職員以外の職員が組織する職員団体に加入することができないものとすること。管理職員等の範囲は、人事委員会規則又は公平委員会規則で定めるものとすること。

3.　警察職員及び消防職員は、職員の勤務条件の維持改善を図ることを目的とし、かつ、地方公共団体の当局と交渉する団体を結成し、又はこれに加入してはならないものとすること。

三　職員団体の登録に関する事項

1.　職員団体の登録に関する事務は、人事委員会又は公平委員会が行なうものとすること。

2.　職員団体の登録及びその取消の要件並びに手続を明確にするものとすること。

3.　登録を受けることのできる職員団体は、所定の要件をみたすほか、同一の地方公共団体に属する職員をもつて組織され、かつ、管理職員等以外の職員が組織する職員団体にあつては、管理職員等が加入していないことを必要とするものとすること。

ただし、その意に反して又は懲戒として免職処分を受けた者で係争中のものを構成員としてとどめていることを妨げないものとすること。

4.　職員でない者の役員就任を認めている職員団体をその故をもつて登録の要件に適合しないものと解してはならないものとすること。

四　職員団体の交渉に関する事項

1.　登録を受けた職員団体は、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、地方公共団体の当局と交渉することができるものとすること。

2.　地方公共団体の事務の管理及び運営に関する事項は、交渉の対象とすることができないものとすること。

3. 職員団体が交渉することができる当局は、交渉事項について適法に管理し、又は決定することができる当局とするものとすること。

4. 交渉に当たる者及びその員数、議題、時間、場所その他交渉が正常に行なわれるため必要な手続及び条件を規定するものとすること。

五　職員団体のための職員の行為の制限に関する事項

1. 職員は、職員団体の業務にもつぱら従事することができないものとすること。

2. 職員は、条例で定める場合を除き、給与を受けながら、職員団体のためその業務を行ない、又は活動してはならないものとすること。

六　施行期日

この法律は、公布の日から起算し九十日をこえない範囲内で政令で定める日から施行するものとすること。

七　経過措置

1. この改正法律の施行の際、現に存する職員団体の登録に関し、所要の経過措置を講ずるものとすること。

2. 任命権者は、この法律の施行後三年間は、公務に支障のない限り、職員が、登録された職員団体の役員として、もつぱら職員団体の業務に従事することを許可することができるものとすること。

八　その他所要の規定の整備をはかること。

公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案

一、(1)　職員のうち管理又は監督の地位にある者及び機密の事務を取り扱う者は、労働組合を結成し、又はこれに加入することができない旨の規定を削除すること。

(2)　職員のうち労働組合法第二条第一号に規定する使用者の利益代表者の範囲は、公共企業体等労働委員会が認定して告示するものとすること。

二、職員でなければ労働組合の組合員又はその役員となることができない旨の規定を削除すること。

三、在籍専従制度は廃止することとするが、法律施行の日から三年間は従前の例によるものとすること。

四、争議行為の共謀、教唆、煽動を禁止されている者の範囲に、職員のほかに、職員が結成し、又は加入する労働組合の組合員及び役員を加えること。

五、争議行為及びその共謀、教唆、煽動を行なうことを内容とする労働組合の決定又は指令は、関係労働組合、組合員及び役員を拘束しない旨の規定を設けること。

六、以上のほか、所要の整理を行なうこと。

七、附則において所要の経過措置及び関係法律の規定の整理を行なうこと。

地方公営企業労働関係法の一部を改正する法律案

一、(1)　職員のうち管理又は監督の地位にある者及び機密の事務を取り扱う者は、労働組合を結成し、又はこれに加入することができない旨の規定を削除すること。

(2)　職員のうち労働組合法第二条第一号に規定する使用者の利益代表者の範囲は、労働委員会が認定して告示するものとすること。

二、職員でなければ労働組合の組合員又は役員となることができない旨の規定を削除すること。

三、在籍専従制度は廃止することとするが、法律施行の日から三年間は従前の例によるものとすること。
四、争議行為の共謀、教唆、煽動を禁止されている者の範囲に、職員のほかに、職員が結成し、又は加入する労働組合の組合員及び役員を加えること。
五、争議行為及びその共謀、教唆、煽動を行なうことを内容とする労働組合の決定又は指令は、関係労働組合、組合員及び役員を拘束しない旨の規定を設けること。
六、仲裁の開始事由、仲裁裁定の実施等の規定について、公共企業体等労働関係法に準じて整備を行なうこと。
七、以上のほか、所要の整理を行なうこと。
八、附則において所要の経過措置及び関係法律の規定の整備を行なうこと。

国立大学総長の任免、給与等の特例に関する法律案

本法律案の内容は次の通りである。
一、北海道大学、東北大学、東京大学、名古屋大学、京都大学、大阪大学及び九州大学に学長としてそれぞれ北海道大学総長等国立大学総長を置くこととすること。
二、国立大学総長の任免は、内閣が行ない、天皇が認証することとすること。
三、国立大学総長の任免等についての大学管理機関の申出は、文部大臣が内閣に進達することとすること。
四、国立大学総長の受ける一般職の職員の給与に関する法律に規定する給与は、俸給及び期末手当とし、その俸給月額は、東京大学総長及び京都大学総長にあつては十八万円、その他の国立大学総長にあつては十六万円とすること。

ｶｷﾅｲ－44

第四十二、第四十三回国会参議院内閣委員会審査要録正誤表

頁	行	誤	正
六	表	件名 旧金鵄勲章・・ 本付託 委員会議決 修正多数	件名 旧金鵄勲章・・ 一二、一八 本付託 委員会議決 修正附帯決議多数
一六	一六	漁業法の一・一部	漁業法の一部
一九	一三	一般職の職員給与	一般職の職員・給与
二六	三	水戸対地射操・撃場	水戸対地射爆・撃場
四〇	二	具・対・的	具体・的
四一	四	未・成立	不・成立
五一	表	件名 旧金鵄勲章・・ 委員会議決 六二〇 修正多数	件名 旧金鵄勲章・・ 委員会議決 六二〇 修正附帯決議多数
六六	三	農地買収者	農地・買収者
一一九	六	審査・終・了	審査・未・了
一二一	一九	中央企業調整委員会	中央中・小・企業調整委員会
一二二	「その他」の欄中	国立防災・科学技術センター	国立防災・科学技術センター

一一二	「関係法律名」欄中	在外公官・の名称
一一五	「地方支分部局の設置」の欄中	鉱山保安監督
一二八		昭和38年共・増減
一二九	三	・衆・議・院・に・お・い・て・審査未了
一三四	四	
一九五	一五	衆議院・議員・
一九九	一	特料・扶助料
二一九	五	準じている。
二四八	二	旧隆軍
二六一	表	
二六八	一六	

件名	参議院		衆議院		
	委員会議決	本会議決	委員会議決	本会議決	
公共企業体……審議未了					
地方公営企業・・審議未了					
地方公務員法・・審議未了					

審議するほか

件名	参議院		衆議院		
	委員会議決	本会議決	委員会議決	本会議決	
公共企業体……審議未了					
地方公営企業・・審議未了					
地方公務員法・・審議未了					

審議するか

在外公館・の名称	
鉱山保安監督署・	
消防庁欄と合計欄の間に二重線を入れる	
昭和38年度・増減	
審査未了	
衆議院・	
特例・扶助料	
減じている。	
旧陸軍	